

第百十八回国
参議院通信委員会會議録第一号

平成二年三月二十九日(木曜日)
午前十時開会

委員氏名

委員長 青木 薪次君
理事 岡野 裕君
理事 永田 良雄君
理事 松前 達郎君
理事 磯村 修君
理事 長田 裕二君
理事 陣内 孝雄君
理事 長谷川 信君
理事 平井 卓志君
理事 宮田 輝君
理事 守住 有信君
理事 及川 一夫君
理事 大森 昭君
理事 國弘 正雄君
理事 山田 健一君
理事 鶴岡 洋君
理事 山中 郁子君
理事 足立 良平君
理事 沢田 一精君
理事 平野 清君

理事

委員

岡野 裕君
永田 良雄君
松前 達郎君
磯村 修君
長田 裕二君
陣内 孝雄君
平井 卓志君
平野 清君
守住 有信君
及川 一夫君
大森 昭君
國弘 正雄君
山田 健一君
鶴岡 洋君
山中 郁子君
足立 良平君
沢田 一精君
深谷 隆司君
川崎 二郎君
木下 昌治君
中村 泰三君
森本 哲夫君
大瀧 泰郎君
大野 敏行君

國務大臣
郵政大臣 深谷 隆司君
郵政事務次官 川崎 二郎君
郵政大臣官房経理部長 木下 昌治君
郵政省通信政策局長 中村 泰三君
郵政省電気通信局長 森本 哲夫君
郵政省放送行政局長 大瀧 泰郎君

事務局側

常任委員会専門員 大野 敏行君

委員の異動

三月二十六日

山田 健一君

補欠選任 栗村 和夫君

三月二十七日

栗村 和夫君

補欠選任 山田 健一君

出席者は左のとおり。

委員長 青木 薪次君

業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木薪次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木薪次君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本放送協会関係の付託案件の審査、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、放送に関する事項の調査のため、日本放送協会の役員を参考人として今期国会中、必要に応じ随時出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木薪次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木薪次君) この際、深谷郵政大臣及び川崎郵政事務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。深谷郵政大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 通信委員会の皆様方に謹んであいさつを申し上げます。

去る二月二十八日、郵政大臣を拝命いたしました深谷隆司でございます。

通信委員会の皆様には、郵政行政の適切な運営につきまして、格別の御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび国民生活と極めて密接なかわりを持つ郵政行政を所管いたすことになり、責任の重大さに身が引き締まる思いがいたします。

もとより微力ではありますが、諸先生方の御指導と御助言を賜りながら、今後所管行政の推進に向け、渾身の力を傾注してまいれる所存であります。

ので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、電気通信、放送の分野につきましては、国際社会、産業経済、地域社会、国民生活等それぞれの領域における情報化の進展に対応し適時適切な諸施策を推進するとともに、情報通信分野での先端的、独創的な技術開発に重点を置いて取り組んでまいり所存でございます。

また、郵便、為替貯金、簡易保険・郵便年金の事業につきましては、金融の自由化・国際化、長寿社会の進展等に対応するとともに、地域社会の活性化にも貢献すべく、サービスの改善充実に努めてまいりたいと考えております。

本日は、補正予算関連法案である通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及びNHKの平成二年度収支予算等の二件につきまして委員会を開会していただき、御審議をいただけることに深く感謝申し上げます。

どうかよろしく御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げますとともに、今後とも委員各位の格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 川崎郵政政務次官。

○政府委員(川崎二郎君) 去る二月二十八日、郵政政務次官を拝命いたしました川崎二郎でございます。

青木委員長を始め委員の諸先生方の御指導をいただきながら、全力を挙げて深谷郵政大臣を補佐してまいり所存でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷郵政大臣。

○国務大臣(深谷隆司君) 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の放送衛星は、地形その他の自然的条件等から従来放送を視聴できなかった難視聴地域の

解消を主目的として、開発、実用化されてきたところであります。しかしながら、難視聴地域における衛星放送の視聴者は当初の計画より少なく、このまま放置すれば、衛星放送の主目的であり、また難視聴解消の目的の達成が困難となるばかりでなく、近年著しく発達している放送の受信できる地域との情報格差はますます拡大していくこととなります。そこで、通信・放送衛星機構が、難視聴地域における衛星放送の受信対策のために一般会計からの出資を受けて行う助成業務に、関係の規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。通信・放送衛星機構は、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することができ、その受信設備を設置する者に、助成金を交付する業務等を行うこととし、その業務に必要な経費の財源をその運用によって得るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設けることとしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○及川一夫君 深谷郵政大臣、御就任されてから参議院の通信委員会としては初めてお会いをするというところであります。それだけに、郵政事業はもとより、電気通信事業、情報産業全般にわたって所信をお聞かせして、そしてこれからの郵政大臣としての対応についていかなるものであるかということを確かめた上で個別の問題に入りたい、そんな気持ちで実はいっぱいなんです。しかし、国会の運営がこういうことになっておられますから、それはかなわないのであります。けれども、ただ、一、二どうしても緊急的にお聞きしておきたい、また私の意見を申し上げておきたい、こういうことがございますので、やや本題から外れるかもしれませんが、郵政大臣は、我々通信委員会ということからいえば郵政大臣自身の指導力のことに関係をしてまいりますから、そういう意味でお聞きを、また御意見も申し上げておきたいというふうに思うのであります。

その一つは、塩谷事務次官が渡米されております。これは新聞報道によれば、電気通信分野の市場開放問題ということが主題のようでございますが、海部総理大臣、ブッシュ大統領との間でこれが会談の内容として入っておる入っていないということが報道され、それは入っていないということが一つの結論のようでありまして、いろいろな協議は自由によられていられるようですが、どんな目的で何を役割として事務次官は渡米されたんでしょうか。そういったことから聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 塩谷事務次官のこのたびの訪米は、アメリカの政府要人との直接意見交換を行い、現在アメリカ側が提起しております諸問題について我が国の考え方を説明して十分な理解を得るためでございます。アメリカ側が提起している主な問題といたしましては、デジタル端末機の接続装置、DSUでございますが、それを利用者が自分のところで設置できるようにせよというところ。これに對しまして我が国では、国際的な勧告に従ってデジタル端末機接続装置は電気通信事業者が設置することが適切である、こう申し保っているわけでございますが、この相互接続性の確保について十分な議論が必要であることなどを主張してきておりまして、この点についてのアメリカの理解を得るよう努める、そういう考え方でございます。

なお、これ以外に電気通信事業法を再度見直すべきではないか等の指摘がなされる可能性がありますが、今日まで法改正を必要とする個別具体的な問題提起はなされていなくてございまして、から、そのような立場に立つて話し合いをするように考えての出発でございます。

○及川一夫君 ということは、従来、事務次官が派遣をされたり、その上で郵政大臣が行かれ一つの物事について相手国と約束をする、妥協を含めて、ということが従来我が国が体験してきたことなんでありまして、そういう事象は今回の場合はない、こう理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 今回の場合、特別そういうような前提で出かけたわけではございません。○及川一夫君 わかりました。なぜこんなことを申し上げるかというと、従来、電気通信機器にかかわる問題あるいは電気通信行政にかかわる問題で、日本の国内では、端的な言い方をすれば絶対に妥協しない、こう言いながら、やはりその発言とは違つた方向にいつても結論づけられる、何かしら裏切られたような気持ちになる、そういうことが少なくない、こういうことがあるものですが、その目的と役割についてお尋ねをしたんですが、今大臣の方からそういう態度の表明がございましたので、安心して事態を見守りながら我々もどう対応するかについていろいろ考えた、こう申し上げておきたいと思ひます。

そこで、郵政大臣の実には政治姿勢の問題についてお尋ねをしたいというふうに思ふんですが、私も何代かの郵政大臣といろいろ意見交換をやっておるんですが、深谷郵政大臣は若手と言つていいんだらうと私は思ふんです。したがって郵政大臣に御就任になったときにはある意味では論議ができることを非常に楽しみにしておりました。そしてまた、歯切れのいい御答弁も出てくるだろうし、その言動に沿つた行動あるいは行政上の執行というものがなされるだろうという期待を込めて実は私はうれしく思つておりました。労働省の政務次官のときに労働省主催のパーティーでお会いしたのが一度きりなんですけれども、なかなかやり手だな、そんな感じもいたしておつたものですから、郵政大臣として我々の先頭に立つというのは大変結構なことだというふうに

実は思っておったわけでありました。それだけに、巷間言われるようなリクルート疑惑という問題が今取りざたされている、非常に残念だな、私なりにショックなであります。

私は疑惑問題というのはただ一人深谷郵政大臣の問題とは思っていません。ただ一つ政党自民党だけの問題だと実は思っていないわけですが、むしろ政治家全体の問題として最終的には問われる問題であるだけに、政治家にそういった疑惑が出るということはうれしくないことでは決まっています。あります。しかも、お互い日本人ですから、よりよき政治をどう展開するか、こういう意味合いから見ても、一人の政治家がそういう疑惑に包まれることを喜びとするような政治家であってはならない、こう思っています。

そして、深谷郵政大臣の行動自体についても、二つの著書を読ませていただきました。テレホンサービスをやっておられることも知っておりますし、またお聞きもいたしております。

このテレホンサービスも今週で何かお休みになると。なぜですかと聞きたいくらいなんです。いろいろな言われて有権者の皆さんには御迷惑をかけています、弁解はいたしませんと、まとめてそのうちに明確にいたしますと、こういうお答えをされながら、郵政大臣というのは大変重い仕事である、私の言葉が、私の行動が政治に直接反映をする、大変せわしい仕事だと思っております、責任も重大だと思っております、したがってテレホンサービスのほうはお休みというふうにつづられておりましたけれども、三十秒ほど実は時間を残して終わっておられるんです。わかります、気持ち、それだけに、ぜひこの通信委員会が議論をする際にもそういった疑惑がないでやりたい、そうあってほしい、こう実は思っているわけでありました。

国会においては、内閣総理大臣を含めまして、我が党の安倍議員の質問の中で、四月四日には調査をした上で報告し、内閣としての明確な回答を出される、こうなっておられるわけですから、一つ一つ追及していくという立場には私は立ちま

ん。ただ、今前段で申し上げましたような意味で、郵政大臣、今日時点におけるお気持ちと四日に向けて疑惑を晴らすという意味での御決意のほどをお伺いしたいというのが一つであります。

○国務大臣(深谷隆司君) 及川委員の誠実な御質問の仕方にも敬意を表します。

私は政治家として今日まで区議会議員を皮切りに二十七年歩んできました。そして、政治家の使命というのは、国家、国民のためにどう奉仕するか、この一点にかかっていると思ひまして、しっかりと勉強をして行動してまいりましたつもりであります。これからも、非常に複雑多岐な時代、しかも世界の日本の日本ですから、よほど勉強しながら、行政主導ではなくて政治主導の、つまり政治家主導の政治を進めていくことに全力を挙げなければならぬ、そのように思っております。

今回の問題に関して官房長官に報告する時期のタイミングが外れてしまった誤解を招いていることは遺憾であります。しかし、私としては格別やましいことを行なったわけではありませんが、そういう意味ではきちんと処理をして明確に発表するような形で対処したい。そして、その点に関しては、既にただいま及川委員の指摘のとおり四月四日までということに相なっておりますので、それに向けて誠実に官房長官にも詳細を既に御報告いたしておるところであります。

○及川一夫君 基本的な態度としてお伺いしておきます。というところは、当然のこととして、消極的な立場で問題に処するのではなくて、進んで要するに疑惑を解明する、こういう立場に立ってなされるのだからと思うのであります。したがって私は、この通信機構の問題にかかわって質問をする前提として次のことは確認をしておきたい。

郵政大臣としてお答えになるかどうかは、これはきょうの時点です。御選任はお任せいたしましたけれども、これまで郵政大臣が予算委員会あるいは記者会見等で述べられてきました発言内容というのは、六十年から六十二年七月の期間

に後援会費とかパーティー券を購入してもらったとか、要するに含めて一千二百三十六万円の献金であったということが一つ。それから二つ目に、六十二年七月以降の後援会の会費、手違いということが前提になって、振り込まれておたので返却をしたということが一つ。三つ目には、リクルート社からの社員の派遣については、六十二年七月で退社したので、深谷事務所としては優秀な人材であるので採用した、こうおっしゃっております。そして四月四日、暫定予算の審議の際までに調査をして公表すると。この大きくくくって

四つ目というふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 結構でございます。

○及川一夫君 そこで、ここから先の答弁は選択をしていただいて結構なんですけれども、まず疑惑を晴らすという前提に立ちますと、私どもも考えても、郵政大臣これは本場にそうなんですかというところをお聞きしたい点がやっぱり幾つか出てくるんです。

その一つは、六十年前は全くパーティー券と献金とかそういうものはなかったのだからと。郵政大臣が労働省の政務次官になられたのは五十五年七月から五十六年十二月まででしょうか、政務次官をやられております。そしてまた、これは労働省とは関係ないんですけれども、内閣委員会の理事をやられていたときに、五十九年二月、リクルート社の接待を受けたという話が別の裁判の証言という供述というか、そういう中で出てきておるわけです。

そう考えてまいりますと、何とていってもリクルート社は労働省とのかかわり、文部省とのかかわりが事件全体を見ると大きかったわけですから、本場に六十年前にリクルート社とのかかわり、具体的な資金の供与というものはなかったのだからどうかだろうか、これが一つの疑問なんです。もちろん、政治資金規正法は三年間自治省として保存しておけば後は結構ということになっていますから、自治省ではそれを保管しているかどうかはわかりませんが、どうしてもその辺がぬぐい切れないという問題が一つです。

それから二つ目には、リクルート社の社員の派遣という問題なわけですが、本場に当初からリクルート社の社員であったのだからどうかだろうか、これが一つ。それから、いつからそれならば派遣をされたとされるのか。さらには、退社したというふうには言いますが、これはリクルート社の都合なのか深谷先生の判断なのか、あるいは後援会事務所の皆さんの判断なのか。そういったことがどうしてもぬぐい切れない疑問としてあるのではないかと。

派遣にしろ、あるいはボランティア研修というにしろ、この点、私から言えば、おむね七年間、こう言われているんですが、いずれにしても数年間、労働基準法上からいえば、二カ月間以上雇った場合には労働者、つまり短期雇用ではない中期、長期雇用にしなければいけない、原則ですがね。そういう理解からいっても一体どうなんだろう。その場合の賃金というのはどのぐらいの高さであろうか。報道によれば十九万という数字が振り込まれておたということになるわけでありまして、そうしますと、五年間でも一千五百五十万になるし、七年間ということになれば一千六百万、十年ということになれば二千三百万ということになるわけなんです。しかし、そういったものが政治資金規正法の問題として報告されているんだらうかどうか。六十二年七月からさかのぼって三年間、政治資金規正法に基づく報告書の中にそういった事態はどうもなさそうなんだが一体どういふことなのだろうかということが実は疑問として残るわけでありまして、これらの問題が解明をされないという疑惑が晴れたということにならないんじゃないか、これは我々の主體的な立場ですが、というふうには実は理解をしております。

さらにもう一つあるんですが、六十四年一月という時点は、長谷川さんと原田さん、大臣がおやめになった。我々から言えば、金額にすると、やめる原因となったのは会費の十六万、会費の五万、一人だけ二百萬の献金があったということが理由

になって、六十二年七月以降はという意味でおやめになった。こういうものを考えますと、やはり問題の内容を具体的に解明されないと同じような事態になってしまうのじゃないか。非常に残念な事態だということに実は思っているであります。

以上のことを疑問として持っているものであります。ぜひこれは解明をしていただきたいというふうに思っていることを申し上げます。いかがでしょうか。

○國務大臣(深谷隆司君) 私がこのほど申し上げました千二百三十六万円の件は、帳簿によって調査ができる六十年以降のものとしてまとめたものでございます。それ以前の問題については、帳簿その他は格別ございませんので、明確にわからないということでありまして。

それから、社員の問題については、数年前から嘱託職員であった者が、正式に朝から晩まで決まった時間ということではなしに、ボランティアのような形で手伝ってくれていたようでございます。そしてリクルート問題が顕在化した際に、リクルート社の関係をきちんとするというところで七月で同社を退社して、その後正式に秘書として勤めていると事務局からの報告を受けております。それから、他の大臣の件につきましては、恐縮ですがコメントは差し控えたいと思っております。

○及川一夫君 この問題はこれで一応終わりたいと思っております。ただ、私も問題重視しておりますので、自治省の方がおいでになつていと思ひますが、政治資金規正法に基づいて、それ相当の物品が入つてもそれを金額に換算して、それで報告しなければならぬものがあるという意味で法律上書かれていと思ひますが、それは何条で、一体どういうことなんでしょうか。

○説明員(井戸敏三君) お答えをさせていただきます。政治資金規正法に基づきます寄附に当たります場合におきまして、お尋ねのような物品等の現物によります寄附に該当することになります場合に、それが政治団体に対して行われました場

合には政治資金規正法の九条の規定におきまして、金銭以外の財産上の利益につきましては時価に見積もつた金額を記載するという規定が定められておりまして、この規定に基づきまして帳簿に記入していただくということに相なつております。

ただ、申し添えさせていただきますと、政治家個人に対してなされた寄附の場合には収支報告等の対象は金銭または有価証券によるものに限られているところでございます。

○及川一夫君 それと、検査庁の方にも一言教えていただきたいのですが、規正法の二十四条の規定で、今言われたようなことに違反をしてうその報告をしたとか、そういうものに基つて告訴告発をされ、検察に送致されたというケースはこれまでありましたでしょうか。

○説明員(松尾邦弘君) 先生お尋ねの虚偽報告等の政治資金規正法違反の個別の罪種の報告は徴しておりませんので、統計はございません。ただ、政治資金規正法違反で受理した件数については統計がございますので、それを申し上げることにいたしますが、昭和六十年以降検査庁が政治資金規正法違反で受理しました人数を申し上げますと、昭和六十年が五名、六十一年が九名、六十二年が二名、六十三年がゼロでございます。このうち起訴人員は昭和六十年に一名あるのみでございます。ただ、平成元年年度の統計はまだ集計ができておりませんので、昭和六十三年までということになつております。

○及川一夫君 郵政大臣の先ほどお答えもいただきました。ただ帳簿がないからわからないというだけじゃなかなか疑念の解明にならないという感想だけ述べさせていただきますが、いずれにしても、冒頭申し上げましたように、何とかひとつ能動的、積極的に疑惑を晴らして、この委員会でもせいせいした気持ちでさまざまな問題の論議ができるように、それこそ環境整備を行つてもらいたいというのをこの問題の終わりにつけ加えさせていただきます。

それでは、難視聴問題解消策としての今回の機構法改正問題について質問させていただきます。まず、この難視聴という問題について、どうも私から言うと、NHKが放送を始めた、あるいはテレビ放送も始めた、そういう時代という難視聴と、今日この難視聴といわれる問題に対する理解と、それに対応する郵政省あるいはNHKの対応というものについて、何となく違いは感じられるわけですね。したがって、古くは新しいかはともかくとして、今日時点におけるこの難視聴という問題をどう定義づけるのか、具体的な事例を挙げてひとつ見解を示してもらいたい。

○参考人(中村好郎君) お答えいたします。辺地の難視聴についてでございますけれども、受信地点での放送電波が弱くて通常の装置、通常の装置と申しますのは一般家庭用受信アンテナでありますとか受信機等でございますけれども、通常の装置ではテレビジョン放送を良好な画質で受信することができない状態を辺地の難視聴というように定義づけてございます。

それで、今先生の御質問でございますが、二、三例を挙げてみると、こういうことでございまして、私どものただいま難視聴という地域何か所かあるわけでございますけれども、例えば東京都の八丈支庁青ヶ島村という、青ヶ島でございますが、この島の一部でございますけれども、八丈島の南約七十キロの離島でございますが、ここに約七十世帯ある。それから二番目の例といたしましては、長野県の下伊那郡、伊那谷でございますけれども、泰阜村檜城というところでございますが、ここは谷合でございますまして、長さ二キロメートルぐらいにわたりまして六世帯が点在している。それから三番目の例といたしましては、岩手県岩手郡平石町切留というところがございまして、これも長さ二キロメートルにわたりまして七世帯が点在しております。

こういうのが代表的な例かと存じます。○及川一夫君 今具体的なケースというか地域を示していただいたわけですね。そうすると、今回

の機構法の改正の中では難視聴は十万世帯、こう書かれています。知らされてい。十万世帯全部を書けというのは大変かもしれないけれども、十万世帯というのは全国的に見るとどういふ分布になっているのか。そして各地方別に、例えばこういう地域です、そして何世帯がいますよというようになことを明らかにすることはできないんでしょうか。

○参考人(中村好郎君) ただいま先生お話しした十万世帯ということでございますけれども、この調査は六十年年度の郵政省による実態調査の結果であったものでございますけれども、地元の共同受信施設や性能のよい受信設備等の設置によりましては良好な画質で受信している世帯がかなりあるというところがわかつてまいりまして、結局不足な画質で受信している世帯は約十万、昭和六十年年度の調査でございます。

○及川一夫君 実態調査に基づいてということになると、要するに実態調査の内容をひもとけばわかるということになるわけですが、例えば私なら私が、どここの県ではどこどこが要するに難視聴区域になつてい、我々から見てもそう判断できるというようなことを郵政省にお聞きをすればわかる、また教えるのは当然と、こういうぐあいになりますか。

○政府委員(大瀧泰郎君) いわゆる難視聴ということでございますが、これはNHKのサービスエリアと申しますか、電界強度図というのがございまして、それによりましてNHKのサービスエリアというものがきちとわかるわけでございます。さらにまた共同受信施設というのがございまして、それから、これも整備状況というのがわかります。ですから、どの辺が難視聴地域であるということは私もはっきり把握しているわけでございます。

しかしながら、個々の特定の世帯というようにことになりまして、散在しておるものでございまして、その点の把握ということが現在のところでは非常に難しいのでございまして、今後

は非常に難しいのでございまして、今後

この法案が成案化されまして実際に行うというような場合においてはきちっとした調査を行いまして、特定の地域というものも詳細にわかるようにやってみようと思っております。

○及川一夫君 ちよつとくだいようだけれども、正直申し上げまして、これからずっと問題を整理していきませんが、難視聴問題でもって仮にそれぞれ先生方が選挙区を回ったときに、テレビの映りが悪くて困った、何とかならぬのですかねという話が出る時があるわけですよ。そのときに我々の立場として、今度機構法で基金があつて一億五千万補助が出ることを含めて、だから、あたちよつと衛星のチューナーをつけてアンテナをつけられたらどうですかという話になると思うんです。ただ、それを聞かれたらやるか。あなたのところ何でテレビの映りが悪いんだ、こんなことがあるんだがどうだねといった、議員の世話やき活動というんですか、そういう能動的にこれをむしろ推進することも決して悪いことじゃないんだと思うのです。

ですから、そういう意味のことを考えますと、これは共通したみんなの問題ですから、むしろ公平、不公平なんという議論が出ないように、この際難視聴というのはこういう点でこういう地域であるということは何か一冊のもので出された方がいいんじゃないかという感じがするんですが、ちよつと議論が横道にそれてしまつたけれども、いかがですか。それはちよつとばかりだめですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この制度は、地方公共団体と一緒に国が四分の一の助成をする、同時にまた市町村、県というところがある。その四分の一を補助するという共同した助成措置でございまして、地域の実態というものを市町村レベルではかなり知っておるわけでございます。さらにまた、先ほど申し上げましたようにNHKも実態は把握しておりますので、そういう点でこの地域という点のPRは今後積極的にやってみようと思ひますし、ぜひそういう点で私どもも一生懸命やってみようと思ひます。

るわけでございます。

○及川一夫君 わかりました。それで、ちよつと前に戻るのですけれども、難視聴という問題は、今言われたような、言葉は悪いけれども俗に言う過疎地という感じで受けとめられるわけですよ。あるいは地帯的な条件が悪いから、そういう意味での過疎地であるかもしれない。しかし、最近難視聴という問題は地方に出ていくというよりも都市部で出ていくことが多いんじゃないでしょうか。例えば郵政大臣の選挙区でも、たしか江戸川区も選挙区——違ひましたか、お隣ですか。江戸川区では都市型難視聴問題解決のために自治体があるいはそれぞれそのことに賛成する人たちが金を出し合つて解決の糸口をきちつとつくつたわけですよ。

ですから、難視聴という問題は何か過疎地だけだというような発想では私はぬぐい切れないものがあるし、これからは難視聴問題というのは想像できない形で近代化によつて新たなものが生まれてくるんじゃないか、私はそういう気がしてならないんです。したがつて、この難視聴問題をとらえる視点というものをそういうところまで幅を広げて行政上考えていかないと問題がありはせぬかというふうに申し上げたいんですが、いかがですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 全く御指摘のとおりでございまして、最近では都市における難視聴というものも年々増大をしております。それらは高層建築物等による場合がほとんどでございまして、そういうような場合には原因者負担というふうなことで現在行われておるわけでございます。

しかしながら、自然難視聴といふいわゆる山間地帯の難視聴というものに關しましては、従来は中継局の設置とそれから共同受信設備の設置というふうなことでやつてまいつたわけでございます。その原因者と申しますのもちよつと自然でございまして、そういう意味で今回の受信対策の基金によりましてこの助成措置と申しますのは自然難視聴ということをやつてまいりたい、こ

のように考えておるわけでございます。

しかしながら、この都市難視聴というものは重要な問題でございまして、我々も積極的にやつてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○及川一夫君 難視聴問題をそれぞれ幾つかのケースに分けておかなければいけない、また対応も違ふだろうという点では私も理解はできるんです。ただ、ブラウン管を見たときに難視聴だということとは同じではないかということになつてくれば、そういうことが多くなればなるほど行政上の問題から出発して一体国の助成はというふうになりかねないと思ひます。

ですから、そういう意味でもこの自然難視聴という問題について、それならなぜ補助をしなければならぬのかという問題もこれは逆に出てくるわけですよ。これまでは難視聴地域であつただけけれども、みずからの経済力でチューナーをつけて衛星放送を見た解決したところもあるわけですよ。同じ条件にありながら、一方は補助を受けないでみずから解決をした。しかし一方はつけてないからというので、どうですかというお話で二万五千元、自治体から二万五千元、五万円の補助を受ける。なぜそうしなければいけないのかという、ずばり言えば一体そういう人たちはどういう経済的な立場に立っているのかということを考えて、だから補助をするんだという発想になるんだらうと思ひます。

ただやみくもに解消だ解消だ、もうとにかくあなたのところは二万五千元やるからこれでつけたらどうだ、そういうやみくもではないと思ひながら、この難視聴の補助をするという物の考え方の方が国としては初めてだけに、その辺の考え方をちよつと聞いておきたいんです。

○政府委員(大瀧泰郎君) NHKは、いわゆる放送を全国あまねく普及させる、そういう義務があるわけでございます。過去におきまして中継局等を積極的に設置いたしまして、現在、総合、教育、両方のチャンネルのテレビジョン放送におきましては六千九百局程度の中継局を設置している

わけでございます。さらにまた共同受信設備というのものもあるということでございます。

しかしながら、だんだん中継局を設置していきますればますます適用すべき地域というものが山間地になつてまいりまして散在化してまいります。それからまた、いわゆる世帯数も非常に少なくなつてまいります。そういうことで解消効率と申しますか、そういうものが非常に低下してまいつたわけでございます。したがつて、五十九年度以降はそれらを放送衛星のサービスでやろうではないかということになりまして、以後は主として放送衛星のサービスでそれらをやつていくわけでございます。

ところが、昨年から本放送になりまして有料化というのも行つたわけでございます。受信料をいれたいだくということになつたわけでございますが、そういうような原因であるとか、あるいは放送衛星の事故と申しますか、ふやあい、それらもありまして、いろいろ過疎地と申しますか、難視聴地域におけるこれらの受信機の普及というものが予想よりも非常に低調であるというのが現実なのでございます。

したがつて、私どもはそれらに何らかの助成をして、この難視聴というものを解消するために放送衛星というものもあるわけでございます。で、それらに適宜対応できるような措置をやつていかなきゃならないということから助成をして難視聴地域における受信機の普及というものを図つてまいりたい、このように考えたわけでございます。

○及川一夫君 聞いていますとすらすらと入るような氣もするんですが、一方で疑問ががばがば出てくるんですよ。

というのは、もつと根本的なことを放送行政局長はどうもお忘れじやないかなというふうには思ひますが、ちよつと角度を変えてお聞きしますけれども、今までの難視聴の解消策というのは放送局をつくる、あるいは共同の受信施設をつくる、それで技術指導をやつてきた、そういうやり

方でこれまで対応されてきたと思うんです。そして財政的には約百二十二億ほど投資をしている。その中でおおむね九億四千万ほど国がこの部分に補助金を出している、こういうことでずっと来ているんです。ところが、五十八年においてこの共同受信施設方式による難聴聴解消というのはやめているわけです、予算上。全然予算が、金がついていない。だからやめたということだと思う。その理由は、今局長が言ったように、空から飛ばす方がいいだろう、こうなっているわけです。

NHKの子算も五十八年で、そこから先というのは、それまでは四十数億置局計画において投資しておつたものが、五十九年から二年までのものをトータルすると七億七千万ぐらゐの財政規模に、要するに変わつてゐるわけです。ということとは、難視聴聴消というお仕事が物すごい縮まつてしまつて、極端に言えば衛星が飛んだからもう難視聴聴問題というのはいない、解消した、もうそういう発想でいいんじゃないかということ、会議で決めたか決めないか私はわかりませんが、予算の経過から見えていくと思われる。そして十万人世帯です、こうなつてゐる。五十九年のときにはもつとあつたと思う。しかし衛星によつて解決された。チューナーを買つてアンテナをつけて解決された。どうしても今難視聴というふうに言われゐるのが十万人と。とことんまで来たということなんです、数が思つたより少ないという意味で郵政当局もNHKもこの際もういいではないかということを考えて今日まで来たんじゃないかというふうには私はむしろ頭の中で結んでゐるわけです。これは違ひますか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 先生の御指摘のとおり、昭和四十四年度から五十三年度まで中継局の設置のためにNHKは四百六十六億円の建設費を出資していますか出費しておるわけでございますし、さらに五十四年度から五十八年度までは百十五億円というような経費を投入しているわけでございます。

テレビ放送共同受信施設設置費補助金制度という
ようなことで九億四千万円の経費により難視聴解
消の促進を国として行ったわけでございます。そ
の後、昭和五十九年度以降におきましては、衛星
放送の実施によりまして解消を図ってまいりたい
ということ、昭和五十九年に打ち上げられまし
たBS2a、さらには昭和六十一年に打ち上げら
れました2bによりまして難視聴解消を行ってい
るわけでございます。

しかしながら、一方では浪信対策というような意味で、非常に小規模ではございますが、毎年、中継局の設置というものも行っておりまして、それが御指摘の約七億円ということになっているわけがあります。

そういうことでございますので、現在では原則といたしましては放送衛星で難視聴解消というものをやってみようというように方向を転換しているのが事実でございます。

○及川夫君　それでは、NHKにお伺いしたいんですが、平成元年の難視聴解消策の予算というのは二千万ですね。今郵政当局がお話されたようなものは平成元年にはないわけです。要するにうなものは平成元年にはないわけです。予算に補助金がないわけです。今回これを決めて初めて補助金なのができ上がるわけです。しかし、平成元年というものをだけをとらえて考えるのと、当局の方も、それからNHKの方は二千万、こうなっているが、一体二千万で何ができるだろうかと。難視聴解消ということに対してあまねく公平という意味合いで対応したのかしないのかということになる、対応してないんじゃないかと。そこはもう十分、これでオーケーというふうに思ったのではないかというふうに考えるんですけれども、NHKは二千万しか昨年予算を組まなかった。私たちが気がつかなかったということがあるんですけれども、一体どんなことをされているんですか。

○参考人(中村好郎君)　ただいま放送行政局長から御説明がございましたけれども、NHKといたしましてはこの辺地の難視聴について大変重大な

関心を持っておるわけでございますけれども、これが散在しておるということ、あるいは狭域化しているということから、この解消に当たりましては大変多額の経費を必要とする、あるいは対策に長期間を必要とするということから、昭和五十九年以降は放送衛星により一挙に解消していこうということで決めてきておるわけでございますが、先ほども御説明がありましたけれども、大規模な宅地造成でありますとか、あるいは外国電波混信等に対して、既設の局に大変大きな妨害があつて画面が相当乱れてくるというようなところは対策をせざるを得ませんので、これを補完的にやってくるわけでございます。五十九年から六十三年にわたりまして約七億の経費を使ったというのは、そういうところを対象にして使ったわけでございます。

平成元年二千万につきましては、ただいま検討中でありますけれども、一つの候補としては大分にあります局が、Eスポと言っておりますけれども、スポラディックE層ということで、ある期間も、テレビの画面が大変乱れるという現象がございますので、この混信対策を今計画しておるわけでございます。これに要する経費が約二千万ということで予算に計上させていただいておるところでございます。

○及川一夫君 そうすると、難視聴問題に対する取り組みの姿勢は変えませんか。これまで変えてきたつもりはありませんと。金額は少なくとも思ひは同じですと、こういうことをおっしゃっているわけですか。

○参考人(中村好郎君) NHKといたしましては、あまねく電波を受信者にお届けするというのが私どもの役目でございますから、残された十万に對しては何かの手だてで一刻も早く解消を図っていききたいという思ひは從來から現在も変わっておりません。

○及川一夫君 郵政省の場合には三十億で、運用利益約一億五千万というものを想定しながら難視聴解消をやっていく、こう言われております。十

も、スポラディックE層ということで、ある期間テレビの画面が大変乱れるという現象がございまして、この混乱対策を今計画しておるわけでございします。これに要する経費が約二千万というところで予算に計上させていただいておるところでございます。

○及川一夫君　そうすると、難振曉問題に対する
取り組みの姿勢は変えませんと。これまでも変えな
てきたつもりはありませんと。金額は少なくとも
思いは同じですと、こういうことをおっしゃって
いるわけですか。

○参考人(中村好郎君) NHKKといましては、あまねく電波を受信者にお届けするというのが私どもの役目でございますから、残された十万に対しては何らかの手だてで一刻も早く解消を図っていきなさいという思いは従来から現在も変わっておりません。

○及川一夫君 郵政省の場合には三十億で、運用利益約一億五千万というものを想定しながら難視聴解消をやっていく、こう言われております。十

万人いるわけですから、どっちにしても計算をすれば一億五千万を前提すると一年に六千世帯だし、それを前提にして計算していけば、算術計算だけでも十六年もかかる、こういうような内容に実はなっているわけです。それならば、とにかく十萬世帯というものがなくならない限り難視聴問題というのは存在するんだと、そういう前提で取り組んでいくんではないかという態度の表明にもなるわけですか。

〔政府委員（大森壽郎君）〕 私ともは、現在十万世帯の方々が難視聴であるという現実をできるだけ早期に解決していくべきであるということからこの発想を出してまいったわけでございますが、ではこれがいつになったら解消できるのかという御指摘でございます。

私ともはてできる限り早期にやってみたい。そういう考えでやるわけでございますが、御指摘のとおり、毎年行いますものは六千世帯程度ということにならざるを得ないわけでございます。しかしながら、この放送衛星のチューナーとかアンテナ等も年々コストが下がってまいりますし、そういう点なども考慮いたしまして、単純に毎年が六千世帯ということにはならないではないか、そういうふうな期待をしております。できるだけ早期に、十年以内をめどにやってみたいというのが私どもの考えでございます。

○及川 夫君 秘の心配するのは、こういう施策が思いつきではかばかやられるということについて非常に心配をするわけです。だから、十万世帯のうち一世帯残つてもそうかなんというようなことを観念的に言うつもりはないんだけど、どうも今度の施策というものが極端に言えば何となく原資的なものが見えたから、この際、本予算では要求をしたのかしないのか私はわかりませんが、しないものでもこういう問題解決のためにひとつ法律を改正して、財源を確保してやろうじやないかというような形で国策というのが運用されていくことに對して実は批判を持つものですか。今御質問申し上げたつもりなんです。しかし、い

ずれにしても十年めどにということを書かれてい
ますから、私はそれを受けとめて十年以内には少
なくともここで言う自然難視という問題について
は解決をされるように強く希望をしておきたい、
こういうふうに思います。

次に、ちよつと郵政大臣にお聞きしたいんだけ
れども、先ほど提案の理由を述べられましたが、
この中には緊急性という言葉は一つも実に入って
いない。形の上では補正予算ということになりま
すから、二十九条から出発して政策的なものであ
るとか、そういうものは入れないで、あつたとし
ても緊急性のあるものというように我々は理解し
ているわけです。提案の中には全く緊急性という
ものがないし、そしてまた、計算をすれば十六年
間もかかるような話が前提になっているのに、な
ぜその補正予算でこれをやらなければならぬとい
のか。いや、私は賛成の立場に立っているんです。し
かし疑問は解かなきゃいかぬから、そういう意味
でこの問題提起の責任者である郵政大臣の見解を
聞いておきたい。

○国務大臣(深谷隆司君) 難視聴対策でさまざま
な努力を郵政省としては尽くしてまいつたのであ
りますが、地域によっては地上のテレビではどう
しても解決できないという見通しが出てまいつた
ものですから、五十九年を境にいたしまして衛星
放送でそれを解消していこうという方向を打ち出
したわけであります。

ところで、平成元年度の予算編成後に我々が期
待をしていたほど加入者が伸びない。それはなぜ
かという、一つには衛星放送の有料化というの
がその後に起こつたり、あるいは思わぬ故障と
いったような事態が起こつたものでありますから
、それと設備が費用が高過ぎる、そういうよう
な問題、もうもろから私たちが予想している半分
にもいかなないという状態になってまいつたもので
ありますから、これは急いで対応しなければなら
ないと思つて考へたわけであります。

同時に、今後新しい事業者も加わりまして本格
的な放送衛星時代が到来する。NHKの加入者が

ふえる時期というのをごいいますから、そういう
時期に合わせて一刻も早く対応しなければならな
い。しかも、基金の予算を立てましても、それを実
際に行うまでに時間的な経緯もございいますので、
そういうことを考えますと緊急を要すると私ど
も判断いたし、したがいまして財政法の二十九条
に抵触しないという判断で基金として計上させて
いただいたわけですが。

○及川一夫君 一つの説ですからお聞きしてはお
きますが、多少やっぱり無理があると思ひます。
それなら平成元年の予算要求の際にこういうた
基金でか、あるいは直接経費でか、いずれにして
も難視聴解消のための予算要求というものをやら
れたのでしようか。やつた上で大蔵省との折衝で
予算にのせることができなかつたということなん
でしようか。

○政府委員(木下昌浩君) 平成元年度当初予算で
要求したかという御質問でございますが、この点
については要求いたしておりません。しかし、先
ほど大臣が御説明申し上げましたように、平成元
年度予算編成後にもろもろの事情が生じまして、
今回補正で組ませていただいたという次第でござ
います。

○及川一夫君 本日に郵政大臣がおっしゃるよう
に緊急性があれば、当時深谷大臣は大臣でなかつ
たけれども、前大臣がそういったものを要求され
ていたのではないでしようか。と同時に、平成二
年の今、本予算がこれからかかってくるんですが、
平成二年度予算要求の際にこれは大蔵省に要求さ
れたんですか。

○政府委員(木下昌浩君) 平成二年度予算では要
求いたしておりません。補正予算を組みましたの
は、同時並行的に平成二年度予算の要求と並行し
てやつてまいりましたので補正予算で組ませてい
ただいたということでございます。

○及川一夫君 平成元年でも二年でも要求をされ
ないということは、郵政省としてはそういう意思
はなかつたということにこれはどうしても理解せ
ざるを得ないですね。要求する意思がなかつたも

のを、また要求してないものを補正の際にという
ことでばつと出してくるというのは、これはやつ
ぱり基本政策の一つであるだけに、私はそう理解
するから、要するにこの提案の態度というか政策
を立てて行政を執行していく基本の問題だと思
うから多少くどいようだけれども食いついてい
ます。

これは僕はわかります、予算全体でシーリング
があつたりいろんなことをしていますから、余計
なものを出すと余計なものまで取られてしまふ、
そういう発想もあるだろうからいろいろ工夫して
いるのはわかるんですよ。わかるんですが、しか
し、それならそれらしくなぜやれないのかという
ことを私は、やっぱり政治に対して疑念を持たれ
ないよう、何か知らぬけれども金があれば何で
もできるんだみたいなそういう意味で国民から理
解をされますと政治全体に対してマイナスだ、こ
ういふふうに私は思ふのですから。要求もし
ない、だけれども補正が出てきたからこの緊急
性があると断定をしてそうしたがたてと理屈を
並べられる、それは僕はちよつといかさないん
じやないかと。で、き上がったことはでき上がつた
ことなんですから正直に言つて、それでとにかく
これは国民のためになるならなるといふことを確
認して、お互いに補正であつてもやろうじやない
かと、こうしたいといふ僕は思つてゐるんですよ。

それを何かやっぱり提案の立場があるものだから
無理無理に並べられると、こつちも賛成するの
が反対に回つてしまふというやうな気持ちになつて
しまふわけですよ、筋が通らないといふことで
。しかし、筋では飯は食えないからこの際乗っかる
といふ話にはなるんだけれども、どうですか大臣、
これからのこともあるんですから、この辺はもう
少しきちつとした態度をひとつ表明してくれま
せんか。

○国務大臣(深谷隆司君) 及川委員の誠意のある
お気持ちはよく理解いたしました。どちらにいた
しましても難視聴解消ということは緊急の課題で
あることに間違いありませんので、何とかこの機

構法を通させていただいて一刻も早くこの解消に
努めたいと思つてゐるところであります。

○及川一夫君 大臣は私に対しては誠実に誠意が
ある態度だと、あなたはちよつとも誠実、誠意が
ないじゃないですか。そういうことはちよつと
まずいな、僕は一番先を取りかえなきゃいかぬ
かなと思つたりなんかするんだけれども、限界
はあるんでしよう、提案者だから。それはわか
りますけれども、こういうことはぜひ僕はやめてほ
しいと、筋のあるやっぱり対応の仕方をしてほ
しいといふことをきつくひとつ申し上げておきたい
といふふうに思ふのであります。

次の問題として、同じやうな問題だと思ふん
だけれども、この通信・放送衛星機構本来の役割と
任務というのは何なんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この通信・放送衛星機
構の本来の任務といふことでございますが、これ
は通信衛星と放送衛星の位置であるとかあるいは
姿勢といふものを制御し管制するといふこと、そ
れから人工衛星に搭載された無線設備を開いた
しまして、この設備を提供しますといふやうなこ
とでございます。そういうやうなことでございま
すので、目的としましては、宇宙における無線通
信の普及と電波の有効利用といふことからこ
の通信・放送衛星機構といふものが設置されて
ゐるわけでございます。

○及川一夫君 私は、一口に言つて通信・放送衛
星機構といふのは、衛星にかかわる管理業務とい
いますか、もつとすばり言うなら、あの通信放送
衛星機構に技術屋と事務屋といふものが存在する
とすれば、技術屋さんが主であつて事務屋さんは
技術屋さんの人件費とか健康管理とか福利厚生と
か、そういうものを主体にしながら衛星の管理に
ついて責任者を配置して安全確実に飛ばすやうに
仕事をすることだと思ふんです。そうい
う理解はまず間違ひですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この通信・放送衛星機
構は、衛星の管理、管制、制御といふやうなことを
従来から行つておつたわけでございます。そうい

う意味で技術的な面と申しますか、そういうふうな仕事が多いという先生の御指摘はそのとおりであらうと思いますが、機構自体はいわゆる衛星通信、衛星放送の普及発達ということを図るために設けられたものであるというふうに私も考えておるわけでございます。

○及川一夫君 受信をする人たちの機械とか設備とか、そういうものが通信機構に全くかかわりがないというふうに言い切るつもりはありません。広い意味では、衛星を飛ばして管理して制御して安定的に電波が供給され、自然な形でテレビプラウン管に映っていくと、またそれを保証するという意味ではそれは関係はあるでしょう。だけれども、それは通信・放送衛星機構そのものがそのまゝで業務として考えろとは実はあれのどこをどう読んでもなっていないというふうに思っています。

ですから、ぜひ申し上げて、この通信・放送衛星機構に基金を持ち込んで運用をさせるということとはえらい奇異な感じが実はする。それは法律を改正すれば何でもできるのかもしれないけれども、しかし体系的に見ても仕事の実態を見ても、そこに三十億という基金を持ち込んで運用して、そこから生み出したものを二万五千円ずつ補助するなんというふうなことが果たして——この通信・放送衛星機構という一つの体系立ったものを逆に混乱させることになりやせぬかということの方が私は心配なんです。なぜこの通信・放送衛星機構の法律を改正して、そこへ銀行屋を相手にしなければならぬような仕事を持ち込むのか、僕にはちよつと理解できないんだが、いかがですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 今回のこの施策は、難視聴地域における衛星放送の受信設備を助成してその地域における衛星放送の普及発達を受信サイドから図ろう、こういうことでございまして、この通信・放送衛星機構が放送衛星の普及発達を図るということ、そういう目的の趣旨でございまして、そういう機構の目的の趣旨に沿っているものというふうには私は考えておるわけでございます。しかも、このような今回の業務は臨時暫定的と申しま

すか、ずっとやっていくということでもございませぬし、そういう意味で新しい法人を設置するというのも現在の状況から考えましても非常に難しいことではございます。そういう意味で、宇宙通信の普及発達という機構の趣旨というものに私も沿うような施策を今回御提案申し上げているところでございまして。

○及川一夫君 僕は非常に具体的に問題を指摘しているつもりですが、あなたの方は何となく定義的に、観念的なお答えになっているわけで、非常に僕はわかりにくいんです。

私が言いたいのは、この三十億を使って運用してそれを受信者に完全に映るよう手だてをすること自体を別に反対と、こう言っているわけじゃないですよ。それは大いにやりましよう。基金であつてもやりましよう。しかし、その仕事をなぜ通信・放送衛星機構の方に持つていかなきゃならぬのですかと。なぜ郵政省というところでできないんだらうと。あるいはもっとそれにながうようなところがあるとしたら、そういったところでむしろやってもいいんじゃないのかなと。どちらにしても郵政省という立場から推進されるんでしよから、どうしても通信・放送衛星機構の方に持つていかなければならぬ理由がわからないわけですよ。

もしあなた方が言うのであれば、恐らく附帯決議をとらえられるんじゃないですか。附帯決議では通信・放送衛星機構の何か業務を大いに拡大せよみたいなことがあるんですね。しかし、これをとらえて業務の拡大と言ふにはじつは過ぎるんじゃないかと。もともとつとやり場があるんじゃないかというふうには私は思う。だから、もうすばり郵政省内で、例えば放送行政局長のところでこういうのができないのですかということをお聞きしたい。

○政府委員(大瀧泰郎君) この提案をしております施策は、国民に対して直接助成金というものを交付することではございますので、私どもの郵政省がやるということにはなじみにくいものではない

かと思ひまして、宇宙通信関係の仕事をやっておりますところの通信・放送衛星機構にその仕事をゆだねることがこういうような仕事で順調に行われる方法ではないか、このように考えておるわけでございます。

○及川一夫君 しかし、局長はそうおっしゃるけれども、三十億の運用先はどこですか、これ。法律に何か書いていますか。ほとんどが郵政省関係になるんじゃないんですか。ほかの銀行がだめだとは言つてないけれども、あれは何ですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 今回の改正案の条文の中に明記しておるわけではございますが、元本が保証できるような金銭信託であるとかあるいは大口の定期預金であるとか、非常に利率のよいもので運用をしてまいりたいと考えているわけではございまして、郵政省のものだけでやろうということではございません。何しろ利率を高利率で運用してまいりたい。そうしませんが運用益を十分にすることができませんので、そういう趣旨でやってまいりたいと思つておるわけでございます。

○及川一夫君 いや、そういう意味で言うなら貯金、保険の自主運用だって同じじゃないですか。郵政大臣の承認という認可というか、そういうものがなければならぬような仕組みになつていますよ。たまたま通信・放送衛星機構の方で三十億持たされて運用しろというだけの話なんです。よ、あれは。だから、僕は何かその辺は、別に縄張り争つていられるわけじゃないんだらうけれども、なぜ郵政省内で、貯金、保険とか自主運用をやっているところがあるでしょう、運用自体だけはそういうところやれないんだらうかと。今の法律でやれないというなら法律を変えればいだけの話で、そういう後あなたがおっしゃる個別の受信者にとつていう手続でどんなことをやるかというの、これは自治体との関係もありますから、郵政の本省がやるというわけにいかないでしよ、何らかの工夫は加えなきゃいかぬのだけれども、そういう意味で言つたら機構だって同じじゃないかと。だから、どうも郵政省の中でできないとい

う理由は僕は成り立たないんじゃないかなというふうには率直に言つて思ひますよ。だけれども恐らく変えようとしないうでしよ、せつかく提案しているんだから。しかし私は、何かへ理屈でも理屈さえつけばどんな何でもやれるというやり方は、後で混乱をするものになるので余り賛成できないなというふうに思ひます。

細かくなりましたけれども、この機構に基金を持つていつて運用するということに言ふんでは、現在の要員でやられるんですか。

○政府委員(中村泰三君) 今回追加になります助成業務を行うためには、機構の総務部に新たに調査役を一名増員する予定になっております。

○及川一夫君 要員が一名ふえるというわけですね。

○政府委員(中村泰三君) そうです。

○及川一夫君 これは立ち至つて恐縮だけれども、プロパーの人が配置されるのですか、それとも郵政省から行くんですか、それともその他の団体と言つたらおかしいけれども、行かれるんですか。

○政府委員(中村泰三君) 具体的な人事につきましては、この法律の施行を待ちまして放送衛星機構において適切に措置されるものと考えております。

○及川一夫君 恐らく郵政省の体験された方が行かれるんだらうというふうに考えますと、どういう経歴の方がどのぐらいの勤続でどのぐらいの年齢で行かれるかによつて、ああ何のために持つていったのかなというふうなことの憶測が要するに出てくることに今日の世間ではなるんだらうと僕は思ひます。ですから、まさかそういう意味合いでやられるというふうには思われないだけれども、どちらにしても我々から見れば、この通信・放送衛星機構にかかわる今回の措置というものについて賛成はいたしますが、余りきれいな筋立てをしてなつたものではないなというふうに思ひます。

むしろ私は、緊急性ということを強調されるよりは、本来基本政策の中でこの種問題はとらえる

べきである。しかし、そう考えたが、これまでの対応の中では実現できなかった。したがって、難視聴の解消はいずれにしてもできるだけ早く、できるだけ多く解決をした方がいいという意味で、郵政省として補正の段階でチャンスがあったのでこの問題をとらえて一助にしたいという意味だと言われれば私は私なりにすんなりわかるわけです。しかし、いずれも否定をされておりますから、それはそれとして確認はしておきますけれども、ぜひとも筋道の立った対応をお願いしたい。

それから二つ目には、難視聴問題の位置づけの問題なんでありまけれども、これから難視聴問題は自然難視聴だけではないに都市における難視聴という問題が相当数出てくるというふうに思われます。地方自治体あるいは都市部の国民が裕福であればあったなりの解決の仕方もあるでしょうが、国民の生活のためによくなる、プラスになる、こういう前提で郵政省もやられるんでしようから、やはり行政という面から見て問題の解決に全く耳をかきないということではならないというふうに思います。したがって私も都市部における難視聴問題はもっと多角的に、もっと積極的にとらえていきたい、そういう立場から今回の難視聴問題に対する提案については賛成をしたいというふうに思いますが、最後に郵政大臣、難視聴という問題は小さいようで大変でかいわけでありま。郵政大臣の地元でも今度は起きてくるはずでありますから、ぜひ最後に郵政大臣の見解を求めて終わりたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 及川委員が御指摘のように、難視聴の問題は今の対策としてはどちらかというと地方に絞られておりますが、現実的にはもう都会において急激な近代化、ビル建設によつて大きな問題になっておるわけでありま。したがって、私どもといたしましては、今回の難視聴解消のための政策努力にあわせながら、都市における難視聴対策にも必死で取り組んでいかなければならないと思っております。そういう意味で貴重な御意見でもございます。

で、どうぞ今後とも御支援くださいますようお願いいたします。

○及川一夫君 終わります。

○磯村修君 質問が重複しないように、しかも時間を貴重に使っていくためにも簡潔にお尋ねしたいと思っております。

先ほどの難視聴地域十万世帯ということでございますけれども、いろいろな調査の結果こういうふうな数字が推定されたということでございますが、この難視聴地域の数字、NHKの会長のかつての発言の中に、いわばこの十万世帯より少ないと、五、六万ではないかというふうな発言もあるわけなんです。郵政の今回の数字とNHKの会長があるときに発言した数字とちよつと隔たりがあるんですけれども、その辺どういうふうにお考えですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 私ども、この昭和五十九年から六十年年度に実施いたしましたテレビジョンの辺地難視聴実態調査という結果から十万世帯と推定しておるわけでございます。そういうことでございますので、五十九年度以降は、先ほどNHKの方からも御説明がありましたけれども、混信対策とか非常に小規模な中継局の設置ということだけしかやっておりません。地上波による難視聴の解消のための施策というものは昭和五十九年度からは大規模なものを行われていないわけでございます。したがって、私も昭和五十九年度から六十年年度に実施したこの実態調査というものが、現在においても地上波の電波を受信できないものというような意味合いでは、この数字が推定ではございますが正しいものであろう、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○磯村修君 NHK会長の発言の難視聴世帯というのは平成元年の正月に行われているんですけれども、五十九年、六十年の辺地実態調査というふうなことで、この難視聴世帯のいわばNHKのとらえている数字の認定基準というものと郵政がとらえている難視聴世帯の認定基準、何かその辺は違った面から見ているということもあるんで

しょうか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この難視聴地域ということでの認定の基準でございますが、これは郵政省とNHKとで差があるということではないわけでございます。

すなわち、NHKの放送局から電波の強さが一定のレベルに達しない地域というわけでございます。この一定のレベルというのは何かといへば、VHFの放送局の場合には〇・五ミリボルト・パー・メートル、それからUHFの放送局では三・〇ミリボルト・パー・メートルというふうな電界強度によりましてサービスエリアというものが規定されておりますし、さらにはまた共同受信設備というものが設置されておまして、それ以上にもサービスエリアが若干大きくなっているところもありま。サービスエリアの中におきましてもやはり受信状況が悪い地域というものがございます。そういうところをさらにこの共同受信設備というふうなもので補っているというのが実態でございます。

結果的にこの難視聴というものを判定する場合に五段階評価というのがございますが、五段階評価の五というものは大変いい画像が受かるということですが、それが難視聴ということになりますと評価が二か一かということで、実用上非常に受信が不可能というふうなものを難視聴と我々は定義をしておるわけでございます。その点に關しましては郵政省もNHKも同じでございます。

○磯村修君 この難視聴の実態調査というのは何年間ごとだったのでしょうか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 昭和五十一年から五十二年度にかけて全国的にこの難視聴の実態調査というのを行ったわけでございます。

○磯村修君 話を進めます。

ともあれ難視聴世帯があることは現実なんですけれども、放送法でも難視聴解消、全国あまねく放送の普及ということがNHKに課せられている大きな使命でもあるわけなんです。今度国が通信・放送衛星機構法という法律を改正して三十億という

お金を一般会計から捻出して基金をつくつて十万世帯の難視聴解消に取り組む、こういうふうなことでございますけれども、難視聴解消というのは基本的に放送法と照らしてNHKにあるのか国にあるのか、その辺ひとつ明確に御答弁願いたいと思うのです。

○国務大臣(深谷隆司君) NHKは放送の全国普及等を目指して設立された法人でございます。テレビジョン放送等があまねく全国において受信できるように措置することが求められてるところであります。NHKはこういう放送法の規定を受けて中継局の配置とかそういうことを積極的に推進してきたわけでございますが、難視聴地域が非常に散在化する、狭められてくるといったようなことに伴つて難視聴解消の動きは、その効率は極端に低下していったわけでありま。そこで、五十九年度以降衛星放送で難視聴解消を目的とした放送を行うことでNHKのテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をいたしました。これによつて一応NHKとしては放送上の義務は果たしたというふうに言えるのではないかと私は思うのであります。

しかし、難視聴地域における衛星放送の受信設備の普及は予想外に低調でございます。このまま放置しますと難視聴解消を主目的として進めている私も国の衛星放送政策の実効性の確保が非常に困難な状態になってまいります。そこで今回の助成措置をとりまして、全国民に放送の効用が享受できるような実効的な状態を促進するために国の予算でこれを措置していこう、こう考えたものであります。

○磯村修君 この基金の運用益によつて解消していくということなんですけれども、先ほどもお話がありましたように、算術的には解消に十年以上かかるんではなからうかというふうな計算もできるわけなんです。そうしますと余りにも先がほど遠いというふうな感じさえて、今回の補正予算の中の緊急性という問題については一つの疑問も出てくるわけなんです。

これは私の本当に単純な考えかも知れませんが、合理的にこういう難視聴解消というところをやっていくには、わざわざ何も基金をつくる必要はないんじゃないかというふうな感じをします。例えば全国各都道府県にはNHKの放送局がございまして日常業務を推進しているわけなんですけれども、地方の局が確実に難視聴地域を把握していると思うんです。そういう地方の局と自治体が連携をとり合って、それぞれの各都道府県の難視聴地域というものを国に申請して、そして国の予算によって、これだけのお金があるんでしたら補助金を出して一度に解決した方が早道ではないかというふうな感じもするんです。そういう意味においてはわざわざ基金をつくる必要はないんじゃないか、こういう考えも出てくるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(木下昌浩君) 辺地等におけるテレビジョン放送の難視聴解消というのは可能な限り早期に達成されることを私も強く望んでいるところでございます。しかしながら、今回やりやす措置は、衛星放送の受信設備の設置者から申請を受けて、それを持って措置するというのがございまして、それからまた郵政省の予算の枠というものとございまして、平成元年度の予算でいきますと一般会計予算二百五十六億と極めて僅少な予算の枠でございまして、そういうことから今回三十億円の規模の基金をつくって、そのことによって安定的、継続的にひとつ助成が実施できるのではないかとということで御提案申し上げているところでございます。

したがって、若干の期間は要するわけでございますが、私も私としてこれができるだけ早く解消していくために早急にこれに着手をしようということをお願いしているところでございます。また、今後受信設備が普及するに従いまして単価も低下していくのではないかと思われまして、より早期に難視聴解消が達成されるのではないかとこのように期待をしておるところでございます。

○磯村修君 実際この基金が運用できるのはいつ

ごろからですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) これはこの法案が成立したとして施行することになりまして、ならば直ちに運用を開始するというところでございまして。

○磯村修君 それはわかるんですけれども、実際にお金が使えるのはいつごろからかということなんです。

○政府委員(大瀧泰郎君) 一般的に言いますと、運用益でございまして、その中から引き出してやっていくことになるわけですが、若干調査というのにも必要でございまして、申請を受けましてから審査をして助成をするということでございます。その点で、そういう点で日数というものが必要でございまして、その間の運用益というものが私どもも利用させていただきたいと思っておるわけでございます。

○磯村修君 局長自身がお考えになるのは大体いつごろから運用できそうかということをお考えになっていただけますか。

○政府委員(大瀧泰郎君) これは申請を受け付けるといことでございまして、できるだけ早くやってまいりたいと思っておるわけでございまして。

○磯村修君 とにかくせっかくやる以上は早い時点でもって運用できるように御努力願いたいと思っております。

時間がありませんので急いでお尋ねしたいんですけれども、提案理由の中に、難視聴地域における衛星放送の視聴者は当初の計画より少ないというふうに書かれているんですけれども、当初はどのくらい見込んでおったんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 今年度末と申しますか、三月末で約一万四千世帯が目標でございまして、ところが、昨年の九月末では約八千世帯と推定されておりました、このままの経過でいきますと本年度末には約九千五百世帯程度かと思っております、そういう点を考えますと、目標よりは四千五百世帯ほど今年度末でも低いというふうに推定で

きるのでございます。

○磯村修君 当初よりも普及が早くおこなわれているのはどの辺に理由があるのでしょうか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 先ほど大臣からいろいろ御説明がございましたけれども、経費がかさむという点がまず第一だと思われまして、何と申しましても衛星放送が行われまして有料化されたという点もございまして、それから、どうしてもそれだけの地域での受けるための指導と申しますか受信指導というふうなことも不十分であったと思われまして、私どもも今後ともそういう点を十分に技術的な指導についてもやってまいりたいと考えているわけでございます。

○磯村修君 最後にお願しておきまして、時間が来てしまいましたので、都市型の難視聴地域を含めまして、受信者の皆さんが納得できるような状態の中での一刻も早い解消を要望して私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○磯村修君 質問がダブりますけれども御勘弁いただきたいと思います。

最初に郵政省にお伺いしますが、衛星放送は放送法第九条五項ですか、先ほどお話がありました、テレビジョン放送がまあ全国において受信できる措置をする、こういう規定によって難視聴地域の解消を目的にNHKは放送衛星の星を打ち上げたわけでございます。郵政省は五十四年から五十八年度まで辺地の難視聴解消のために中継局をつくり、また共同通信施設、CATVの設置に補助金の交付もしてきたわけでございまして、その結果、全国で五十四年当時は五十一万世帯だと、こう言われた地域難視聴世帯が現在約十萬、こういうふうには減少してきたわけでありまして、これも、予算もなくなりました。先ほどからお話があるように、地域難視聴は早急に解決しなきゃならぬ。これとは矛盾するんですけれども、そういう十萬世帯になった。そこで、この地域難視聴は一回解決した、こういうこととして、衛星放送の将来の問題としてハイビジョン放送や衛星放送のい

わゆる独自番組、こういう方へ発展してきたのだ、こういうふうな思われてならないんですけれども、郵政省はこの点についてどういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 御指摘のとおり、BS2が打ち上げられた後は、これまでの難視聴対策にかえまして地上の総合放送それから教育放送の番組を放送衛星を利用して放送するというふうに変えていったわけでございまして、これによりましてNHKの放送が全国的に受信が可能となったわけでございまして、地上放送の難視聴世帯におきましますところの放送衛星の受信が非常におくれているというの、先ほどからも申し上げましたけれども、そういうことでありますので、この受信対策の基金というものを創設したいという御提案をさせていただきます。

現在、衛星第一テレビジョン放送によりまして、地上の番組から国民の社会生活にかかわりの深い報道であるとか教養、教育あるいは娯楽番組というものを総合的に編集いたしまして放送を行っているわけでございます。

そういうことでございまして、難視聴解消という目的を損なわない範囲で一部独自編成やら、あるいは一日一時間のハイビジョンの実験放送も行うということを私も認めているわけでございまして、NHKにおいてこの趣旨に沿った運用を行うことを期待しているわけでございます。

○磯村修君 そうすると、今までもこの委員会で、きょうだけではなくて難視聴解消の問題については私もずっと言い続けてきたんですけれども、今回は一方で財政法二十九条に抵触するのではないかなという疑問はありますけれども、難視聴解消の問題については継続して一生懸命それに取り組む、こういう姿勢で、こういうふうには私は解釈するんですけれども、それにしても、先ほど及川先生の方から話があったように、平成元年でも予算要求をしない、平成二年度も予算要求をしないというところは、現実的に難視聴解消に取り組む姿勢が非常に後退したんじゃないか、この

うふうに思われてならないんですが、そういうことではないことですか。もう一回説明していただけますか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 御指摘のとおり、私も難視聴解消というものを積極的にやらなければならぬという大方針のもとにこの衛星放送受信対策基金というものを創設させていただきたいというお願いを申し上げているわけでございます。衛星放送も今後とも難視聴対策というこの大きな目的を損なわないように番組編成をやっているように私もNHKに対してお願いをしているところでございます。

○鶴岡洋君 そうすると、今言いましたように、全国あまねく放送がされるということと、それらでも趣旨説明の中で言っているように、近年著しく発達している放送の受信できる地域とのいわゆる情報格差、これがますます拡大していく、こういうことは非常に困ることであるわけです。そういうことでこの難視聴解消の基金をつくるということは一歩前進と受けとめて私はよろしいと思うんですが、この法律の中で、当分の間、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信する云々とありますけれども、この「当分の間」というのは、それでは期間としてどのぐらいを考えているんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 先ほどもこのいわゆる難視聴対策というものがいつ完成するのかというように御指摘がございましたが、私もはできるだけ早期に解決をいたしたいと考えておるわけですが、時間的には十年以内というものを一応のめどにいたしたいということでございます。そういうことから、この条文にあります「当分の間」というのはおおむね十年以内ということを一応の目途にしているわけでございます。

○鶴岡洋君 数字も出ましたけれども、細かく計算すると、五%の運用益、こういうことでございませうけれども、三十億の五%で一億五千万ですね。一億五千万という二十世紀帯と。そうすると、単純計算すると十六年、こうなるわけです。十年と

いうことになる八%の運用利益でなければならぬわけですね。先ほど局長の答弁ではチューナーもパラボラアンテナも安くなるだろう、そういう希望の観測ですか、それで十年に縮められるだろう、こういうことです。局長は電機メーカーじゃないからそれはわからないでしょうけれども、恐らくそういうふうになるのを希望の観測のもとに十年ぐらいと、こういうふうにおっしゃっておられるんでしょけれども、十年という計算からいくと八%の運用益がないとこれはできないわけですね。これは数字的にはちょっと納得がいかないんですけれども、どうなんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 確かに、数字的に御指摘を受けますとそういうことに相なるわけでございませうけれども、私も私も電気製品の値段というもののがかなり急速に低下するという実績等も踏まえて、今後アンテナであるとかチューナーの値段ができる限り安くなっていくことを期待しておるわけでございまして、そういう意味で十年以内ということをおしは一応のめどにしているわけでございませう。

○鶴岡洋君 これも細かいことですが、今磯村さんからお話があったように、これは運用益でやる、こういうことですね。そうすると、申請があつて、それから審査もするでしょうし、それで決定すれば二万五千円、国から、地方自治体から二万五千円、こういうことになるんでしょけれども、厳密に言つて、運用益ですから運用益が出るのは来年度ですが、それを取り崩してやるんですか。最初には原資を取り崩してしまつて始めてしまふんですか、すぐ申請があつた場合には。

○政府委員(大瀧泰郎君) この運用益の運用方法に對しましては、大口の定期であるとかいろいろな組み合わせをするわけでございませう。金銭信託であるとかあるいは郵便貯金に預けるとかというようなことでございませうので、取り崩して行つたいうことは私もはやる予定はありません。あくまでもこの運用益を利用してやつてまいりたい、このように考えているわけでございませう。

○鶴岡洋君 ちょっと私はわからないんですが、運用益でやるということですから運用益が出なければならぬということじゃないですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この運用益はいろいろないわゆる元本を保証された運用を組み合わせてやるわけですね。その中で一日ごとに利息がつくものもございませうし、長期にきつくと預けなければできないものもあるということで、当初はそういうようなことでございませうから少額でございませうので、それらが徐々に軌道に乗ってくるいわゆる段階におきまして相当額の金額が必要となるということでございませう。したがって、この運用益というものは組み合わせによつてやつてまいりたいと思つておりますので、そういう点の御理解をいただきたいと思います。

○鶴岡洋君 しつこく言ひますけれども、その組み合わせはよくわかるんでしょけれども、いつからそれじややるんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 一カ月以上とかという単位とか一日単位とかいろいろなものがあるわけですね、そういう点は実態に合わせてその運用益を活用させていきたいと思います。

○鶴岡洋君 三十億の膨大な金ですから運用益はすぐ出るでしょうから、それはそれとしてわかりました。

難視聴の解消というのは、これも先ほど出ましたけれども、これは大切な問題であります。今いわゆる自然による難視聴地域、これは全国で十万余世帯だと、一応こう言われているわけですね。しかし、この都市の受信障害世帯は推定で六十三年度末これは統計で約六十七万世帯、こういうふうには言われておるんでしょけれども、こちらの方に公平だと思ふんでしょけれども、こちらの方に公平だと思ふんでしょけれども、こちらの方に公平だと思ふんでしょけれども、今どう考えているのか、この点はいかがですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 鶴岡委員の御指摘のように、都市における難視聴問題というのはこれから非常に深刻になってまいります。私自身も都会

出身の議員でありますから、私の地域でも現実に起こつております。今までは都市型のCATVであるとかあるいはSHF放送などを利用して難視聴解消の促進を図つていたんでしょけれども、どうやらこれではとても賄ひ切れない。やがては衛星放送を利用しての難視聴解消ということになっていくと思ふのでありますが、それも現段階では、例えばパラボラアンテナをつけましても角度によつてはビルが非常に切迫してたり高いと二重、三重に映つて、これだという決め手に欠けております。したがって、具体的にどのような都会における難視聴対策が可能かということも含めて、これから早急に検討していかねばならないと思ふのであります。

したがって、助成問題というのはそれと絡めながら前向きに検討していく、そういう考え方でございませう。

○鶴岡洋君 その点は今大臣から御答弁ありましたので了承はするんでしょけれども、原因者負担だということだけでこれは解決できない問題があると思うのです。

このビルが建つたからこが見えなくなったというならば、これははっきりしているわけですから原因者負担ということで原因者に対して金を出させるということ、これは当たり前かもしれないけれども、そうではなくて、原因者がわからないいわゆる難視聴のところが、これからますますビルが乱立してくると、一カ所のビルじゃなくて二カ所あるからこちらが見えなくなった、こういう状況が出てくることと思ふので、その辺は助成するかどうかということをおあわせて検討していただきたい、こういうふうには思ひますので、それを要望して私の質問を終わらせていただきます。

○山中都子君 もともと大変限られた時間でありませうが、大臣が郵政大臣としてその任に当たられる間は、私も当通信委員会は郵政事業、電気通信事業、電波事業、それらの行政に關しての重要な審議を進めるわけでありますので、どうしても

避けて通れない問題として私はごく簡潔に三点に絞ってまず深谷郵政大臣の政治姿勢についてお尋ねいたします。

第一は、私は去る三月七日の本会議代表質問で、第二次海部内閣がリクルート議員を排除したクリーン内閣だということを売り物にしながらリクルート事件関係者が七名もいるということを批判いたしました。これはその前日、つまり三月六日に総理自身が御自分のことも含めて発表された認めたところでありました。そのときに総理は私の質問に対して、各閣僚がリクルート事件が社会問題になる以前のものについて自主的に調査し、自発的に申告したものについては自民党の見解に照らして問題はないと考えるという答弁をされました。こういう趣旨の、このけじめなるものでないか。

いわゆる自民党の見解、これも国民の批判にさらされているものであるということでも私は意見を持っておりまして、とんでもないけじめであると考えていますけれども、今これは横に置きます。だけれども、その後あなたの名前も出てきたわけですから、その中にはあなたの名前も出てきたんです。出てきてからあなた自身もそれをお認めになりました。

私がまず端的にお伺いしたいのは、なぜ自主的に調査をし自発的に申告されなかったのか、その点のあなたの御見解を伺います。

○国務大臣(深谷隆司君) 私としては、リクルートに何か頼まれたり、リクルートに何かしてあげたというようなことがございまして、その中で、同社との間に何か特別な関係があるような意識が全くなかったという点であります。しかし、自分の不明から、一部の報道をなされてから徹底して調査をした結果、具体的な事実についてそれが判明するまで総理に報告していなかったということについて申しわけなかったと思っております。

○山中郁子君 あなたは今までも、そして今も、今までお使いになった言葉ではやましいところを意識していなかったと言っている。だけれども、

けれども、やましいところがなかったとあなたがおっしゃるのは、じゃ他の人たちはやましいところがあったからみずから調査して申告したということになるんですよ、あなたのおっしゃることはよくわかります。あなたのおっしゃることは、さきに今までリクルート事件を通じて、それからさらにその他多くのスキャンダル、汚職問題、腐敗問題を通じて常に国民からの批判にさらされている。ばれるまでは言わない、ばれたら秘書だとか妻だとか、最近では事務所だとか、こういうことになってきているわけですから、そういうもの、批判されているという以外のものでないか。

私は、ここであなたにお考えを聞きたいし、問題の本質はそういうものなんですよということを申し上げたいのは、あなたがみずから進んで事実を明らかにしないで隠してきたために海部総理は国会と国民を欺いたことになったわけでしょう。そして、これだけだと言ったこと自体の信憑性、そのことだとして疑わしいものになってきたということは、それだけでも否定できないんです。私は代表質問でも、それだけなのかそれ以上なのかと聞きました。それ以上ないかと海部総理は言った。だけれども実際にはそうじゃなかったでしょう。やはり海部内閣自身が国会と国民を欺いたこと、この生き証人としてあなたが出てきたのです。この点についてはどう考えていらっしゃるか、そしてまたどのような責任をおとりになる御所存かお伺いしたい。

○国務大臣(深谷隆司君) 私の気持ちの中には隠したという気持ちはありません。認識において若干違ったものでありますから、その点については遺憾に思っております。

○山中郁子君 責任をどういうふうにおとりになるかという点についての御所存があれば伺いたいです。

○国務大臣(深谷隆司君) 報告についての時間的な誤差その他については遺憾に思っております。

しかし、私自身が格別やましいことをしたという意識は持っておりません。

○山中郁子君 そういう聞き直りがどういうツケとなってあなたのところに戻ってくるかということとは、今までの政治への国民の審判が示してきているところだということをよくよくお考えにならないといけないということを私は指摘しておきます。

さらに、リクルート裁判の労働省ルート公判で名前が出た、つまり三月十四日を前後してあなたのこの問題に関する発言は実に目まぐるしくくる変わっているんです。簡単に言えば、リクルートとは一切関係ない、それから接待も、それから頼まれたこともない、今もおっしゃったけれども、だからやましいことはない、名前が出ていたんでびくびくして。その次には記憶にないと言いつつ出された、そしてその次には調査をすると言いつつ出された、そして献金などがありました、そのほかにもいろいろ出てきた、そういうふうなぐぐる変わる変わっている。そういうこと自体が、あなたは何か隠しているというふうに国民が考えたのではないでしょうか。

私は、事実あなたはいろんなことを隠されていると思いますけれども、裁判で証拠として採用されている問題、細かい中身を申し上げる今時間はないけれども、一つだけ言うならば、大沢リクルート元専務調書での五十九年あるいは六十一年のあなたに対する二回にわたる接待、その中には労働省幹部が同席している、あるいはリクルート関係者が、当時の役員が同席している、さらには元労働事務次官の、問題の加藤孝氏も同席している、そういうことが証拠として採用されているんですよ。この点についてあなたは記憶にないというふうな言い方をしているけれども、事実がなかったというふうな断言がそれじゃできるのか。そして、事実がなかったと断言するということとは、裁判で証拠として採用された中身についてあなたが事実を認めないことになるという大変大きな問題になるんですよ。これも事前に申し

上げつつ、事実がなかったということをあなたが断言なさるのか、ちよつとお伺いします。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は政治家として、例えばかわりのあった役所、あるいは私が役職上知り得た関係その他もろもろの人々と常に勉強もやっています。食事をしたことも何回もございします。御理解いただけないかもしれませんが、私も下町の議員は毎晩五カ所、六カ所とさまざまな会合に出まわっている方々とお会いしております。したがって、何月何日にだれと会ったかというふうなそういう明確な記憶はありません。しかし、少なくとも私の意識の中に御接待を受けたというそんな思いはありません。

○山中郁子君 では事実がなかったというのではなくて、あくまでも記憶がないということであって、あったかもしれないという余地があるということですね。そのどっちなのかがはっきりさせてほしい、とりあえずきょうのところは。

○国務大臣(深谷隆司君) 今の御質問にどうお答えしているかわかりませんが、さきまな食事の機会といたうのはこの何年かの間に数え切れないほどございしますから、私にとつて明確にお答えのしようがありません。

○山中郁子君 では事実がなかったというふうには断言できないという御答弁でありました。そこで私は、そういうことは、裁判所の証拠調べで検察官の提出したいわゆる大沢調書、この調書を被告、弁護側も同意したということは、その調書に書かれてある事実を関係者がみんな認めたということなんです。この事実をあなただけがもし仮に記憶がないとかそういうことでごまかしたとしても、それはもちろん筋が通らないだけではない、ごまかし続けようとするれば関係者に証人として国会に来てもらい、また事実を述べてもらう、あなた自身も証人として国会と国民に真実を述べる義務がある、そういう性格のものだということを私はここで強く申し上げておきます。事実がわからない、調査をしているとおっしゃるなら

ば、今私が申し上げました観点をめぐって早急にその事実を、調査の結果を私並びに当委員会に報告されるようお約束をいただきたい。

○國務大臣(深谷隆司君) 何回も申し上げますように、いろんな会合、いろんな食事の機会がございますから、私どもとしてはそれ以上の調査のしようもありません。ただ、何回も申し上げますように、私の意識の中に接待を受けたという思いがない。むしろ、私自身の性格からいえば、ほとんどの会合は私の方がごちそうする機会の方が多いくらいでございます。その一つ一つの会合について全部明確に出すこともちよつと私にはできないことであります。

○山中郁子君 政治資金規正法や公選法やさまざまな大きな問題になっているそういうものに全部抵触するような、あなたは毎晩毎晩どこかへ行っている人から接待を受けて飲み食いと一緒にしているということ、その中に何かあるかわからないんで、そういう姿勢であなたはよく大臣をお受けしましたね。大臣だけじゃない、政治家としての資格が疑われても仕方がないでしょう。きちんとした調査をするとなんか言っている、官房長官に出したとかならないとか、そういうことを言っているしやるんだから、問題になっているそういうことを、裁判の中でも証拠として採用しているそういう採用されたものをちゃんと責任を持って明らかにする、そういう義務がある。そのことをしなければ、あなたの政治家としての、いわんや大臣としての責任が問われるものだということを私は強く重ねて申し上げます。

次に、既に幾つかの点については法案に関してもう御議論がありました。それで、私は一点だけこの際明らかにできるならば明らかにし、要望としても受けとめていただきたいというふうに思うことがあります。

それは、今までの議論の中に、質疑の中にもあったことですが、難視世帯というものをどういうふうに線引きするかという問題なんです。基本的に言えばそういうことなんです。難視

だという届け出があればそういうふうに調査をするのか、その場合にはどういふところが基準になるのかというところなんです。具体的にならば、なぜそういうことを私が伺うかというと、郵政省の資料によっても、また調査室が調査してくださった資料によっても難視世帯のうち約八千世帯が独自に衛星放送受信設備を設置していると推定されている。しかし特別契約数は千五百七十五件というわけです。八千世帯のうち千五百七十五件がつまり衛星契約だけの特別契約。そうすると、その残りのほかの方たちは、考えられるのは、やっぱり地上波を受けて地上波を見ている、難視だけれども地上波を見ているということが考えられるんです。その辺の状況はどうなのか。

もしそうだとすれば、そういう方たちは大変見にくいものであるにもかかわらず地上波で見ている、そして受信料を払う。それからまた、衛星放送についてもそういう契約をもう既にできている、そういう人たちについては、この法律ができて、この問題は基金の問題その他にも問題いろいろありますけれども、私たちもその問題点の認識はしておりますけれども、もう既に御議論があったのでこれは今は省略します。

いずれにいたしましても、今後この法律が成立して運用をされるとき、今までに既に、かなり初期ですから金額自体も大変大きいわけですが、そういうものを負担されてきた方たちについては何らかの手当てが工夫できるのか、援助というんでしょうか。それと、今私が申し上げましたいわゆる地上波を受信している受信料を払っているけれども実際は難視世帯になっているわけだから非常に見にくいものを見ていらつしやるということになるんじゃないか。そういうようなことについてはどういふところで線引きをして、どういふところで郵政省として把握されるようにしているのか、そのことをお尋ねいたします。

○政府委員(大瀧泰郎君) 実際の家庭の中の難視の実態と申しますと、先ほども御説明申し上げましたけれども評価というものがございまして、

画像評価と申しますか、五段階評価で二とか一とか言われるそういう評価をせざるを得ないような場合にはこれは難視であるというふうに規定するわけでございますが、それでもやはり評価が二というふうな状況でもごらんになっておられる方もあろうかと思ひます。確かに、全然見えないよりはいいというふうなことで、評価一ということになったらもうほとんど見えないうわけでございます。しかしながら私どもは、評価三以上のものをテレビを見ておられる方々というふうに解釈しているわけでございます。

それからまた、契約の世帯数というのが非常に少ないじゃないかというふうな御指摘がございまして、確かに特別契約というのはいわゆる衛星放送だけしか見られないという方々に対して割引料金制度というのを設けているわけでありまして、したがって、この契約というものはNHKが積極的に契約をしていただけるように努力をしているわけでございますが、現実的には全数を契約という形に結びつけることが難しいのが現状でございます。一般的に現在二百二十七万世帯が衛星放送を ごらんになっておられると推定されておりますが、契約に結びついておられるのはそのうち約六万世帯というのが実態でございます。これらにつきましましては、できる限り最大限の努力をして契約数を上げるようにということを私どもも指導しておりますし、NHK自身も最大限の努力をしておりますわけでございます。

それから、法律が施行された後でないといふこの助成措置というのがでないわけでございますが、それ以前におつけになっていた方々に対して不公平だろうというところで、全くそういう点も私自身納得いたしますものですが、いわゆる耐用年数が過ぎてもう一度更新するといふような場合にはこの助成措置を適用してさしあげたらどうかというふうに考えております。しかしながら、そういう場合でも一回だけというふうに限らせていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○山中郁子君 一点だけ要望します。そのことはわかりましたが、それでよしとするのではなくて、最初に早くそういうことでお金もかけて、そしてそういう受信をするという人たちは、ある言い方をすればこういうものに協力的に進めてきたわけです。そういう人たちの負担は大きいのに、いずれもう少し何かあるだろうと待っているという方々の方が実際には補助も受けられるということは、あなたもおっしゃったとおり、やはりある面から考えれば不公平だということ、不公平感というのがどうしても出てくるんです。今おっしゃったようなことだけでなくて、さかのぼって何らかの配慮ある措置をとることができないものなのかどうかということもさらにぜひ本気で積極的に考えたいただきたいということを強く要望いたします。私の質問を終わります。

○足立良平君 一応最後になりましたけれども、ほとんど本件に關しましての質問なり問題点は出てきておりますから、私の方は端的に二、三質問いたしたい、こう思います。

それで、その前提で申し上げておきたいと思ひますけれども、既に提起されましたように、この二十九条からいたしまして本件がいわゆる緊急性があるかどうかということ、これはいいか悪いかということとはちよつと別ですけれども、緊急性があるのかどうかということについては、これはいささか私の方としては問題があるのではないかと、こういう気持ちで今までの答弁の中からも消えていないことをまず申し上げておきたいと思ひます。

さて、その上に立ってでございますけれども、先ほどもちよつと前の委員の方から質問が出ていたわけでございますが、放送衛星に關しましては試験放送が昭和六十一年から実施をされているわけなんです。そうしますと、現実的にこの元年度の補正予算の中に、実際的には既に四年ないし五年間は試験放送が行われているわけでありまして、こういういわゆる放送衛星に基づいて難視聴対策を進めていくという基本的な理念からいたします

と、突如としてこれが出てくるというのは、今まで試験放送をやっていたという前提に立つて考えてみますと、先ほど及川委員からも御指摘があったわけですが、ちよつと私は理解というものがなかなかできない、今までの経過からいいますと、そういう点を考えるわけでありまして、それと同時にちよつと、本件を提案されております中で、これはちよつと言葉じりをとらえるような感じで私は余り好きな質問ではないわけですが、難視聴地域における衛星放送の視聴者が当初の計画よりも少なかった、先ほど大臣が御答弁になっております。当初の計画よりも少なかったからそれは補助をいたしません、今回この法律でやります、こういうふうな提案の理由がなっておりますし、大臣も答弁としておっしゃるわけですが、そうすると、本来計画どおり進んでいくとすれば補助はいたしませんよ、こういうことになるわけですが、裏返して言いますと、ちよつと言葉じりをつかまえたような感じでも、そこには恐縮なんですけれども、

私は、そういう面からすると、本来的に今までからずっとおっしゃってありますように、例えば中継局をつくらなければならない共同受信施設をつくったり、そういうことでずっと難視聴対策をやってきた、そしていよいよその効率が悪いからこの衛星でやりましょう、こういう流れを持ってきて、そういう流れにあるにもかかわらず、この大臣の御答弁というのはいささか論理的におかしいのではないかと、こんな感じを受けるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(木下昌浩君) ただいまの御質問でございますが、大臣も答弁申し上げましたように、平成元年度予算を作成した後に生じた事由によりまして普及が予想外に低調であったということございまして、平成元年度予算では確かに今の本予算では要求をしていないのでございますけれども、その後生じた事態によって緊急に対処する必要があるということで予算措置を補正予算で組ませていただいたものでございます。

○足立良平君 後段の問題はどうでしょう、大臣。○政府委員(大瀧泰郎君) これらのいわゆる難視聴対策というのは従来からも十分に行っているかなければならなかったわけでございますし、放送衛星にもそれを期待したわけでございます。しかしながら、昨年の三月末の状況では普及の世帯数というのが約六千五百世帯と書かれております。九月末では八千世帯と推定されておるわけでございます。しかも、今年度末と申しますか、ことしの三月末、もう今年度でございますけれども、この場合には九千五百世帯と推定をされているわけでございます。そういうふうなことから考えますと、我々が期待していたほど増加していないということでございます。

五十九年度から昨年の三月末までは六千世帯だけだということは、本当に微々たる普及の程度であつたわけで、元年度になつてからかなり向上きにはなつてきましたけれども非常に少ないというのが実態だつたわけでございます。

○足立良平君 私が申し上げているのは全然違ふこととございまして、多分お答えにくいんだろうと思ひますからこれ以上はここで余り詰めません。論理的なり流れからするとこの理由のつけ方はいささかおかしい。先ほど委員の皆さん方で、要は、問題はその理屈では飯食えぬという話でございます。私も全く同じ考え方でございますからこれ以上は詰めませんけれども、やはりその辺もう少し今までの流れと、そして今も山中先生から御指摘がありましたけれども、やはり国民がひとしく公平感を持つような状態できちんとしていかなければならぬと、これを申し上げておきたいと思ひます。

それで、もう少し話を進めたいと思うんですが、これも、今もちよつと触れましたが、この難視聴対策、従来の経過をずっと見ておきますと、いわゆる中継局の設置あるいはまた共同受信施設の設置、今回は基金制度を創設、こういう一つの流れがございまして、そうしますと、この中継局の設置

なり、あるいはまた共同受信施設の設置ということのは全額NHKが負担をいたしているわけですが、それから五十四年から五十八年にかけての共同受信施設の設置につきましては今度は自治体と国と、そして受益者といふことが住民団体が三分の一ずつ考へ方としては負担をいたしている。そして今回の基金というのとは国が四分の一、自治体が四分の一、個人の受益者負担が二分の一、こういうふうな、従来のこの放送法に基づく、国民がひとしく電波というものを享受していこうという概念、いわゆる義務規定的な概念というものは不変であるにもかかわらず、実際的にその難視聴地域を解消していこうとする解消の仕方が時系列的に見ますと大変変化をいたしているのではないかと、このように思ひてならないわけですが、法の概念と

いうものが同じである、不変であるにもかかわらず、そのやり方が変わつてきている、これは一体どのような思想の変化といふことが、考え方の変化があつてこういうふうになつてきたのか、この点についてちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大瀧泰郎君) NHKは送信をするということと受信サービスが十分できるように措置をしておるわけでございます。したがひまして、地上波が届いていないという地域におきましては、中継局を設置するとか、あるいは共同受信設備といふものを設置するということと措置をいたしておたわけでありまして、ただ、今回の場合には宇宙から電波は発信されておりますものですが、全国的にまんべんなく電波としては届いていないわけでございます。受信設備を設置すればおのずと受けられます、そういう状況になつておるわけでございます。したがひまして、NHKあるいは一般放送事業者という放送事業者は、そういう点では受信設備にまで助成をするとかあるいは全額助成するとかというようなことはできない仕組みでございます。今回の場合は若干見方が違つておるというふうに御理解をいただければと思ひます。

○足立良平君 それでは次に、ちよつと問題を整理していきなさいと思ひますが、先ほどこれは出たわけでございますが、三十億円、これは実際の理屈があるような感じがしない、ちよつと私はわからないんですけれども、これは可及的速やかに、局長の方は先ほどの答弁で約十年以内云々という話でございますけれども、この基金をもう少し大きくすれば本当はもっと早くできるわけですが、考へ方としては、ですから、三十億円という金額が出てきたその根拠というのは一体どの辺にあるんだろかなという感じが一ついたします。

それから、これは私がいろいろところを調べてみますと、アンテナを含めまして、これはもう現在既に商店によりましては七万円台で販売されているように私は承知をいたしております。そうすると、考へ方としては、先ほどちよつと触れました国の四分の一、地方自治体の四分の一、それから残り二分の一は個人負担というこの概念は金額がずつと下がつてきたときにも全く変わらない、このように理解をしてよろしいんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) この三十億円の基金の総額でございますが、これは先生御指摘のとおり、私どもでもできる限り多い基金を創設したいということと努力はいたしたけれども、いろいろな事情によりまして三十億ということの構想がまとまつたわけでございます。しかし、これらを十二分に活用いたしまして積極的に助成措置といふのをやつてまいりたいと思ひます。

それから、四分の一という枠組みでございますが、これはやはりできるだけ数多くの方々にそういう助成をしてまいりたい、そういう考へでございます。コストが下がつていけばそれなりに多くの方々に助成の恩恵に浴していただけるのではないかと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○足立良平君 もう時間が参りましたから最後に一点だけお聞きをしておきたいと思ひますけれども、今四分の一、四分の一というふうに自治体と国との関係を申し上げておられますけれども、実際的にはこれは自治体に交付するわけですから、ある

面におきましては自治体に対するいわゆる交付金といひますか援助といひますか、形としてはそうなるんではないかというふうに思うんですけれども、一具体的にどういう形になってくるのかというところが一点目。

それから、同時に自治体の方がその気になりませんと実際のにはこれは交付できないわけでありまして、現在の段階で自治体として既に大体どういう計画を今持っているのか、郵政省として把握されておるところを最後にお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(大瀧泰郎君) この交付する仕組みでございましてけれども、これは自治体に対して国が交付するというのじゃなくて、この場合には直接個人に交付する。その前提として地方自治体でも四分の一を直接交付するというところでござい

それから、どこがということですが、これも申請を受け付けてやるわけですが、どこで、どこが特定の世帯を指定することがなかなか困難でございまして、先ほどNHKの方からも御指摘がありましたように、一部のところではできるだけ早くやってくれという御希望もございまして、それから、従来難視聴対策のお金というものを各自治体で準備して、いろいろ中継局の設置であるとか、そういうことをやっていたのであります。ですから、そういう経費の中からこの受信対策の場合にもお使いになるという場合と、改めて予算として組んでやっていくというような場合がそれぞれございまして、いずれにしても早急にこれらの対策を地方自治体におきましてもやっていたらというように、我々最大限の努力をいたしたいと思つております。

○委員長(青木新次君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、直ちに採決に入ります。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(青木新次君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

午後二時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(青木新次君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷郵政大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) ただいま議題となりました日本放送協会平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定に基づきまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について概略を申し上げます。

受信料につきましては、今後五カ年の経営計画のもとに、現行のカラー契約月額千七百四十円を千三百七十四円に、普通契約月額七百四十円を八百九十円に、衛星カラー契約月額二千円を二千三百円にそれぞれ改定するなどとしております。

一般勘定資本収支におきましては、資本収入、資本支出とも八百六十一億七千万円となっております。建設費六百二十八億四千万円を計上しております。

次に、事業計画につきましては、その主なものは、全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行うこと、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、国際放送について、番組の充実刷新を行い、受信の改善に努めること、新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ること等となっております。業務の推進に当たっては、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととしております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算等について、慎重に検討いたしました結果、平成二年度の事業運営に当たって特に配慮すべき五つの事項を示した上で、おむね適当なものと思ひ、お手元に配付されておりますのとおり意見を付することとした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。島日本放送協会会長。

○参考人(島桂次君) ただいま議題となつております日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。

平成二年度の事業運営に当たりましては、高度情報社会における視聴者の多様な要望にこたえて、地上放送の充実刷新、海外への情報提供の強化、衛星放送の一層の普及促進に努めることにしております。

しかし、財政的には収入の増加及び経費の削減などの経営努力を図つてもなお極めて厳しい状況にあります。

こうした状況を打開するため、協会は、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、さらに、広く視聴者の意向を吸収するとともに、外部有識者による提言をも踏まえ、一層創造的で能率的な運営を目指すことを基本として、平成二年度から五カ年間の経営計画を策定いたしました。新しい放送の時代における公共放送としての使命を果たすためには、やむを得ず、平成二年度から受信料の改定をお願いしなければならぬことになりました。

新しい受信料額は、訪問集金において、カラー契約は千三百七十円に、普通契約は八百九十円に、衛星カラー契約は二千三百円とさせていただきます。また、口座振替につきましては、従来どおり訪問集金から五十円減額いたします。

なお、沖縄県につきましては、特例措置を継続して、本土に対し、百五十円を軽減することにしたしております。

次に、平成二年度の主な事業計画について、御説明申し上げます。

まず、建設計画につきましては、衛星放送設備の整備を進めるとともに、放送番組充実のための機器の整備を行うほか、老朽の著しい放送設備等の取りかえを実施することにしたしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。

国内放送におきましては、国民生活に必要不可欠な情報など多様な番組を編成するとともに、特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、公共放送の使命達成に徹し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めてまいります。

また、衛星放送につきましては、国際情報の中

心に魅力ある番組を編成して、一層の普及促進に努めます。

一方、諸外国の日本に対する正しい理解を促進するため、海外への映像情報の提供を拡充することについてしております。

国際放送におきましては、ニュース・インフォメーション番組や各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じて国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継を拡充し、効率的な受信の改善を行います。

契約取納業務につきましては、受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化をさらに推進し、受信契約の増加と受信料の確実な取納を図ることについてしております。

調査研究につきましては、番組視聴状況等の番組調査と、新しい放送分野の技術開発研究、放送技術発展のための基礎研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般にも公開することについてしております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、経営全般にわたり、業務の効率的な運営を一層徹底し、要員につきましては、年度内二百八十人の純減を行い、給与につきましては、適正な水準を維持することについてしております。

これらの事業計画に対応する収支予算につきましては、一般勘定において、事業収支で収入総額四千八百四十五億九千万円を計上し、このうち、受信料については、四千六百九十九億円を予定しております。これは有料契約総数において、三十三万件的増加を見込んだものでございます。

また、副次収入など受信料以外の収入につきましても、その増加に努めることについてしております。

これに対し、支出は、極力圧縮に努め、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払い利息など、総額四千四百八十億四千万円を計上しております。

事業収支差金三百六十五億五千万円につきま

しては、このうち、百五十億九千万円を債務償還に充て、二百十四億六千万円を翌年度以降の財政安定のため、繰り越すことについてしております。

次に、資本収支につきましては、支出において、建設費六百二十八億円、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等への出資に四億四千万円、放送債券の償還等に二百二十九億三千万円、総額八百六十一億七千万円を計上し、収入には、これらに必要な財源として、減価償却資金、放送債券及び借入金など、合わせて総額八百六十一億七千万円を計上しております。

なお、受託業務等特別勘定においては、収入五億二千万円、支出四億三千万円を計上しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものでございます。

以上、日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べましたが、今後の事業運営に当たりましては、協会の事業が視聴者の負担する受信料により運営されていることを深く認識して、一層効率的な経営を目指すとともに、すぐれた放送を実施して、協会に課せられた責務の遂行に努める所存でございます。

委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○山田健一君 ただいま日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画の概要の御説明をいただいたわけですが、ちょうど私の持ち時間百二十分というところでございまして、ひとついろんな角度からお伺いをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

きのう衆議院でこのNHK予算が終わりまして、きょう参議院という形になっておるわけですが、NHKのいわゆる予算、これの国会審議のあり方という点で、そこら辺について若干前もってお尋ねをいたしたいというふうになっております。

放送法の規定に基づいて毎年郵政大臣に予算書が出される、そしてまたそれを国会で承認していく、こういう段取りになっているわけでありまして、例年でもいまますと大体二月の中旬ぐらいに出されるわけでありまして、三月にかけて審議をされて三月の年度末で処理をされていく、こういう形になっているわけでありまして、今回の場合は出されたのが三月二十日でありまして、きょうが二十九日でありまして、年度末まで約十日間、こういうことで今審議に入っているわけでありまして、三月二十日にこの予算関連が国会に出された、大変おくれであるわけでありまして、一体どうしてこんなにおくれたのか、まずお尋ねをしたいと思っております。

○参考人(尾畑雅美君) お答えします。
NHKの平成二年度予算の国会提出がおくれましたことはまことに申しわけなく思っております。まずもって、昨年平成元年度のNHKの予算を御承認いただくに際しまして、本委員会が附帯決議をもって長期の計画をみずから立てなさいという御指示を受けまして、これをNHKとしては大変重く受けとめまして、一万五千人の協会の歴史にないぐらゐの真剣な討議を行いました。これもNHKがかつてない難しい時代に入っているからでございます。

多メディア時代、それから国際化時代の中で今までの経営のあり方ではやっていけないということもございまして、追いついておりました。そのために真剣な討議を行いました。その後、去年の七月から外部の十八人からなる先生方の御審議をいただきました。長期計画審議会でございますが、ここには学者、地方の代表、主婦連、それから労働界の代表等々も入れまして、国民の各界各層の

方々の御意見を伺いました。全部の方の審議は難しいものですから、小委員会を設けて審議をしていただきました。二月二十二日に御答申をいただきました。これを受けてNHKで長期計画の審議をまたやりまして、それで三月十四日に郵政大臣によりやうく提案できたというものでございます。

非常に難しい時代の経営計画でございました。今、今回は国民に御負担をお願いするという理論的な根拠、実質的な根拠、事業の内容等も詰めなければいけないということで時間的に手取りまして、まことに申しわけないと思っておりますが、何とぞその辺を御賢察いただきたくお願い申し上げます。

○山田健一君 それなりにNHKとして努力をされたことはわかるのでありますが、特に今の御答弁にもありましたように、今回はいわゆる値上げ絡みということもありまして、御存じのように国会で今いろいろ議論が、あるいはまた国民の間で議論がなされているわけでありまして、お話をいたしました長期展望に関する審議会、これが去年の七月に設置をされて、当初言われておったのは、大体十二月には答申が出される、それに基づいて経営計画を立てる予算を決定していく、そういう運びに大体なっていたはずであります。

小委員会も設けて審議をされたということでありまして、要するに二月二十一日ですが、審議会からNHKにこの提言が出された。それを受けて、三月十四日とおっしゃいましたね、郵政大臣に出した、こういう運びになっておるわけでありまして。

先ほど言いましたように、当初は十二月には答申が出される、そういうような一つの方向づけというものがなされていたというふうには判断をしておるわけでありまして、それが二月にずれ込んだ。御存じのように途中総選挙があったことも事実であります。先ほど言いましたように、今回は確かに値上げを含んでいるわけでありまして、そしてまたNHKそのものの置かれておる状況、いろんな放送環境が変化をしていく中で、これから二十

いった点については、私どもがつくりました五カ年計画の中に十分反映させていただきました。

審議会は公共放送の新しい時代の中でのあり方というものが中心でありまして、それには非常に先生御指摘のように難しい時代でありますだけに時間がかかりましたけれども、この提言は我々にとつて非常に重みのある提言でございまして、非常に多岐にわたったあり方を示していただいておりますので、これを十分経営計画の中に反映させていただきます。今回皆様方にお願ひした財政の基盤を整えるための料金引き上げのものにもその結果つながっているということでございまして、我々公共放送が新しい時代にどういふことをやるべきかということがここに基本として示してあるというのが一番重要な点でございまして。

○山田健一君 いろいろ書かれていたことは事実であります。ただ問題は、私は中身のことを言っておるのであります。どうもこれを読んでみますと、言われたように多くのメディアが存在をする。その中でNHKが公共放送として一体どういふ役割を果たしていくのかということが問われていることも事実であります。ではそれにこたえて具体的にこれからNHKはこういう形でいくんですよという一つの将来像といえますか、そういうものがどうもこれを読んでみれば、我々の気持ちにこない、わからない、見えない、こういう一つのもどかしさというものをここで感じております。

確かに保有メディアの関係等につきましてもちよつと触れられておりますけれども、もうここ二、三年かなり議論がなされてきているわけでありまして、やはりこういう問題についてももつと踏み込んだ一つの方向が示されるかなというのを実は考えておったわけでありまして、全くそういうこともない。こういうようなことで、どうもいまイメージとしてこれからNHKがどういふ役割を果たしていくのか。一言にいつてもこれは難しいと思いますが、いろんなメディアが発達をしていく中で公共放送としてNHKはこ

れから五カ年の経営計画を立ててどういふ姿を目指しておられるのか。なかなか難しいと思いますが、一言で言えばどうなりますか。

○参考人(島桂次君) ただいま先生のお話によつて具体的にお話しした方がわかりやすいと思ひますけれども、例えばNHKの規模ですね、この問題につきましても一般的にはこの審議会の答申が出ていますのでございまして、私はこの五カ年計画を遂行する間はかなり放送をめぐむ社会的環境というのが変わってくるだろう、特に衛星放送がどういふテンポでどういふふうに普及していくかということが一つの大きな問題点であると思つております。

もとよりNHK、公共放送が巨大化するということは、これは民主主義国家においては認められるはずでございせん。やはり適正規模があるというふうに考えているわけでございまして、その適正規模が何かということにつきましては、当面五カ年計画を遂行する間は現在持つております波、主なもの申し上げますと、地上波二波、衛星二波、それから音声三波、それに国際放送、こういったものを中心にやっていく。その間に情報化社会というのは刻々変化していきますからいろいろのメディアもたくさんこれから出てくるでしょうし、特に先ほど申し上げましたように衛星放送の普及その他がございまして、私の見通しでは五年たつたころにはその時点において果たしてNHKの規模が適当かどうかということをおひとつやばり考えなければいかぬ、こう思つておるわけでございまして。

当面、少なくともこの五年間は現在保有するメディアのままで進んでいきたい。その中において我々の質のいい番組をできるだけ聴視者の負担を軽くしてやっていくということを今のところ考えているわけでございまして。

○山田健一君 これはまた別の機会にいろいろ議論をしたいと思つておりますが、今ちょうどこの審議会の関係で少しお話をさせていただきましたので触れさせていただいたような次第であります。

す。今回も結局この審議会が一定の値上げやむなし、こういう一つの値上げの方向を認めていく、こういう一つの方向づけをされておる。

振り返つてみれば、前回の五十九年の値上げのとき、そして五十五年のときもそうでありましたが、同様に値上げ前には審議会が設置をされているわけでありまして。審議会を設置していろんな角度から検討していくということそのことについては私も否定はいたしませんけれども、今までの経過を見る限り、昭和五十九年は経営計画に関する審議会、その前が五十五年、基本問題調査会、名前こそ審議会、調査会となつておりますが、いずれにしてもその審議会の答申を踏まえて値上げに踏み切っていく。逆に言えば審議会が値上げに対する一つのお墨つきといえますか、値上げをしていく一つの理由づけに使われてきたんではないかという国民のサイドからしてみれば率直な疑問があるわけでありまして。これが毎度同じパターンで今回までやつてこられた。どのようにそうした疑問にお答えになりますか。

○参考人(島桂次君) 料金改定の前に審議会的なものをいづつも設けていたのではないかと申しますけれども、確かに今度もこの審議会の答申をいただきた。ただ、今までと違つたところは、私は会長に就任して以来大変な困難な公共放送のこの時期をどういふふうに進めようかというところにつきまして、一万五千人会員のそれぞれの職場での討議を何十回か全部いろいろやらせました。その意見を最終的に役員会に集約し、さらにそれをまたもう一度やり直してもらうということを何遍か去年の夏以来やつております。中央放送番組審議会以下各地方にはそれぞれ番組審議会もございまして。視聴者会議という視聴者の代表が集まつてもらう会議も全国各地でいろいろやっております。営業問題を中心とする懇談会みたいなものも各地でそれぞれ開いております。

こういったいろいろの会合に参加した方はかなりの数に上りましたし、回数にしましても全部合わせますと恐らく二千二百回ぐらゐに及ぶいろいろな会合もやりまして、そういったものを並行させながら審議会の答申を得て最終的に我々の五カ年計画を固めたということでございまして、こういったことは今までの料金改定のときにはなかったことで、それで十分かと言われると決して十分とは思つておりませんけれども、可能な限り私としての手段は尽くしたというつもりであります。

○山田健一君 かなりいろんな角度から、またいろんな場で、また局内外を含めて随分協議がなされてきた、できるだけの手段は尽くしたというふうにおっしゃっているわけですが、外には全然これが見えてこないという部分があることも事実であります。それから、先ほど言いましたように審議会、これが設置されて値上げを認めていく、そしてその答申を受けてNHKが経営計画に反映をしていく、値上げをしていく、こういうパターンが繰り返されてきた。

事実、七月に審議会が設置をされて結局答申が出されたのは二月です。先ほど言いましたように二月二十二日に出される。そのはるか前、去年の十一月二十四日に「NHK長期展望答申骨子固まる」、「受信料値上げは認む」、こういう報道が実はなされているわけですが、もう既に十一月の段階でそれからいろいろ審議をされたというふうにおつしやつておりましたが、もう既に十一月段階で値上げの方針が是認をされておる、こういうことでは。まず最初に値上げありき、こういうふうに見られてもしょうがないじゃないですか。これはどうなんですか、このことは事実ですかどうですか。

○参考人(島桂次君) 十一月の末段階で朝日新聞の記事云々のことを先生言われましたけれども、これは一部の委員の方々が恐らくそういう話をされたのかも知れませんが、それはあくまで中間的な段階の話による推測記事でございまして、あくまで私どもとしてはまだまだいろいろな意見が出ていて集約し切れない状態にその十一月下旬はあったということでございまして。

○山田健一君 しかし、これは読まれたと思ひま

すが、かなり詳しく書いてあります。出てきた、先ほど申し上げました長期展望の提言とほとんど変わっていないです、中身、内容的にも。そして、この段階では十二月に提出をされる予定であった、十二月に提出される審議会答申をもとにNHKはやるんだ、こういうことが十一月段階です。それが二月まで実はこの審議会が引き延ばしをされてきた、そういうふうには私たちが勘ぐりたくなるわけでありませう。

いずれにしても、こういう形で既に最初に受信料の値上げがもう決まっています、それを結果的に今の審議会が追認していく、あるいはまた審議会がそういう一つの答えを出す、そして値上げの理由づけを審議会という一つの、隠れみのというふうな言い方は悪いかもしれませんが、場を通じて答えを出していくことによってNHKが堂々と値上げに踏み切っていく、こういう環境が整備をされていったんではないかなというふうにはこれはやっぱり常識的に考えるんじゃないかと思うのです。

そこで、一体この出された一つの、先ほど言いました、今度はNHKとすれば経営委員会ですね、ここで経営方針なり経営計画あるいは予算、そういうものが決定されたというふうには理解しておるわけですが、提言を受けて経営委員会としては予算なり事業計画、そういうものをどういうふうには決定されたんですかお尋ねをいたします。

○参考人(島桂次君) その前に一つ、この審議会につきましても、私は夏ごろの記者会見で、その当時の私の気持ちとしてはぜひ年内に審議会の答申を得たいという私の見通しを述べたことがございます。したがって、そのことが新聞記者諸君の中でもう十二月に出るものだったと思ひ込みがあったんじゃないか。しかしそれは、先ほど来る私どもが説明申し上げておりますように、非常に審議会が早く結果的には国会に御迷惑をかけることになったという事は申しわけございません。そういう事情があったということをまず申し上げておきます。

それから、この答申を受けて我々はどうも鋭意徹夜に近い状態で五カ年計画の原案をまとめました。まとめまして、これを恐らく三回ぐらいにわたって経営委員会にかけ、いろいろ活発な御意見をいただきました。中には私も最終的に考えた案とある部分では違ふ意見を申される経営委員の皆さん方、御趣旨を体した形で最終的に訂正した箇所も何か所があるわけでございます。そして最終的に経営委員会の議決をいただいた後郵政大臣に提出したということで、この経営委員会の審議会も、私も四十年近くNHKにおりますけれども、今までにない活発な我々の計画に対するいろいろの審議があったというふうには私は感じております。

○山田健一君 今回の場合、そういう意味では大変国民にとっても、また私たちににとってもそうでありましたが、値上げに至る経過の中で審議会の果たしてきた役割を含めてどうだったのかなという疑問を抱かざるを得ないような経過があったことも私は事実だと思っております。また一方では、皆さんが先ほどからお話になりましたように、それなりに局の内部あるいは外部を含めて大変な努力を今回は特別やられたというふうなことも、またそれも事実だろうというふうには思っております。ただ、できればそういうことが国民の目に見える形で国会でもしかり審議をやられる、そういう期間も十分ある、そういう形で出てきてほしかったなという事を申し添えておきたいと思っております。

そして、経営委員会が一応取りまとめをされて郵政大臣の方に提出された、それを受けて郵政大臣の方が平成二年度予算について郵政大臣の意見というのを述べられているわけでありませう。受信料額の改定については、協会の財政基盤の安定を図り、公共放送として求められる社会的使命を果たすためには、この際、やむを得ないものと考え、このように大臣の意見がつけられているわけでありませう。

どういう理由でやむを得ないとされたのか書かれていないのでありますが、一体どういうわけですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は、受信料の値上げというのはできるだけ抑制すべきだともともと考えております。今回の改定につきましては、先ほども話に出ました外部の有識者による長期展望審議会というところの御提言も踏まえて慎重に検討された経営計画を踏まえて出されているという点、それから合理化と効率化を徹底してもなお不足する収入を補うためであるという点、テレビジョン受信機の普及状況などから見て今後受信契約の大幅な伸びは望みがたい、そういう点などからやむを得ない値上げである、そのように理解いたしました。

○山田健一君 これは毎年NHKが出される場合に大臣の意見がつけられるわけですね。その後に「記」として一から五項目までどういうふうなやりなさいということが書いてあるわけですが、これはワンパターンで例年大体同じですね。今回も協会としていろんな効率化をやれあれをやれ、こういうことが書いてあるわけなのであります。これはもつときめ細かいといえますが、具体的にこのこの部分はこうした方がいいんじゃないかというふうな、これはまさに官僚的文章といえます。余り温かみのない、毎年同じようなパターンでこういうものが出されているんです。この辺はNHKに対して郵政省としてみたら今後どうあるべきだという意見も踏まえて、もつとわかりやすいというか、具体的な指摘をされてはどうかな、これはちょっと意見として申し上げておきますので、感想がありましたらお願いいたします。

○国務大臣(深谷隆司君) 書類として付記いたしました私どもの意見はかような次第でございますが、そのほかにこの予算書を島会長が御提出なさった折に幾つかの問題について私は御提言をいたしました。その中には、例えばNHKがふだんどんなふうな合理化とか効率化を図っているか、一生懸命努力しているという姿を国民利用者に理解していただく、そして納得していただくということが非常に大事でありますから、せっかくメディアを持っているわけでございますので、折々にあらゆる機会にどんなふうな努力しているか、どんな経営状態であるか伝えるように特に留意して、それを行動に生かしてほしいというふうなことを申し添えたいいたしました。

そして、いずれにしても議決から国会提出までの期間というのは短うございませうから、なかなかその期間だけで国民の皆さんに理解していただくのは難しい。特に今回のようにおくれた場合にはなおさらでございますので、常々そういう努力というものは非常に大事であるということは強く申し入れたつもりでございます。

○山田健一君 一つの形式というものもあるでしょうから、ぜひこれは要望として申し上げておきたいと思ひますが、こういうワンパターンなものじゃない、もつと血が通うといひますか、そういう一つの形式にぜひしていただきたい。今いじくも申されましたけれども、「合理化、効率化の実施状況を含む経営の概況を受信者に対して随時明らかにすること」、これが五項目目に入っておりますが、これは大事なことだろうと思っております。NHKはこれを受けてどうされますか。

○参考人(島桂次君) 深谷大臣からは、予算案を私が提出したときに、これまた私の記憶では、今までにないいろいろな具体的な大臣独自の見解を私いろいろお聞かせ願いました。早速私はもう既に放送総局長に対してそういう、つまりNHKが何をやりどういうことをやっているのかというのをNHKの番組を通じて定期的にこれから番組をつくる具体的な案を早速つくっていくことで指示しましたので、これから今までと違ひまして、かなりNHKのそういう今先生が御指摘のような状態をまず第一義的には絶えず視聴者の皆さん方に知ってもらふNHKの番組をつくって、それを通してやりたい、こう考えております。

こういうあれですというのを流していかれる、
こういうことですか。

○参考人(島桂次君) そのとおりでございます。
それ以外にも、NHKが出版している印刷物もござ
います。場合によっては我々、新聞、週刊誌その他
にいろいろ企業の広告みたいなものを載せて
いる場合もありますけれども、そういうあらゆる
手段を使ってもっと密接にやってみよう、こうい
うことでございます。

○山田健一君 それでは、次に移りたいと思いま
す。

経営計画に関連いたしまして若干お尋ねをした
いと思うんですが、昨年もちょうど島会長は通信
委員会で、大変な今放送を取り巻く環境はここ数
年で革命的な一つの変化だというふうに言われて
おりました。今回NHKとしての一つの見直し、
経営計画を立てられたわけでありまして、五年間の
計画ということですが、一応先ほど保有メディア
はこのままでいくんだということをおっしゃいま
したが、バックグラウンドという背景、これか
らの見直しといいますが、放送を取り巻く環境を
どのように見てこの経営計画をつくられたのかお
尋ねたいと思います。

○参考人(島桂次君) 基本的には、情報化社会、
ニューメディア時代というものが本格的に展開さ
れるだろう。国内的に見ますと、衛星放送につ
きましてはもう既に日本衛星放送が、ことしの夏に
打ち上げるBS3、これが上がりまると早速新し
い民間衛星放送会社もできるわけでございます。
それから、ケーブルテレビジョンとかパッケ
メディアとか、あらゆるニューメディアがかなり
この五カ年間に日本国内においてもいろいろ普及
発展していくんじゃないか。

もちろん、もっと重要なことは、全世界的に今
展開されている一種の情報革命ですね、これはア
メリカ、ヨーロッパを中心に物すごいスピードで
進んでおります。もう衛星放送につきましても既
にヨーロッパでは始めておりますし、アメリカで
もかなり大規模な計画がどんどん今進められてき

ております。アメリカは当然のことながらケーブ
ルテレビその他につきましても日本よりかはるか
に進んできております。この傾向というのは社会
主義国にもかなり波及していくんじゃないかろう
か。ベルリンの壁はまさに電波であつたと言われ
ますけれども、そういう意味での放送のインター
ナショナル化といえますが国際化といえますが、
そういうものが著しく変わってくる。まさにそう
いう意味で言うところの放送というものがいわゆる革
命的な時代を迎えてきているんじゃないか、そうい
うことを前提に置きながら日本のNHK、日本で
はたまたNHKと民間放送が共存しているわけ
でございますけれども、そういう時代のもので
新しい公共放送をどう構築したら言葉は悪いで
すけれどもNHKが生き残れるかということ念頭
に置きながらこの五カ年計画をつくったつもりで
ございます。

○山田健一君 おっしゃる通りに、大変なこれか
ら予測したいような状況も含めて世界全体も速
いテンポで動いていくという一方の状況もありま
すし、それを可能にさせておける情報の持つ力とい
うものも今回改めて私たちは再認識いたしてお
るわけですが、そういった中で一つの公共放送の
使命というものをやっぱり考えていかなきゃなら
ぬ。こういう時代でありますだけに、先ほど出ま
した今回の受信料の改定問題を含めてももっと
とNHKのあり方というものが国民的な一つのレ
ベルで広範な議論がされていくということを大い
に期待しているわけでありまして、今回は
そういう形で値上げの案が今出されております。
予算の方へ入りますけれども、カラーで三百円、
二八％、こういうことでありますが、このま
いけはずと構造的に赤字がどんどん膨らんでい
くんだということを言われておりますけれども、い
わゆる三百円の値上げをしなきゃならなかった
その根拠というものを示したくないかと思いま
す。

○参考人(尾畑雅美君) 我々の財政計画の根拠は、
先生御承知のように長期計画、経営計画でありま
す。その経営計画を今回は五年というふうにな
せていただきました。これは長期計画審議会その他
の御意見を入れて国会の附帯決議に沿ったもので
ございます。その中で五年間にやってみようと思
うことを決めて、それに伴う財政と、こういう順
番でございます。

それで、五年間にやるべき事業をやるにつ
きましても、とうとう受信料をいただくわけござ
いますので、現行の受信料の枠内でどのぐらいの努
力ができるのかということがまず最初にございま
す。そこで、その現行の受信料の枠内で向こう五
年間に八百十六億の増収をぎりぎり頑張ろうとい
うことを立てております。その次に、それでは経
費の節減はこの五年間でどのぐらいやるかと。こ
れはもう当然でございます。これにつきましては、
要員の効率化それから営業関係の経費の削減、一
般運営費の削減等で千億円ぐらいの節減を果た
します。合計二千億近くの増収、それから節減を
いたします。

次に、それでは向こう五カ年間に公共放送とし
てこれだけはやらなきゃいかぬ事業は何かという
計画を立てました。その一つは、まず放送の充実
でございます。先見性のある、先を見越した大型
の企画、内外のいい番組、そういうものを我々
やらなければいけませんし、まず何よりも情報過
多の中にあって信頼できるニュース、報道番組の
充実というものがあります。それから我が国の状
況を短波やそれから映像等で知らせる事業も今回
芽出しをさせていたということになりました。
それから衛星放送、ハイビジョンの充実も
ちろんでございます。こういったものも含めて五
カ年間で足りない分が二千八百億ということにな
りました。

一方、NHKの給与はこのところずっと低く抑
えてきておりますので、新聞社やもちろん民放よ
り低いございますけれども、相当の乖離ができて
いる。それで、人材の確保が難しくなっております
ので、ある一定限のこの給与水準を上げなければ
いけません。それから全国に七千七百カ所ござ
いますテレビやラジオの放送所、これも老朽化が
進んでおりますので、放送施設の保持という面か
らある程度の設備投資をしなければいけないとい
うことがございます。そういったものの設備投資
のための減価償却費の増というものもある程度
ございます。そういったものが五カ年間で不足が二
千九百億でございます。

そのほかに、平成元年度の収支で財政上五十二
億の純粋な赤字とそれから土地の売却、これを合
わせて二百億の赤字が出ています。これを合
して五カ年間にこの財政の赤字は基礎として埋めな
きゃいけませんので、これが千二百億ございま
して、そういったものでもぎりぎり事業の運営を
やっていっても足りない分と増収の努力とみずか
ら節約する分とを差し引きましてぎりぎり五千五
十億ぐらいの赤字となります。これをNHKは
受信料で成り立っているものでございまして、
埋めさせていただく三百円の値上げをどうして
もお願いしなければならぬということになった
わけでございます。五カ年間の計画の結果こうい
うことになりました。ぜひともお願いしたいとい
うことでございます。

○山田健一君 今御説明を聞きまして、五カ年
間の事業を決めてできるだけその中でやらなきゃ
いけないものはやる、削減をしなきゃならぬもの
はすると、こういうことというふうな勢でいって
結果五千四百八十八億、こういう一つの試算がNH
Kの資料で出されているわけでありまして、それ
で三百円ということに実はなつたんだというふう
に思うのでありますが、これはことしの三月で
すが、新聞なんかを読みますと、この報道が正し
いかどうかのちやうと確認したいんですが、
当初NHKは五年間は値上げはできぬので四百円
ぐらいの値上げを望んでおつた。ところが、郵政
省、国会筋に打診をしたところ、それでは高過ぎ
る、三百円台という意見が出たため三百円に落
ちついた、こういうような記事があるのでありま
すが、これは間違いないですか。

○参考人(島桂次君) 最終的なこの五カ年計画を

つくるに当たりましてどの程度の資金量を必要とするかという問題につきまして、我々NHK内部では幾通りか案があったことは事実でございます。しかし、今新聞記事にあるように、それを最終的に決定いたしましたのは私でございます、それを郵政大臣のところへ提出したわけでございます。

○山田健一君 私が言っておるのは、要するに五年間のこれからの事業計画を立ててこれだけ足りない、だからそれを計算すれば、ならしてこうとすればどうしても三百円の値上げが必要であるという立場でこられたのか。それは事業計画ですからいろいろやれば切りがない。それとも最初四百円でいきたい、それでいろいろ抵抗があるので三百円にした、そして三百円に合わせて計画が立てられたのではないかという、逆に裏返してみればそういう気持ちもあるわけです。したがって、最初にまず四百円から三百円があったのか、あるいは事業計画をきちっと立ててみてその上ではじき出されたものなのかどうなのかということをお伺いしておるわけであります。

○参考人(島桂次君) もとより、五カ年計画を立てるに当たりまして、どれをどれだけやるか、こういう問題につきましてもかなり部内でいろいろの考え方があったわけでございます。したがって、これをやればこういう形になるし、これをやればこういう形になる、そういうものが二通りか三通りあったことは事実でございます。これは金額を幾らという問題の前に、例えば事業として何と何と何をやるか、あるいはこれはちよつとやる必要はないんじゃないかと、同じやるにしてもこれからはやや規模を縮小してやるべきだというようなつまり事業量全体についての考え方が幾通りかあったて、当然その事業量についての予算的な裏づけをしなければいけませんから、総資金の需要量といたしましては必要量はそれぞれ違った形で出てきた案が二つか三つあったことは事実である、こういう意味で申し上げておるのでございます。

○山田健一君 実は、出されております収支見通

し、これを見ますと、いろんな経過はあつたにせよ、平成六年度できちつと収支の過不足の累計がゼロ、こういう形でつくられております。確かにこれで見れば、はあなるほど平成六年度でちょうどこれは全部今までのあれもなくなるんだなということになるわけですが、こういう予算をつくるがために衛星収支が出されております。これは去年我々が委員会で審議をしたときと今回見通しが大分変えられておるわけです。やっぱりこの収支に合わすように形ができていゝるわけでありませう。

去年私たちが委員会で審議をしたときは、例えば衛星収支の問題を言いますけれども、衛星放送の關係で言えば、去年は平成六年度で普及台数八百五十万、こういう一つの見通しが出されておつたわけです。ところが、今回見ると平成六年度で一千万世帯。前回は平成六年度で八百五十万台の普及の時点でほぼ衛星の収支は累積の赤字を含め、解消する、こうなつておつたんです。八百五十万台で解消するのであれば、今回はこれでいきますと平成五年度には八百四十万台、これでもう本当なら衛星の収支は累積が解消されていなきやいけなことです。ところが、今回は平成六年度でちやらになきやいけなということ、こういう形で今度は台数が物すごくふえたわけです。平成六年度で普及を一千万、こう見ておられるわけであります。

しかし、こゝしもあと何と何と目標にこぎつけるのに大変だ、普及させるだけでも大変だ、ましてや契約をとろうと思えば大変だ。百万、二百万とるのに随分苦勞されておるのに、簡単に一年間で八百五十万から一千万台に実は普及台数がふやまれているんです。こういったところはかなりNHKとすれば強氣の見通しですね。衛星放送そのものを取り巻く状況というのは先ほどもお話がありました。去年も衛星放送付加料金が上げられた。そしてまた、これから民間の衛星放送も始まる。そういう状況の中で、衛星がどんどん普及をしていく中で、一千万世帯に普及をさせていって六年

度にこの累積赤字を含めて解消していく。そのためには一千万台、これをやれますか。

○参考人(島桂次君) 衛星の普及を予測するといふことは、これはかなり現時点では難しい問題でございいます。去年は去年なりに私ども電子工業会とかあるいはいろいろのところ、有識者の話、いろいろの統計上のあれを参考にしながらはじいたたなかでございいますけれども、その後の状況この一年間見てみますと我々が予想したよりも普及のスピードはやや上回るということがはつきりしてきましたので、この衛星の目標、これは恐らく来年も再来年もある程度変えていかなければいかぬ要案というのがあるんじゃないやなろうか。これは何せこれから新しくやっていく事業でございいますから、なかなか霧がかかつていて見通せませんけれども、いずれにしましても、先生御指摘の去年とことしの計画がかなり変わってきているんじゃないか、これは事実でございまして、現時点での予測をもう一度やり直してみますとそういう結果になったといふことでございいます。

もう一点は、それならば普及台数がふえているのだから六年目の最後は黒字になってどんなにいいべきじゃないかとおっしゃいますけれども、衛星放送は御存じのように、例えばワールドニュースというものを集めます、これは外国の放送局とか、いろいろそういうところからの提供を受けているわけでございます。当然のことながら、そのために代償、金を支払わなければいけません、放

送料を、これが例えば百万のときと二百万のときと三百万のときとそれぞれ二倍、三倍以上のペー
スで上がっていくわけでございます。これは放送
業界の世界的な常識でございます。したがって
台数がふえればふえるほど提供されるニュースと
か放送素材が高くなるということもござい
ますので、台数がふえてくるということが必ずし
も財政上の最終的な数字とは運動してこないとい
う特殊な事情もございますので、その辺を十分御
勘案願いたいと考えております。

ていますから、恐らくこし来年ぐらいはそうでもないでしょうが、平成二年度は百十七億ですが、立ち上がりということもありますが、またこれはいずれ多少のずれが五年間の経営計画ですから出てくるんじゃないか。これはやむを得ぬ部分があるだろうと思います。また、そういった状況をにらみながら随時ひとつその辺は議論をしてまいりたいというふうに思っております。

何といひましても今一回一番求められているのは、最初から私が申し上げておりますように、こういう状況の中で今回値上げをしなきゃならぬと、いう一つの状況を国民の皆さんにどう理解してもらうか、これがやはりNHKにとって一番大事な点だというふうに思うわけであります。それでなくてもNHKに対していろんな風当たりが強いことも事実であります。いろいろ私たちもNHKにに対する意見、批判、こういうものを耳にしておることも事実であります。

御存じのように、去年は消費税の問題がありました。世論調査を没にしたと。あるいはまた、今回の総選挙の前に資料が出て、週刊誌には出るわいろいろそれぞれ使われた、こういうようなことがある。こういうふうな状況の中でいわゆる公共放送としての使命を果たしていかなきゃならぬ。一連のそういう出来事がかなりNHKの場合、去年からことしにかけてあったと思います。会長として一体どういふふうにこれを受けとめられておられるのかお尋ねしたいと思います。

○参考人(島桂次君)　先生御指摘のような事実、一部はちよつと誤解もあるとは思ふんですけれども、例えば選挙の世論調査が我々の管理の手落ちも、例へば選挙の世論調査が我々の管理の手落ちも、不手際からこれが外部に出てしまい、あげくの果ては週刊誌にまで取り上げられるというような不手際をいたしたという点については、もちろん御指摘のとおり公共放送の信頼を失う、これはもう重要な問題であると思つて深く反省もし、おわびしているわけでございます。

ただ、一言だけ申し上げたいのは、世論調査の扱い方などにつきましては、私が編集権を委託し

ているそれぞれの現場の責任者が最終的に決める問題でございまして、その間に現場でいろいろな意見があるということはこれはジャーナリズムの特有の形で、これはそれぞれでいいんじゃないかと思えます。ただ、最終的な編集責任者が決めたことに對して、自分がやろうと思つたんだけれどもそれはやれなかったということ、また私の監督不行き届きで一部それが不満みたいな形で外へ出ていくというような現象があつたということは、これはまことに私としても、職員規律と申しますか、そういう面につきましてもつとこれは厳正にしなきゃいかぬな、こう考えているわけでございます。

○山田健一君 どこでどういう経過があつたのか、内部的な事情というのは私たちは関知しませんけれども、いろいろやっぱり世間として、今の連日の出来事といひますか、そういうものを受けとめる限りは、一体NHKはどうなつておるのか、そういう気持ちを持つて見ておる国民というのは多いと思ふんですよ。そういう状況の中で今回値上げの問題を含めて出てきておるわけでしょう。国民の理解を求めながらやるということになれば、よほどNHKとしても本当にある意味で言えば腹をくくつてやらなきゃいけないと思ふんです。

いろいろ前回のときも私は言いました。受信料に對しても、契約を拒否したりしておる人も随分いる。NHKの番組に對する批判等もある。さらに、私が先ほど申し上げましたようにNHK自身がなさつた世論調査でも受信料の問題について極めて無関心層がある。そういう中で値上げがされていくとしておる。大衆国民生活にかかわる重大な問題でありますだけに、学者なり国民の理解をどう得ていくのか。一連のそういう出来事の中でNHKが果たしていかなきゃいけない役割、また会長としてその責任というものは極めて重い、そういうふうには私は今思つております。したがつて、監督不行き届きということもありますけれども、二度とそういう形で、どうなつておるのかというふうなことがないように、ぜひひとつこれか

らの運営を含めて会長の取り組み、お願いを申し上げたいと思つております。

今回いろいろ値上げ報道が既にマスコミ等から先ほども言いましたように随分出されております。直接NHKの方へこういったものに対する国民の批判なり世論なり苦情なりが寄せられた、そういうものが何件かあります。あればどういう内容ですか。

○参考人(遠藤利男君) 御質問の件でございますが、私もいろんな形でつて視聴者の皆さんの御意見をいただいております。毎日毎日放送の中でいろいろ放送に對する御意見もあつて、経営に對する御意見も、一つは電話でいただく、一つは投書でいただく、それからもう一つにはNHKに直接ではなくとも新聞等への投書もございまして。そういうふうなものを勘案いたしますと、今回の値上げにつきましても好意的な御意見も多数ございまして。もちろん批判的な御意見もございまして、批判的な御意見は私も想像していたよりは少ないというふうには思つております。

○山田健一君 直接NHKにあつてということですから、そういう実態なのかもしれません。ただ、御存じのように、昨年来消費税の問題、これあり、あるいはまた、この四月から一連の公共料金の引き上げの問題、これあり、こういう状況の中で、少なくともNHK値上げをしてやれ、そういう感覚を持つておられる方というのは庶民の中には恐らくないだろう、そんな気持ちでNHKの今回の受信料値上げというのを見ておられる方というのは私は少ないんじゃないかなと、このように思つております。

問題は、これにも書いてあるんですが、この値上げについて、NHKとすれば印刷物等により周知に努めます、こう書いてある。具体的にはどのようなことを考えておられるんですか。

○参考人(高橋雄亮君) 高橋でございます。お尋ねにお答えいたします。

先ほど会長の答弁の中にもございましたけれども、私どもが持つておりますメディアを使いまし

て、まず一般向きには積極的にやつてまいりたいと思つております。特に、当然御承認をいただきまして、新年度のスタートに当たつて会長が総合テレビジョンを通じて視聴者の皆さん方に御理解と御支持を訴えるというようなことをやつてまいりたい。そのほか、総合テレビジョンでは「テレマップ」とか、放送の合間にスポット時間がかなりございまして、そういうところを使いまして今回の料額改定の趣旨を御説明しながら御理解を求めていきたいというふうに思つております。

そのほか、四月九日からは新聞を通じて広告を出しながら、これは中央紙五紙だけではなくてブロックそれから地方紙、四十九紙地方紙がございまして。そういったところを通じて全国の視聴者の目に触れるような格好で今回の値上げの趣旨を御理解を求めてまいりたいと思ひます。それ以外に、通常番組のほかにもPR用の新しい番組をつくることで今計画を進めております。そのほか、週刊誌とか雑誌を通じて一般の方たちに対しては御理解を求めてまいりたいと思つております。それから、NHKはNHKの経営につきましても広報紙を出しておりますけれども、そういうところでも利用して訴えてまいりたい。

それ以外に、NHKは全国で各放送局ごとに有識者の方たちに集まつていただく視聴者会議というものがございまして、営業現場が各地域で懇談会を時々やりますが、こういったものを積極的に活用して周知徹底を図りながら御理解を求めたいと思つております。そのほか、料額改定でございまして、一番料額改定分についても御理解をいただかなければなりませんので、営業活動を通しながら営業は営業の立場からチラシとかそういったものをつくりながら御理解を求めて早い機会にこの料額改定が定着する方向で万全の対応をした。当面の期間は五月末までをこの周知期間として徹底的にやりたいというふうに考えております。

○山田健一君 営業現場、ここが一番視聴者、国

民との接点でありますから、今回の値上げに對してかなりいろんな意見が出されるだろうし、実質それはそうですね、徴収すれば二カ月分ですから四月、五月分でしょう。今度はカラーで衛星、こうなれば二千三百円で二カ月分ですから四千六百円つなぐわけですから、やはりいろんな意味でこの反響というものが出てくるだろうというふうに私は思つております。

そこで、営業の現場の關係なんでありまして。特に、今NHKもそうでありまして、コストをとにかく切り下げなきゃならぬ。こういうふうなことで見ますと、かなり受信契約あたりも去年まで四十五万件、これを平成二年度は三十三万件ぐらいいておられるんですが、これはやはり受信料の値上げ、そういうものが若干織り込まれてそのことの影響を見ておられるのかなという気もしいでもないんです。

問題は、受信契約の内訳を見ますと、いわゆる訪問集金、これを今ほとんど経営戦略のつとつて営業経費を削減していくということで減して、いわゆる口座振替、こつちの方をほとんどふやしていく、こういう方針で今臨まれているわけでありまして。

ただ、それは口座で落としてもらうということにしましても、実際に当たるのはいわゆる現場の人たちであるわけでありまして。委託集金人の方もいらつしやいますし、こういった方々が現実には今ほとんど削減をされてきております。一方で現場のそういった営業活動が非常に大事なんだと。今この計画でいきますと約八割近くが口座でしよう。あとの二割をどう皆さんから歩いて、何軒か受け持つて、一日に一回行つてそこですぐもらえるわけでない、日に何回か行かなきゃいけない。一軒の家に十回行つた、二十回行つたという話もあります。そういう状況の中で、大変な苦勞をされながらこの受信料の徴収に当たつておられるわけでありまして。ほとんど一方それを切り下げていく、委託の人たちも減らしていく、そういうことで営業活動がその分だけ落とされていけば

元も子もないわけでは、いわゆる視聴者、国民との接点で、第一線で一番NHKの状況を話をしながら説得をしていく、そういうことも求められているわけですが、一方ではそういう人々を削減する、場合によってはパートに置きかえていく、こういう方針が出されておりますが、NHKとして責任を持って営業現場でしっかりNHKの状況を理解していただく、そういう中で営業活動を展開していくという一つの体制が保障されていかなければ、ある意味では、あなた方が今おっしゃるように、これからNHKは値上げをやる、実際の現場で大変苦勞されるでしょう。しかも営業成績は上がってこないということになれば元も子もないわけでありまして、新営業構想を三年前につくって進められておりますが、そういった部分の営業にかかるコストはある意味では必要経費、こういう見方をして、ここら辺のしっかりした充実した体制をつくっていかねばいけないのではないかと、そういうふうに思っておりますが、NHK、その辺はどうですか。

○参考人(高橋雄亮君) 先生御指摘のとおり、現在営業経費の約八割が人件費でございます。営業の経費率の引き下げということもこれは厳しく指摘されております。

ただ、私もはいたずらに経費を下げるのではなくて、先生御指摘のように、やはり営業現場というのは視聴者と直接接しているNHKのいわゆる窓口でございますので、家庭の主婦と対話しながら視聴者の意向を吸収できる、こういう役割も果たしているわけでありまして、また、NHKの考え方を理解してもらおう先兵でもありますので、そういうようなことで集金とかそういう現場に当たる者については絶えずNHKの事業内容といふものを教育しながら、十分番組のよさとか経営の考え方とか、そういうものを説明させながら理解を求めていくということでございます。

ただ、一方で営業経費率が高ければいいということではなくて、全体の経営の効率的な運営の中でやはり省けるものは省いていかなければなら

ないだろうと思えます。したがって、先生御指摘のような大きな観点に立ちながら、整理すべきものは整理して効率的な営業活動といふものを進めようということ、既に六十三年度からこれに着手しておるということでございます。

○山田健一君 ぜひ今お答えになりましたように、必要なものは必要なものでやるということ、それからもう一つは、その充実した体制、こういうものはNHKにとってもこれは一番大事なこと、そのうち、そのつもりで、何でもとにかく経費を引き下げればよいというものでもありませんので、そこら辺をしっかりと踏まえて対応していただきたいというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

次に、少し衛星放送に関係しましてお尋ねをしたいと思ひます。

これからNHK自身の衛星放送にかける大変な意気込みというのは理解をしておるわけでありまして、番組制作費を見ますと、これは五十六億圓ぐらゐですか、元年度予算で上げられておるということでありまして、地上波との関係あるいはまた公共放送としての役割、こういうものを踏まえながら衛星放送の番組制作、ここら辺はどこに重点を置いてどういう視点でこれから進められようとしているのか、この点についてまずお尋ねをいたします。

○参考人(遠藤利男君) 衛星放送の番組編成の方針でございますが、まず基本的には衛星第一テレビジョンは総合的な情報波に成長させていきたいというふうに思っております。目下はワールドニュースを中心として、ワールドニュース、プラススポーツということで行っております。それを次第次第に総合的な情報波に成長させたい。平成二年度につきましてはそのワールドニュースの充実をまずやりたい。現在はヨーロッパ、アメリカを中心とした海外のニュースを放送することを中心に置いておりますけれども、さらにアジアの情報、あるいはヨーロッパ、アメリカ以外、そのとき話題になっている地域、例えば現在私

どもはリトアニアのニュースというものを放送しております。そういうふうには世界的に今注目を浴びている地域の放送の充実を随時行っていくというふうには思っております。

それから、もう一つは経済情報でございます。世界的に経済の情報というのは非常に求められております。そういう意味で、現在も行っておりますけれども、さらにニューヨーク、ロンドンからじかにアメリカあるいはヨーロッパの経済情報を入れる。それから日本の経済情報をそれと交換に世界に送り出すということもやりたいというふうに思っております。

情報というのは今多様に求められております。趣味それから生活の実用的なもの、いろいろな情報求められております。そういう面でも充実したい。それからもう一つは、ワールドニュースといふものを、ただ私どもが送るだけではなくて、そういう情報を一体どう読み取るか。世界でいろいろなことが起こっております。そういう起こっていることを、一体その裏には何があるのか、これから一体どういう方向に進展するのか、ワールドニュースの読み方というふうな形でまた情報を強化したいというふうに思っております。

衛星第二放送は、当然難視聴解消ということを目的としているわけでございます。それをもとにしながら、なおかつ独自番組の充実を行って少しでも視聴者の拡大ということに尽くしていきたいというふうに思っております。難視聴解消というのは、非常に我々も大事に思っております。朝昼夜のニュース、情報番組の主要な点はきちっと放送していきたいと思っておりますし、御要望の多い連続テレビ小説あるいは大河ドラマ、あるいはのど自慢、そういうものと、あるいは教育放送の重要な部分をいろいろ組み合わせまして難視聴解消に役立てたいと思っております。また、地域によつては気象情報の充実というふうなこともたくさん望まれておりますので、そういうことも衛星第一、第二を通じて行っていくように思ひます。

独自放送の方でございますが、これはさらに映画を中心としてビッグなエンターテインメント、劇場からのいろいろな舞台中継、高品質の音楽会の中継、そういうものを含めまして質を充実させていきたいというふうに思っております。

○山田健一君 大体の方向づけというのを今お伺いしたわけでありまして、衛星第二の関係で難視聴の問題に今触れられました。午前中も衛星放送機構法でこの問題はいろいろ取り上げられていたもので若干重複する面がありますけれども、お尋ねをしたいと思っております。

午前中も放送行政局長ですか、お答えになっておりましたが、難視聴の衛星放送普及の見通しですが、平成元年度末で一万四千世帯を目指した。元年の九月で八千世帯、そして元年度末、今その末を迎えておりますが、約九千五百、こういう数字をお示しになりました。実際の契約については三千の契約を目指したということに対して結果的には今私が持つておる資料では千五百五十七件、半分ということですが、その千五百五十七件のうち、小笠原、大東島、これが千七百七十四件、契約をされた中ではこの小笠原、大東島がほとんどで、あとは実はほとんど契約が進んでいない、これは一体どういう理由ですか。

○参考人(高橋雄亮君) NHKは平成元年度、難視聴地域においては本土で千五百世帯、離島関係で千五百世帯の契約に結びつけるということで計画を立てておりますが、御指摘のように、離島関係では高い率で契約が進んでおりますが、本土では二月末現在四百四十四ということで、計画に対して大変低い数字になっております。これは特別契約ということでございますので、私どもの営業関係の技術者が現地を訪れまして種々認定して特別契約に本當にふさわしいのかどうか、本當に難視聴なのかどうかというふうなことを認定する中でかなり作業の方に手間取るということ、その地域が山間僻地だということなどもございまして計画どおり進んでいないということでございます。

今最終的に確認できたところからは本人の意思を確認しながら衛星の特別契約をお願いするという格好で準備をさらに進めておられるということでございますので、若干計画どおりには進んでいないというところでございます。

○山田健一君 ですから、それはもう皆最初からわかっておることです、現地に行つてやるというのは、それで三千の目標を立てられたわけでしょうから、それが現実にはほとんど前に向いて進んでいない、いろんな要因があるかと思ひます。

ただ、これはもう午前中とあれになりますから、これから衛星放送機構の方でそういった意味での助成をどんどんしていくということで、そこら辺の普及あるいは契約の伸び、こういったものがどうなっていくのか注目をしていきたいと思つております。やっぱりある程度の難視聴解消というものをきっちりとNHKとしても、あるいはまた郵政も

その中でありますが、午前中ありましたように、基本的な命題に据えて進めていくことをやらないと、一方で先般民放の方からいろんな注文がついておられます。そういう状況でありますだけに、衛星第二をやったけれどもほとんど結果的にはモアチャンネル化しただけ、NHKのいわゆるメディアがふえたただけ、こういうような受けとめ方をされる可能性が高いわけですから、そういう点は十分配慮をされながらひとつ難視聴解消に向けての取り組みを進めていただきたい、こういうふうに思っております。

それから、これは会長に、どういう決意という責任を感じておられるのか、お尋ねをしたいと思ふんですが、先般のBS2X、これが打ち上げ失敗。今回の予算を見れば、元年度の予算で処理されることになった、結果的には二十七億円で済んだというように言われておりますが、いずれにしても、それでなくても構造的に赤字体質を持つておられるNHK、その財政の悪化にさらに拍車をかけたことは事実であります。あるいはまた去年から衛星放送付加料金をつけられた。そういう中で一体それじゃ衛星放送に対しての信頼を

これから十分持ち得るのかどうなのか、そういったところに対する国民の不安、あるいはこれからどうなるんだろうか、先行き不透明、こういうような状況があるわけでありまして、私は、ある意味では極めて会長としての責任というものは重い、こういうふうな思っているものであります。どこのように責任を感じていらっしゃるのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○参考人(島桂次君) 私は、御存じのように衛星放送を本放送にしまして衛星料金をいただくようになってから、ぜひこれは、今の科学技術水準からいけば衛星のバックアップ体制といひますか、予備的なものを同時にやっぱりそろえる必要があるというところを考へていらっしゃるわけでございます。

そこで、今のところBS2bは順調に運用されておりまして、来年一月までこの衛星が順調に作動することを私は疑つておりませんけれども、とにかくこれが故障すれば大変な事態を招きかねないということはあるわけでございます。そのため、私は、政府あるいは国会の皆様方にぜひお願い、陳情して2Xなるものを至急打ち上げる計画を立てたところ、残念ながらあれだけ信頼性の高いアリアンロケットが失敗いたしました、協会財政に影響を与えたということについての責任は深く感じております。

しかし、私は依然としてそういう補完体制といひますか、そういうものが今後必要であるという考え方は別に立てておられるわけではございません。今現在、この夏に3aが打ち上げられる予定でございますけれども、これまた今の衛星技術の面からいえば一〇〇%可能ということでもございませう。したがって、私は可能な限り、日本国内はもちろんでございませうけれども、世界各国に2Xと同じような、補完するようなものがあるかどうか今一生懸命探しているわけでございます。

ただ、この問題は私たちNHKが勝手に計画して勝手に上げるといふわけではございません。当然郵政省なり政府あるいは国会の皆さん方と相談してオーケーということになれば上げられないわけ、それがあるかどうか、今一生懸命やつておるところでございますので、いずれそういうものがまとまりましたら一度ぜひ御相談したい、こう考へておられるわけでございます。

○山田健一君 前段の部分はNHKとしてもかなり信頼をしておただけに大変なショックもあつた。後段の部分は、何とかやっぱり補完機、バックアップの体制が必要だということ今探してあるんだというような報告がなされたわけでありまして、いずれにいたしましても、当面は今の2bが来年の一月まで、ことしの八月には3aが行きます。これが打ち上げられても実際に可能なのは十一月からということでしょう。そうやって見ますと、要するに、今から3aの機能が実際に発揮できるようにするまで、十一月までですね、さらには、来年この2bが一月で寿命が切れるというふうな話も聞いておりますので、それ以降の体制はどうなるのか、こういうことにもなつてまいりますし、今探しておるということなものであります。ここら辺はどう対応されるんだろうか。

今の2b、とにかくこれを安定運用させていくということに全力を挙げるといふようなことを言われておられるわけでありまして、具体的に手は施しようがないというのでもまた事実だろうと思ひます。これはもう神に祈るしかない。事故が起きないようにならうとしか今のところないだろうというふうな思ふんです。ここら辺、今手を尽くして探しておるということですが、今後そういう補完体制を含めてどのように対応されようとするのか。基本的な考え方をもう一度お願いいたします。

○参考人(島桂次君) 私といたしましては、本放送を始めた以上、一日たりといふこともこの放送が中断というようなことは絶対あつてはいけないことだと思つております。ただ、2bにつきましては、後で必要であれば技師長の方から答弁させまされども、ここまで安定的に来ますと、これは一月まで安定的に運用されることはほぼ間違いないんじゃないかなうか。

問題は、具体的に申しますと、3aが仮に打ち上げ失敗というふうなことがなつたときが一番大きな問題じゃないかなうか。これが順調に上がれば問題は何かないのでございませうけれども、ただ、これまた失敗のない衛星というのは今までありません。したがって当然のことながら、そういう場合にも備えて、これはすぐ秋葉原へ行つて買ってくるという性質のものではないと思ひます。ですから、今のうちにその補完体制というものを一日も早くつくらなければいかぬということで、NHKとしては今鋭意一生懸命になつてやっておりますというところでございませう。

○山田健一君 国会なり郵政の方にもあれば相談をするということですね。だからNHKとすれば補完機はどうしてもやるといふ基本的な考え方のもとにきておられるわけでしょう。そうであるならば、せめて、予算措置はできないにしても、経営計画なり具体的事業計画の中にそういうものを今回のこの予算提出に当たつてお示しになるのが本当ではないかと思ふんです。具体的に予算の措置等を含めて今全く白紙の状況になつておるんじゃないかと思ふんですが、その辺はどうですか。

○参考人(中村好郎君) 今先生おっしゃいましたように、平成二年度の衛星収支の中で補完衛星についての予算を組んでいないわけでございます。そういうことでございませうので、先ほどから会長が申し上げておられますように、具体的にそういうような衛星なりロケットがあつた場合に平成二年度の中でどう処理していくかということも含めて御相談をしてみたいというふうに思つておるところでございます。

○山田健一君 いずれにしても、大衆国民の間に、せっかく衛星放送をつけると言うからつたこと、やつてみたらまだ一機でどうなるかわからぬ、こういう形で不安なり動揺なりを与えておることは事実であります。そういう状況の中で、NHKとしての今後の対応というものが今問われているわけ

けであります。これは3aがあるいは打ち上げ失敗ということになるかもしれないし、どうなるかわからない。一月までは絶対大丈夫という先ほど島会長のお話がありましたが、それじやもし仮に今どこかが故障して見えなくなったということになったらNHKはどういうふうに補償措置をとられるんですか。

○政府委員(大瀧泰郎君) そういうような本当に不幸な事態にはならないように私も心から希望しておるわけですが、現在、昨年度から衛星料金、これをいただくことになったわけですが、その際に、そういう不幸な事態になった場合には料金はいただかないというような規定をこしらえてあります。そして現在の衛星でカラーの料金というものは地上の料金と衛星の料金と両方を含んだ形でいただいております。料金の点で、衛星放送がもし中断されたら地上の料金だけをいただくということになるわけでございます。

○山田健一君 それは料金はそうでしょう。そうでなくや、そういう人までいたたらえらいことになります。料金はそうであります。いろいろな設備を買った人もいます。そういう人たちはどうなるんですか。

○参考人(島桂次君) 私は衛星放送をもう既に始めた公共放送の責任者として、そういう事態が生ずれば、これはもう死んでも死に切れないというふうに考えておりますけれども、当面は2bというものが来年度一月まではかなりの確度をもって、これはもう九十何%かの確度をもって2bが一月まで運用されるということをおぼろげに技術者から聞いて信じておりますので、全くないかといえど、そういうことはないかもしれないけれども、万一のことがあったらこれは放送事業者として大変なことだという、つまり法律を超えた非常な道義的な責任ということをおぼろげに考えております。

○山田健一君 それは気持ちにはわかりますし、私もそのように、ほとんどそういう危険性はないという、一〇〇%に近い確信と自信を持って今会長

が決意を申されたというふうに受けとめさせていただきます。次、今度は若干国際放送の関係についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、国の交付金の関係でありますけれども、これはいろいろ従来から言われてきておるわけでありまして、平成二年度で見ますと、予算措置とすれば二千万円ふえておるだけということになっておるんですが、できるだけ交付金をふやしてやるべきだという参議院で、衆議院もそうだろうと思っておりますが、国会の附帯決議を含めてあるわけでありまして、郵政省は一体今回はどのような努力をされたのか、対応をされてきたのか、そこら辺ちよつとお尋ねしたいと思えます。

○政府委員(大瀧泰郎君) この交付金に関しましては、毎年大差シリングなどの厳しい財政事情の中で国際放送の交付金の確保に努力をしております。現在、平成二年度の予算案には対前年度比二千万円増の十四億九千七百万円を計上しているところでございます。

この国際放送の交付金は、五十五年度を一〇〇といたしまして、この平成二年度では一五九でございまして、郵政省の一般会計予算の総体が一二であるのに比較いたしますと、かなり一生懸命に交付金の増額に努力をしております。そういう意味で私どもも今後とも精いっぱい努力を続けてまいりたい、こういうふうに考えております。

○山田健一君 昭和五十五年を一〇〇とすると一五九ぐらいの交付金になっておる。全体が膨らんでおるわけでありまして、全体が膨らんでおるわけでありまして、ただ、国際放送経費そのものが範囲が広がっております。交付金の占める比率というものは昭和六十年が二五・七%、平成二年度の予算では二〇・一%、二五・七に対して今度は二〇・一という形に実はなっております。その分結果的にNHKが五十九億三千万、これだけ払う。その減る分だけ今度は逆にN

HKの負担になってくるわけでありまして、どんな比率からいえば減つてきておるわけでありまして、今後これはどういふふうに郵政として対応されていかれますか。取り組む方向、そういうものをぜひ明らかにしたいと思えます。

○政府委員(大瀧泰郎君) 過去のことではございませうけれども、国際交流基金等から御援助をいただいたという例もございまして、私どもは、そういう御援助を当てにしてやっております。私どもは、そういうことは大変郵政省にいたしましては恥づかしいこととございまして、極力私どもの予算の中から増額を進めてまいりたいと思っております。やはりこういう国際交流基金等からの御援助というものも増額というふうな形でできれば大変結構ではないかと私は考えているんですが、なかなかその辺のことが期待できないのが現状でございます。

○山田健一君 基本的には郵政がということですね。ただ、それは言ってもいいことで、あれはたしか国際交流基金から三千万、もう今はないというところでありますが、国際放送そのものの持つておる性格、そういうものからいって、ある意味では外務省なりあるいはまた教育的な配慮を考えると文部省を含めてそうでありまして、やっぱり政府全体としてこの辺のことは考えていかなくやならぬのじゃないかというふうに思っております。今なかなかそうもいかないというところでありまして、これから郵政としてもいろいろそういった意味での折衝なり対応なりを場合によってはやられるだろうと思っております。そこら辺はどういう方向で取り組んでいかれますか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 最近、いわゆる映像メディアに対する期待というのは非常に大きいものがございます。国際放送も短波放送でやっておりますけれども、今後は映像の情報としての提供が期待されるのではないかと、私どもも郵政省では外務省と共同いたしまして、放送番組の海外提供促進に関する調査研究会というのを催しております。先般報告書がまとめられました。

報告書の提言いろいろございまして、そういうものを十分に踏まえながら今後ともこれらの面にわたって努力をしてみたいと存じております。

○山田健一君 あわせてちよつとNHKの方にお尋ねをしたいと思えます。

国際放送の充実強化ということに向けていろいろ努力をされておられるわけでありまして、放送時間の延長とか、あるいは今度南西アジア、この辺の受信状況を改善するためにスリランカの方に中継を開始する、そういう姿勢が打ち出されておるわけでありまして、今後の国際放送の課題、そういうものをどのようにNHKとして受けとめておられますか。

○参考人(遠藤利男君) 国際放送の充実、先生御指摘のように今情報グローバリゼーションが急速に進んでおり、なおかつ国際関係の中で日本の立場というものがますます重要になってきています。これは非常に私どもも重点的に充実していきたいというふうに思っております。私どもとしては、日本の実情を諸外国の人々に正しく理解していただく、そして相互理解と国際交流に貢献するというのが国際放送の第一の使命だということに思っております。

もう一つは、年々海外に在留し、あるいは旅行する日本人が大変ふえております。これは年間一千万人を超すと言われておりますが、その方々に的確に毎日毎日の日本の情報を送り、あるいは居留する方々に、日本の伝統や文化についてその子女の人たちに理解していただくような放送をしていくということもやっぱり国際放送の重要な使命であるというふうに思っております。

そして、御指摘のように、まずは放送時間の充実ということが大事であると思っております。平成二年度は、まずは一時間半増強いたしますが、スリランカの中継所を来年度一月から借りられるようになります。そうなりますと、平成元年度には四十三時間でしたのを四十七時間の放送時間に延長して南西アジアあるいは中近東への

情報の伝達に努めたいというふうに思っております。

それからもう一つには、先ほど申しましたようなことで、今後のことを考えますと、さらに海外中継所を借りるというようなことを拡充して、今聞こえにくい地域がまだまだあります。例えばヨーロッパの中部等に対する電波の到達状況は必ずしも良好とはいえない。そういうようなことを含めまして、送信の機能を整備していく、あるいは八俣送信所の整備を行う。これは経営五カ年計画の中で送信機を増強していきたいというふうに思っております。そして、全体とすれば、現在世界の国際放送の中では、言語数あるいは放送時間而言いますと二十位ぐらいの立場にございますが、それを五カ年の中で十位ぐらい、放送時間にすれば六十時間近くにいたしまして、フランス並みの国際放送の充実が行えればというふうに思っております。これも私どもの今の五カ年計画が国会でお認めいただけましたらという前提でございます。

そういうぐあいでは、放送内容も今までの内容にさらに経済、科学、技術という日本の得意とする分野の情報を海外に送り出すということも含め、また、もっと聞きやすい楽しい放送をつくるということも含めまして増強を図っていきたいというふうに思っております。

○山田健一君 かなり積極的な姿勢につきましては評価したいと思っております。

先ほどもちよつとお話が合ったわけでありまして、国際化の時代、国際交流を進めていかなきゃならぬという観点から、映像をパッケージで送るといふような話もありました。あるいはまた通信衛星を利用した映像を提供していくというような方針も出されておるようでありまして、長期展望でも指摘をされておると思うんですけれども、今経営期間中にこうした国際映像サービスの拡充のために、いわゆる資金調達を含めた新しい実施体制、これを検討しないというようなことが触れられておるんですが、これは第三セクターという

ことになるんでしょうが、ここら辺はどのようにお考えになって、どう取り組まれようと思われているのか、そこら辺ちよつと見解をお尋ねしたいと思います。

○参考人(青木真児君) お答えいたします。

国際情報につきましても近年急速に映像化が進んでおりまして、欧米先進国ではこういった国際情報の映像化に大差力を尽くしておるところでございます。NHKといたしまして、こういった流れの中で積極的に日本並びにアジアの情報を世界に発信していきたいということで現在取り組んでおりますが、現在、毎日二十五分のテレビジョンのニュースでございまして、トウデイズ・ジャパン」というNHKの衛星放送のニュースをアメリカとカナダに連日放送しておりますが、これはアメリカの公共放送のネットワークによりまして全米二十二の都市で放送されております。カナダではCBSという公共放送を通じてカナダで受信することができるといふふうなことになると思っております。また、四月からは「ジャパン・サテライト・テレビジョン」というヨーロッパにありますがアストラ衛星を使いまして日本の番組を、これは日本語でございまして、放送することになっておりまして、現在実験放送を行っておりますが、一日二時間ずつこれは放送することになっております。さらに「アジア・ナウ」というアジア地域のウィークリーの番組をこししの七月からアメリカで放送するように現在試作を続けておる段階でございまして。

こういったニュースに並びまして、番組面でもいろいろな番組を日本から出していくという必要がございますが、現在NHKでは世界に向けてさまざまな協力協定を結びまして、番組の交換ベース、こういったことで提供を、あるいは公的資金を使いまして開発途上国に提供していく、さらに先進国に対してはNHKの番組をビジネスベースで販売していくというふうなことをやっております。現在四千本程度を世界に向けて出しているという段階でございまして、お尋ねのこれから五

カ年の中でこれを一万本程度にふやしていく、さらにニュースについては積極的に世界に流通させていくというふうに準備を進めております。これは言葉の問題でありまして、あるいは衛星回線の問題でありまして、さまざまな経費がかかりますが、これから五年間にNHKとしてはおよそ百億円の予算を考えておりますが、さしあたって平成二年度にはこういった問題に對しまして十億円の予算を計上して取り組んでいくというふうに考えております。

しかしながら、こういう国際映像サービスについては莫大な資金が必要になってまいりますので、これだけの資金ではとても将来賄うことができないということ、公的資金はもとよりでありましても、国際的に進出しておられる企業あるいは団体、あるいはそういった外国に對して積極的に影響力を持つ団体の協力を得まして国際映像サービスというふうなものをやるための第三セクターを設立していくように関係機関に働きかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山田健一君 わかりました。映像の分野で資金調達を含めてかなり大変だということ、第三セクター化に向けて取り組んでいくという方向づけを今お伺いしました。こういった意味でも、国際化の時代で、国際放送のあるべき姿というものを追求していく中で、やはりやむを得ないかなという気もいたしております。

いずれにしても、そういう形でしっかりしたバックアップの体制をつくってこういうものを進めていくということが結果的に国際交流に寄与していくということにもなるかというふうに思いますが、今後のひとつ取り組み方をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今回値上げがされる、その大前提として、やはり番組がしっかり充実されなきゃならぬ、こういう前提があるわけであります。かなり今NHK自身も、番組の制作に当たっては外部機能の活用あるいはまた外部委託、こう

いうようなことでいろいろ進められております。確かに、NHKならではのひとつの質の高い番組、これがまさにNHKの命でなくちゃならぬというふうに思っておりますけれども、どんな外部委託といふか、おろしていただくという一方で、NHK本体のいわゆる番組制作能力、そういうものが低下してはならぬ、こういった気持ちでいるわけであります。番組の制作に当たっていろいろ外部委託等を含めてされておられますが、NHK本体のそういった本来の機能を発揮していくということ考えれば、おのずからそこに一定の限界、量の限度というものがあつてしかるべきだというふうに思っておりますが、ここら辺についてはどのような考えを持っておられますか。

○参考人(島村次君) もともと、先生御指摘の点はまさにNHKにとつて重大でございます。ただ、私どもが今まで本当に質の高い番組を本当に最小限の費用でやっているかどうかということについて徹底的に我々は見直さなきゃいかぬということ、いろいろの形を今考え、あるいは一部関連会社に制作させ、あるいは委託ということもやっているわけでございまして、基本的には、NHK本体の質的な番組向上、これがなければ公共放送は成り立たないということは十分自覚しておりますので、十分な節度を持ってそういうことをやりたい、こう考えております。

○山田健一君 何か具体的なそこら辺の目標といいますが、大体何割ぐらい、何割ぐらいというふうな一定の基準、そういうものはお考えになっていないですか。

○参考人(遠藤利男君) その歯どめということでございますが、これは委託をして制作を依頼する会社の側の能力の成熟とかその大ききとか、そういうものと、もう一つは、先生御指摘のように、NHK内部の自主的な制作能力、ノーハウの継承あるいは質の保持ということとのバランスの中で考えていきたいというふうに思っております。会長の発言のように、NHKの中が空洞化することが絶対ないように私どもとしては配慮していく

ということで、目下数字ということとを挙げて考えているということではございません。

○山田健一君 具体的に歯どめをこのぐらいいでということとは今考えていないということでありますが、こういった番組編成等を含めて、確かに御発言されましたように、一定のやっぱり歯どめといえますが、そういうものをNHKは内部的にでもぜひきちっと確立して進めていかれないかと会長がおっしゃられたような一つの形になりますので、ぜひそこら辺の検討方をお願い申し上げたいと思っております。

それから、今ちょっとお触れになりましたが、いわゆる関連団体の再編を含めて、いろんな業務委託との関係もあるでしょう、あるいはNHKそのものがいろんなメディアを抱える中で、やはり一方でそういう関連団体の整理をしながら、再編をされながらその機能を発揮していくということについて、御存じのように先般「NHKのあり方」に関する見解が民放連の方から出されておりました、総体で見れば大変なNHKコングロマリット化というような表現がされているわけであります。そこら辺の批判に対してNHKはどうお答えになるのか、ひとつお願いしたいと思います。

○参考人(青木賢児君) お答えいたします。

民放連から出されました「NHKのあり方」に関する見解という中で、NHKの関連事業の推進についていろいろと御心配をされているということとでございますが、これにつきましては、我々の関連事業の目的というのは、あくまでも公共放送の使命を全うするための補完あるいは支援というふうなことであります。これは放送法並びに放送法施行令によってこの出資のあり方については厳しく規定されておりまして、我々はその規定に基づきまして、郵政大臣の許可を得てこの会社をつくっているというふうなことでございます。そういうことでありますから、これらの会社は営利追求ということが目的ではなくて、あくまでも公

共放送の支援ということに限られているということとでございます。

しかしながら、NHKの番組制作あるいはNHKが持っております番組並びに技術的なノウハウを外部に提供することによって利益が上がつてくるといふことも事実でございますが、こういったものはすべて受信者の負担の軽減ということに還元すべきだというふうな考え方で、この運営に当たっては節度ある事業運営をやるといふのが我々の考え方でございます。

そこで、民放連では再編によって一段と商業化が進むのではないかとこのように御心配されているわけですが、我々がこの再編をこの一年やってみましたが、今までもとすれば関連団体のあり方が必ずしもそういった法令の目的に沿っていない部分があるということで、資本についてもきちんとしてNHKが出資して、人的にもNHKのその目的をきちんとしていた者がこの経営に当たるといふ形でNHKのそういった考え方がその関連団体全部にきちんとして行き渡るというふうな体制をつくるためのこの再編を進めておるといふことでございまして、商業化が進むということとは逆の方向に我々はきちんとして整理をしているというふうなことであります。そういう点では民放連にも御説明申し上げて、この点については御理解をいただくように努力したいというふうに考えております。

○山田健一君 終わります。

○及川一夫君 まず、私は郵政省の方にお伺いしたいんですが、NHK予算の審議の扱いの問題で、お聞きしたいと思っております。

先ほど山田議員の方からは、提案をした時期が遅い、国会の運営も絡んで結果的に一日半程度の議論で終わってしまった、問題ではないか、こういう立場でいろいろと話がございます。

私は、そのこともふだん起き得る問題ですから、気を配ってほしいというふうに思いますが、それ以上に、このNHKの予算に受信料の値上げが入っているという場合の扱いは、単に予算が提起

をされて一年のNHKの運営が決まるということとは趣が大幅違うのではないかと、こういう気持ちなんでありまして。しかも、先行き必ず、三年後、四年後、五年後、刻み方いかんによってNHKの受信料の値上げが提起をされてくる、こういうことは十分予想されるわけですから、そういう問題を含んだNHK予算の場合の扱いは従前どおりでいいのかどうかということに非常に疑問に思っています。今回などは特に審議をする期間という意味で、長期計画というものがあつた、その長期計画というのは五年後のNHKのあり方を論じているんですから、五年後一体NHKはどこにどこまで、どういう事業として発展をして、それが国民生活にどう享受されるのかということなどは大変大きな問題は問題だと思っております。

それと、先ほど回答がございましたけれども、民放との関係でそれとなくNHKに対して巨大量の問題であるとか、あるいは商業化しているという批判であるとかいろいろ言われておるだけに、そういうものとの兼ね合いでも解明すべき問題がかなりある。一言で言うならば、これだけでも一日とついでにNHKのあり方論というのか、さまざま出ている批判についてお答えをしていく、我々自身もそれを熟読玩味して、NHKさんほどはやれないかもしれないけれども、少なくとも世間のそういう批判に答えられるようなものをむしろ身につけなきゃいかぬんじゃないかという気持ちすら実はしているのではありません。そういう気持ちとどうも公共放送のあり方が、何と云っても受信料オンリーで運営をしていくわけですから、税金ではない、サービスに対する対価でもない、要すれば中立、公平、そして放送をしていく、そのためにかかる金についてぜひ負担をしていただきたいということの受信料であることを考えますと、私はやはり受信料の値上げについてはかなり計画そのもの、予算全体というのに対して慎重に議論をさせていただきたいものだというふうに思うことが一つ。

それから二つ目には、NHKも大変困ると思うんです。確かに昨年の暮れ受信料の値上げという方針を決めたとか、いや三百六十円の原因があつたとか、それが三百円に決まったが政権与党と相談をしないうちにぼんと出たしまったとか、いろんなことが出ていますから、その限りにおいてNHKは今度は受信料の値上げをするんだということは世間一般はわかっているんですよ。しかし、それは結論だけであつて、なぜ、何のためにというのがわかっていないわけですから、ある意味ではひとり歩きをしている。そこはNHKとしては私は歯がゆいところだと思っております。その辺からひとつ国民に対して知らせたい、知っていただきた上で決めてもらおう、これが一番理想なんです。三月三十一日までの間に要すれば国会で受信料の値上げを含めた予算が決められなければ三百円の受信料の値上げについてあつたことと周知徹底を図ることはできないわけなんです。したがって、国民のサイドから見れば、何か知らぬけれども一日半で決めてしまつて、それで四月一日から直ちに実施だ。二カ月まとめて取るものだから三百円が六百円になつてしまふ、えらい値上がりだな、こういうぐあいに私は受けとめられるような気がしてならない。

ですから、こういう問題が入っているときには、郵便料の値上げではないが、あるいは電気通信にかかわる諸料金の値下げではないが、実施時期の問題について何で四月一日でなければいけないんだらう。五月ではだめなんだらうか、六月は、七月は、予算全体の問題として、仮に一月月割れば確かに七十八億ぐらいの収入が減る、二月月割れば百六十億ぐらいの収入が減るという問題が出てくるが、要は五カ年全体の問題を考えれば克服できない財源じゃないように私はお見受けしているんです。そういうことがあるだけに、長期計画的なものが常に加わってくるだけに、私はこの予算の提案の仕方としてそういうことも一工夫してみたらどうだ、工夫されるべきではないかというふうに実は思っているわけなんです。

以上のことについてNHKの方はどうお感じな

のか、さらには、郵政当局の場合は何といつても閣議了解とか承認とかいうものを支えてあげなければ実際には論議にならないわけですから、そういう意味でもやっぱり郵政省の皆さんが、監督官庁である郵政省がどういうふうなこの辺考えられるかお聞きしたい、こういうふうに思います。

○政府委員(大瀧泰郎君) 先生御指摘のように、ことは大幅な値上げということで私もいろいろの意味で国民の皆様方に十分な御理解を得なければならぬという認識は先生と同じように十分に持つておるわけでございます。昨年の大臣の意見書の中でも、長期計画を十分に考えて財政の立て直しと申しますか、そういうようなものをしてしかりやれということをお願いし、それに基づきましてNHKでは長期計画をお立てになったわけでございます。それらを吟味いたしますと、大変なやはり赤字体質というものを抱えている。現実には百四十八億円の土地売却益というふうなものを入れますと実質的には本年度が四百億円の赤字であるという事実もあるわけでございまして、そういうようなことから、私も大幅な値上げでありますけれども、国民の皆様方にも御理解をいただいて、この値上げを認めざるを得ないなということ、大臣意見を付させていただきまして提案させていただいたわけでございます。

また、実施時期等の御指摘でございますが、五月あるいは六月という御指摘がございまして、NHKは報道機関として独立したいわけの公共放送でございます。そういう意味で赤字体質をこれ以上どんどん広げていくことはいかかなものか、私もそういう認識を持つていて、周知徹底にさせていただきます。したがって、周知徹底にしましてはことしの大臣意見にもしっかりと述べさせてもらいまして、NHKもその線に沿ってアピールをしたいということをお願いしておりますので、できる限り四月一日からの値上げをお認め願えれば、かように存じておる次第でございます。○及川一夫君 私、ことしの問題をすばりそうやりなさいという提案をしているつもりはない。

要するに、今後もあり得ることだと、受信料の値上げが入るような予算審議という場合にはその辺を配慮された方がむしろ国民から信頼を得るんじゃないかと。つまり、今回のものは形の上で言えばもう決めてしまおうわけですから、もう四月からいってしまおうわけですね。四月からいっていただくけれども、何のためだということがわからない。うちに取り入れるというふうな結果になってしまっています。それで一体いいのかなと。

我々は、今このNHK予算に対して抜本的、根本的に反対しようとしているんじゃない。受信料の値上げの問題にしても頭から反対などと思つていません、必要だと思つています。しかし、値上げの幅とか額とかいうものは少なくとも、大臣も高いということを考えればというふうな言われました、いろんな工夫はせにやいかぬというふうにおっしゃられた。それだけに、私たちの立場から言えば、よく説明をしてという気持ちになるし、我々自体は今の時点では局長が言われたように、二百億の赤字がありますよ、去年、おとしと大体三年前にやらなかならなかつたものをこれまで引張つてきたんだということとみななわかつていけるわけですね。その限りでは説明はできると思ふ。しかし、高いがゆえに今まで三年、三年とやってきたものを五年にしてでかくして、別にわからなくなるようにしたとは言いませんが、話をでかくして、そして料金の値上げの幅と率というものを決められるということは、それはあつて悪いとは言いません。しかし、説明をして理解を得て何とかひとつ値上げを認めていただこう、そういう姿勢があるかないかということとは非常に大事じゃないですか。

ですから、ことしの問題はことしの問題として我々も厳しく受けとめますけれども、先行きの問題として、料金の値上げという問題が含まれている際のNHK予算の扱いというものについては私は一考あつてしかるべきだと。もちろん、皆さん方へ考えろと言つて我々は勝手なことを、あぐらかいていけるつもりはありません。我々も当該の

皆さんと相談をして、こういうふうにはできないものだろうか。やるのがNHKの経営に大変な影響を与えないと。少なくとも経営としては安定的にやっていたらいい。そういうことを我々も配慮しながらやり方というものを検討してみてもいいんじゃないか、こういうふうな思つていられるわけですね。

ですから郵政大臣、五年後まで郵政大臣でいらっしゃるかどうかはわかりませんが、どうですか、ひとつ政府の代表としてこの辺の扱いのこと、国民との関係のことについてどんなお考えをお持ちですか、ひとつお聞かせください。

○国務大臣(深谷隆司君) 公共放送として放送料金をだけ頼りにしているのが今日のNHKであります。一方では、いわゆる民放はさまざまな営業活動ができて成り立っていて、この体制を共存共栄させていくということが最も基本的な立場でございますが、それをずっとつなげていくと、NHKとしてはかなり厳しい財政状態が続くものと思われまして、しかし、そうはいつてももっと効率化とか合理化できないだろうか。このためめな努力はNHKに求め続けていかなければならぬと思うのであります。

同時に、例えば今たくさんメデアを持つておりますが、そんなにたくさん要するのだろうかというふうな見直しも含めて、一つのスリム化も検討の対象にしていかなければならない。そういうさまざまな工夫や努力というものが国民の皆様にもふだんでも伝わるようなそういうPRもやつていかなきゃならない、そういうことを含めてNHKにはかなり今回注文はつたつもりでおりますし、またお手伝いする部分については積極的に協力しながら、今及川先生のおっしゃったようなことを大事にこれからの行政に生かしてまいりたい、そう思つております。

○及川一夫君 わかりました。それで、民放との共存共栄、これはもう当然我々も考えているところでありますから間違ひはないんですけども、今大臣がおっしゃった後で

すからちよつと会長、物が言にくいかもしれぬけれども、意のあるところはわかりですか、会長さん、ちよつと答え願います。

○参考人(島桂次君) いろいろ今回の五カ年計画については難しい面もありましたけれども、結局はNHKがこの計画を取りまとめることがおくれまして、郵政省とか国会に御迷惑をかけたということについては反省しております。これからはこういうことのないように、いろいろ工夫をしたいというふうに考えております。

○及川一夫君 会長、全然すれ違つてしまつたんだけれども、これ以上答弁を求めません、その問題では。

大臣の話の中でスリム化という話がびよつと出ましたね。それから一体NHKはどこまで仕事をやるんだと、商業化の問題の批判との兼ね合いも含めておっしゃったんだと思ふんだけれども、それだつて今回長期計画には出てるんですからね。この長期計画でいいのかわいのかということ、本当はかなり議論しなきゃならぬ問題なんですよ。

少し算術的な言い方で悪いけれども、三年計画で考えた場合の料金の高さと、五年、つまりいろんなが入ってくるんですから、三年目にはないものだつて入ってくるでしょう四年目には、四年目になるものも五年目に入ってくるかもしらす算というのとはちやんとそうなる。そういうものを仮にやめておこう、今回はと。従来も三年でやってきたんだから三年でとめておこうといった場合に、一体この三百円という料金は高くなるんですか安くなるんですか、こういう問題だつてあるんです。だから長期計画というものを本当の意味で議論していかなきゃいかぬ。そうすると、郵政大臣がおっしゃったように、NHKはどこまでだという話まで将来展望を考えるとやっぱり出ていくんだと思ふんです。受信料の値上げという問題は、今の予算上の仕組みからいえば何年後には必ず出てくる問題だと思つています。そういう制度でいいのかどうかということも率直

に言つてあるわけです。ですから、私としては今回の問題については今回の問題として対応いたしますが、郵政大臣がおっしゃつた意味を含めてぜひひとつ郵政当局の方でもお考えいただきたい。我々も委員の一人として考えてみたいということでも申し上げておきたいと思ひます。

それから二つ目の問題なんですが、会長、ちよつと聞き苦しい点があるかもしれないけれども、しかし会長自身の発言だとされているものですか、それと経営の責任者としての姿勢について実はお伺いしたいというふうに思うんです。

まず、今ちよつと長期計画全体についてそれとなく触れながら論議がありましたけれども、今度の五カ年計画というのは二兆四千億を超える長期計画なんです。ですから大変なことだと思うんです。そのほかに二千五百五十二億という衛星収支というものが出されているわけでして、これも成功するかしないか、死んでも死に切れないと、こゝう会長は先ほどおっしゃられたけれども、大変な問題を抱えているんです。それこそ二兆六千九百億という数字ですから二兆七千億ですよ。これを島会長を頂点にしてこれからひとつ頑張っていくかよつとしてゐるんだが、一体あなたのこれに対応する決意はいかにと、言葉で言うとうそいふことになるんですが、まずそれをお聞かせ願ひたいと思います。

○参考人(島桂次君) 及川先生御指摘のように、大変な課題を我々はしよっているということを深く感じております。

公共放送というのはとにかく今激動期にございます。NHKを取り巻く全世界的な、あるいは国内的な環境というものは情報化社会、技術の進捗に伴って大きく転換してきております。そういううちにあつて、これだけの国民の皆さん方に御負担をかけながら公共放送としての使命を全うすべくできるだけ質のいい豊かな番組をできるだけ効率よく伝えていくことは大変難しい事業であり、まさにNHKの存亡がかかっているというところとを私は痛感しております。

○及川一夫君 存亡をかけるということはある意味では政治生命をかけるという意味にも通じていくわけでして、私はそのように受けとめたいと思います。それほどのまた決意がなかったら私はこれは大變なことだと実は思っているわけなんです。しかも、すべてがと私はあえて申し上げたいが、受信料ということになるわけですから、ぜひともひとつそういう感覚を持つて対応してもらいたいという気持ちなんです。

ただそのお気持ちには本氣かということで、ここから先は言葉は悪いんだが、私のげすの勘ぐりになるかもしれないけども、しかし現実には會長の發言として存在していますので、その真意を聞いておきたいというふうに思うのであります。

それは、「諸君!」という雑誌のことしの一月号で、対談なのかインタビューなのか、やっておられます。その中で、「NHKはめられた」というような題字になっていまして、何でそんなことになるんだろう、一体だれにはめられたんだろうかというようなことで読んでまいりますと、島会長が御発言をされておられるわけです。真意はどこにあるのかということが問題になるんでしょうけれども、私が気になるのは、質問者が、難視聴解消のためだったのが、衛星がですね、それがニューメディアのために変わってきた。受信料の流用だという批判があるが、会長さんいかがですか。こう

いう質問に対して答えていることなんです。「それは批判はあるでしょうね。私の前のNHKの経営者のやったこと、ならびに国がやったことについて、あえて否定はしませんが、私もあなな同様様に、非常に困ったことをやってくれたという感じがしますよ。」前段と言えば前段にも聞こえるんですが、しかし、こんな気持ちでやっておられるものかなということ。「難視聴解消といったって、衛星放送は全国一円に見せるものでしょう。それでローカル放送が難視聴解消になりますか。こんなもの初めからナンセンスなんだ。それを無理やりやったのは」云々と、要するにこうなっている。これは、私は会長を知っていますからね、あの

人の性格だからということを含めて考えれば、まあけんけんこうこう言われるのかもしれないけれども、不特定多数の人が読んでということになると、しかも衛星という問題に対して受信料でやられている、何で衛星を成功させるために受信料が使われているか、そういうようなこと等いろいろあることを考えますと、もしこれがインタビュをした記者の人の目的意識的な要するに話の内容だというふうにするならそれはけしからぬと思いますよ。だけれども、少なくとも雑誌で結構読まれている本ですから、そんなばかげたことをするはずはないとは思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。会長、ひとつ真意を聞かせていただきたい。

○参考人(島桂次君) 私の記憶によりますと、この「諸君!」という雑誌、恐らくこれは文芸春秋社の発行のものだと思いますけれども、そのインタビューをやった覚えはございません。したがって、ここに書かれている内容については責任を持つわけにはいきませんし、この記事が出たことは広報室長から私は知らされまして、「諸君!」の雑誌の編集長に対して抗議を申し込ませていただきました。

○及川一夫君 抗議を申し入れたから私はそんなことを言っていない、こういうことなんでしょ。ではどういう意味でおっしゃられたのですかと

いうふうにお聞きしておきたい。

○参考人(島桂次君) この「諸君!」の記者とインタビューした覚えも私はございませんし、したがってこの事実はないということをお私は抗議を申し上げているわけでございます、相手側に對して。○及川一夫君 これは私も取り上げるからにはそれなりの責任を感じながらやっているわけです。皆さんの方で一生懸命国会へ来られていろいろ聞かれますよ、僕も。結構なことだと思ふ。だからそれには答えてあるんですよ、こんなこと本當かと云つて。本當にこんなことを会長言つたのかいなと。しかし、その中で私はインタビューに應じたてことはないという話は一回も出てこなかつたです。もしそういうことがあるなら、私はその事実

を確認した上でなければこういうことをやりませんよ。本当にインタビューされたことはないんですか。

ないのならないで、抗議したことはわかりましたけれども、これは告訴すべき名誉棄損だと思います、それが事実だとするならば。そういう手段を講ずべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○参考人(島桂次君) 私はこの「諸君!」の記者とインタビュールしたことは本当にごいけません。

ただ、私ファクスをとつてまいりましたのですけれども、この記事の内容によりまして、「週刊朝日」(八八年九月三十日号)のインタビュールという引用がどこまで続いているのか、この文章の構成上わかりませんけれども、この「週刊朝日」とのインタビュールを恐らく見ながら書いたのであつて、私自身が「諸君!」の記者とは一度も会つたということは、本当にこれは全くごいけません。

○及川一夫君 それなら「朝日」の方の記事はこうなっていますか。

○参考人(島桂次君)「朝日」の記事のこの八八年九月三十日号に出たインタビューというのは今ここに具体的に持つておりませんが、私の記憶によりますと、島さんは長い間NHKにいます。特に数年前から私はニューメディア関係の責任者をやっていた。そのときに、この衛星放送をいよいよ難聴聴解消だけではなくて試験的にほかのモアサービス、それを始める。その結果が昨年八月からの本放送になったわけでございますけれども、そういう段階で当時の川原会長と私の間にかなりいろいろ激論があったことは事実でございます。その際に私は、その際にですよ、二三年前です。その際に、当時の私はもうちょっとこの衛星技術の開発というのを見届けた方がいいんじゃないかという立場をとっております。そういう話をした覚えはございます。しかし、これは当時の川原会長の裁断でモアサービスが始まり、しかもニューメディア推進の私は責任者でございますからその先頭に立って、それからモアサービスになり、引き続いて本放送になりということとで

一生懸命やっているんだというふうな趣旨のやりとりをやった覚えはございます。

○及川一夫君 そうしますと、まず「朝日」とは話しなれたというわけだから、その内容、そのときに話したことを前提にして先ほど私が読み上げたような記事になっています、まじめになつていますということについては、これはどうなんですか。同じようなか、そうだとどうふうになるのかならないのか。

○参考人(島桂次君) ですから私は、この「諸君」という雑誌の一月号に出た問題につきましましては、これは簡単に見逃ごせないということ、この記事に対しては「諸君」の編集長あてに厳重な抗議を広報室長を通じてやらせているわけでございます。

○及川一夫君 いや、抗議したことはわかりました。だから「諸君」という雑誌とのインタビュはないということも私も確認します。ただ、「週刊朝日」に出された内容が仮に援用されたものだととしても、先ほど読み上げられたことを「週刊朝日」とのインタビュで言ったということになるのかならないのかということをお聞きしているんですよ。

○参考人(島桂次君) ですから、私が先ほど申し上げましたとおり、「週刊朝日」とのインタビュの趣旨と、総体としてここに「NHKはめられた」というような表現で書いてある記事の内容が著しく違いますから私は抗議を申し込んでおるわけでございます。

○及川一夫君 抗議をして当然だと思います。ただ、抗議だけで終わっていいのかどうかということが一つ残ります。しかし、時間の関係もありましてからそれは聞かないことにしましょう。

ただ、私は副会長時代とあるいは専務であった時代と会長になった時代では違うと思うんです。違わなきゃならぬと思うんです。なった以上、会長である限り全責任を負ってやろうとする決意を持ってやるわけですから、過去にどんなことがあろうと今やろうとしていることに對していささか

でも疑問を持つような形で会長がやっているとするならば、これは大変なことだと思います。

だから私は最初に、会長いかがですかと、二兆七千億のお仕事をやられるんですよ、二兆数千億とはいながら死んでも死に切れないという問題を含めての話ですよ。決意はいかにと聞いたのはそのためなんですよ。誤解を受けるような発言というのは、私もそうなんですが、なさるべきではないでしょう、慎まなきゃならぬと思います。このことだけは私は明快に申し上げておきたいと思うんです。

もう一つ本当はあるんです。これは会長というよりもNHKの理事者の中でも苦しくなつてしまつて苦し紛れに言われたことに同調する発言がやっぱりあちこちで見られるんです。私は非常に残念だと思つて、これほどの仕事をしようとするのに、そういう意味合いで私は申し上げましたので、ぜひ会長以下気持ち新たに先ほど申し上げた述べられたような決意でもって経営に当たっていただきたいということを強く要請しておきたいというふうに思います。よろしいですか。

○参考人(島桂次君) こういう国会の重要な場所です。そういう及川先生の御指摘を受けること自体がNHK会長として甚だ申しわけなく思つております。これからはこういう誤解をいささかも生まないような形で対処したいというふうに考えております。

○及川一夫君 失礼に当たる言葉もあつたかもしれませんが、頑張つていただきたいと思つています。そこで、長期計画の問題についてお聞きしたいというふうに思うのであります。

まず、長期計画のねらいと特徴は一体何だろうということをお聞きしたいんです。というの、私は経営委員長は当然出席されるものと実は思つておつたんです。というの、五十八年からでは経営委員長は出ているんです。五十九年からどういうわけか通信委員会には予算審議の際であつても何でも要するに出てこない。郵政当局の皆さんにお聞きすると、それは本人の判断によると、

こうなっているわけです。これは大臣よく聞いていてください。しかし昭和三十四年には会長さんも経営委員会のメンバーなんです。ところが、経営委員会の役割と、実際に執行、実行していく、こういう意味の会長としては責任の負い方あるいは役割が違ふんじゃないか。ごちゃごちゃになつてはいかぬからこの際分けてやうということで執行面の最高責任者は会長にして、経営全体についてどういう方向で進めていくかという点での責任といひますか役割を担うのは委員長と、こういうふうに決められた経緯があるというのを私は聞いています。まだ速記録まで調べておりませんけれども、時間がなかつたものですから。

ということになりますと、会長さんがおいでになるのは当然なだけども、経営委員長だつて長期計画を示している限り能動的な意味でここで論議に加わる、あるいは問題を提起していただいていろいろと申つていただく。さらには、それは我々素人ですからわからないことはいっぱいあります。しかし、その中には正論というものが間々出てくるものが多いし、ちよつと理屈上おかしいなと思つても、そういうものを取り上げなければ公共放送としての役割を果たすことができないという問題も出てくるであらうし、少なくとも経営委員長としてはそういうものを聞くぐらいの態度があるならば、参考人としてはNHKの皆さんをお呼びするということに理事会でなっているわけですから、当然出ておいでになつていないんじゃないかと思つたらおいでになつていないのであります。

もちろん、明日出てこいといつても、それは早くから言つてなきや、お忙しい人でしょうからさうとは出てこれないでしょう。非常に残念だと私は思つています。ひとつ経営委員長と話をしたいんです。今のところ郵政省としては本人の判断、自由意思にお任せしてありますという立場のようですから、ぜひ会長、このことを、そのうち僕はお会いしに行こうと思つています。いろいろのお話もお聞きしたいと言いたいことがございま

すので。この点、会長いかがですか、むちやな要求ですか。

○参考人(島桂次君) 天野敏三さんは御存じのよう朝日新聞出身のジャーナリストの方でございますから、当然国会審議の重要性ということはお認めされていると思います。きょうの先生のその趣旨はしかと私から委員長に伝えておきたいと思つています。

○及川一夫君 それでは、会長の立場で結構ですが、長期計画のねらいと特徴、こういうことを要するに長期計画の中では訴えたい言ひたいし、これをやりたいんだということをひとつ端的に指摘していただきたいと思つています。

○参考人(島桂次君) 何と申しましても、たびたび申し上げておりますけれども、今放送を取り巻く環境というのは、ラジオの時代からテレビジョンに昭和二十年代の後半に移りましたけれども、その数倍、数十倍の大きな変革期にあると思つています。我々も長い間ラジオあるいは地上波をやつてきたわけでございますけれども、今や衛星放送だけではなくて、ハイビジョン、ケーブルテレビ、もろもろの技術革新が行われてまいりまして、極端に申しますと、特定多数を対象にする通信事業と、不特定多数を対象とする放送事業の境目まで考え方がよつてはなくなるような、まさに情報化時代が本格的に進み出しているわけでございます。その中で、今先生御存じのように日本の放送というのは公共放送であるNHKと民間放送が併存しております。お互いに競合合つてやっています、これは世界で最もすぐれている私はシステムではないかというふうに考えております。

しかし、いづれにしましても、こういった激動の時代の公共放送、これから先五年、十年NHKが日本で公共放送として国民の信頼にこたえるようなあり方を本場に続けられるかどうか、まさに根本的に見直さなければいかぬということ、今度の五カ年計画をつくるに当たつては、今まで我々が戦後四十年間続けてきました番組のつくり方とか金の集め方とかすべての面について、これ

は一遍白紙に返してもう一度組み立て直さなければいかぬ、そのぐらゐの必要性があるということ、で一万五千人の全職員の見直し、これから先のNHKをどうするかというのを懸命にやっただけのも、そういう危機感を私は持っているからやっただけでございます。そういうことを背景に私も真剣にこれから五カ年間でどうすべきかということについていろいろ考へて、最終的に経営委員会の議決を得た後、郵政大臣に提出したのが今度の五カ年計画でございます。

この中の一番やっばり特徴的なことは、今まで日本においてはNHKと五つのキーステーションの民放しかなかったわけですが、そこへ衛星放送だけでも八つもチャンネルの割り当てがある、というふうな将来なるかと別として、それから、パッケージメディアも御存じのようにほとんど普及してきております。CATVもこれから恐らく日本ではアメリカのようにだんだん普及して行くと思ひます。そういうふうな一つのテレビの受像機の中であらうなものが見られるという時代になってきますと、よほど今までの数倍、数十倍の勢力を我々はしませんが今の視聴料制度は維持できない。それならば一体どうするかということは、これはもう我々にとつて非常に難しいことではありますけれども、それでもなおかつ視聴料を払って公共放送を存続させてくれるだけの質の高い番組をどうしてもこれ出さなきゃいかぬということ、いろいろな具体的にはこれから順を追つて説明申し上げますけれども、幾つか大きな項目を立ててやつていくことにしたわけでございます。

基本的なことを一つだけ申し上げておきますけれども、ちよつと先ほど先生の話も出しましたけれども、我々は当面、これから五年後どんな状態になつていくか、さつき言つたようなニューメディアの状態が、これはなかなか想定しづらいので、現在のところは最小限度五年間は現在の放送規模、テレビの持つているチャンネル、音声波のチャンネル、今の仕事をベースにしていまして、

それで特に衛星放送の普及とかハイビジョンの進展のぐらゐによつてはNHKの適正規模というものを我々NHK自身もこれは考えなきゃいかぬ。もちろん、この問題については国会議員の皆さん方、郵政省その他でもいろいろ議論があるところ、よく私も承つておりますけれども、そういうことも我々は考へつつ、私は一年ごと一年ごとに、いろいろそれまで進展した、先ほど衛星放送の普及問題でもありましたけれども、政府あるいは国会の皆さん方と相談しながらこれからやつていかなければいかぬなど。

いすれにしても、五カ年計画というのをまとめましたのは、たゞたびごと二、三年間、国会の皆さん方の附帯決議として、NHKはできるだけ長期にわたつてひとつデッサンを描けという御指示がありましたので、私ももとしましては今まで三年ごとの云々というのを改めまして、本当は七年、十年先のあれも見通したかったのでございまして、けれども、とてもそんな先のことはわからぬ、最小限度五年間のことについてやろうというところが、今度の五カ年計画のプリンシプルといひますか基本的な考え方になつていくわけでございます。

○及川一夫君　そうしますと、今のお話を事例でございと言ひますと、とにかく衛星放送というものを基軸にして定着をさせてハイビジョンというものの実施に、それからそれが商業化されることになつていくんでしようが、そこにNHKの何か今後の運命をかけるというか、そういうことを描いて今の長期ビジョン、十分ではないけれども、そういう道筋の中の五年間である、こう受けとめてよろしいですか。

○参考人(島桂次君)　ハイビジョンという技術は、これはまさに放送にとつて画期的な技術でございまして、モノクロテレビからカラーテレビになつた数倍以上のインパクトを持つメディアでございまして。したがつて私は、これはいつごろになるかまだ見通しついておりませんけれども、十年、二十年という単位で考えれば、モノクロテレビからカラーテレビに移つたように、いずれハイビ

ジョン時代というのは本格的に來るといふふうな考へております。ただ当面は、このハイビジョンというのは放送だけではございませぬ、このシステムの利用でできる範囲は映画制作とか印刷とか、あらゆる分野にこれは利用できます。そういうことと並行させながら、少なくともこの五年間は、たゞいまやつております衛星を通じて、一時間実験放送をやつておりますけれども、そういうものを通じましてハイビジョンのまづソフトづくりの本格的な態勢に入つていきたい。

つまり、番組制作というのはいでできませんから、これはかなりの期間が、これはもう人間がつくる仕事でございまして要りますので、放送面ではそういうものを積み重ねる準備期間である。将来もし本格的なハイビジョン時代が來れば、それに対応することは当然のことながら我々考へなければいかぬ。そういう意味では、今及川先生いみじくも準備期間と言ひましたけれども、ハイビジョンについてはそういうつもりで今いろいろ取り組もう、こう考へておるわけでございまして。

○及川一夫君　確かに、ハイビジョンの問題は放送だけではありませぬ、会長のおっしゃるとおり大変なインパクトを与える技術だといふふうに私も思つております。それこそ兵器の技術にまで発展をしていくわけですから、応用されていくわけですから大変です。だから、NHKがヨーロッパ、あるいはアメリカでハイビジョンはぜひともNHKのものとして、こう呼びかけまして、ヨーロッパでも気がついたしアメリカでも気がついて、おれのところで自主的にやると。ソ連まで気がついたのかどうか知らぬけれども、ソ連はうまいきそつたつたけれども、うまくいきませぬでしたね。これから長い道のりですから、外交は多角的にそれこそ粘り強くやらなきゃいかぬので、いつかはそういう時代も来るのだらう、こう思つております。それだけに、国内でもハイビジョンという言葉は聞いただけでNHKはやり過ぎじゃないかと。技術の開発はいけれども、一体どこからどこまで占有するつもりだといふふうに、こ

こから飛躍するんです。私は飛躍だと思つてゐる。だけれども、警告を発するときには飛躍的に物を言つた方が警告になるんです、という意味で現状を私は受けとめております。

そういう意味合いで一つ考へてまいりますと、衛星放送の運営では五年間で五百九十四億、二年に三百六億であつたものが五百九十四億になるといふふうな資料で示されております。ところが、僕が見逃がしたのかどうか知りませんが、幾ら探してもハイビジョンの五年間といふのは出てこないんです。要するに元年が五十五億で、二年が八十八億八千万だといふのは見えるんだけれども、五年後一体ハイビジョンにどのぐらゐのお金をかけるのかといふことについてはどうも僕は見当たらなかつたので、もしあつたら教えてください。

○参考人(尾畑雅美君)　会長の発言を補足いたします。

今後の五年計画の中では、やはり三千万以上の地上放送の受信者が一番多くて、衛星放送、ハイビジョンはまだ普及促進の段階でございまして、地上放送の充実刷新に一番お金をかけさせていただきます。これについては項目が必要とあれば私から御説明いたします。

ハイビジョンについてどのぐらゐかかるかという金額を申し上げます。

今後の五カ年間でハイビジョンにかけるお金は四百八十七億円でございまして。今お願いしている平成二年度予算の中では六十二億円かけるというところでございまして。

○参考人(島桂次君)　関連してちよつと補足説明させていただきます。

ただいま尾畑理事が申し上げました数字は一応視聴料の中から予定している財源でございましてけれども、先生御存じのように、ハイビジョンは映画制作とかもろもろのことで共同研究をしたり共同開発をしたり共同利用することによつてかなりある種の金がNHKの中に入つてくるという側面もございまして。したがつて、これは最大限という、視聴料から一応何もなかった場合にこれだけ

ということですが、実際にはもうちょっと少なくて済むんじゃないかという感じで今おります。

○及川一夫君　ここから先の議論というのはなかなか難しいんだけれども、ただ、長期計画が立てられていますから、一体行き着く先はどんな形なんだろうなということをやっぱり考えさせられるのですね、NHKのあり方の問題を含めて。

例えばということを出すんですけれども、アメリカの場合に、放送衛星を飛ばさないで、通信衛星がありますから、あれを使って要するにテレビ放送をやっているわけです。州によって違うけれども、多いところでは七十二チャンネルなんでしょうか。少ないところでは三十チャンネルぐらいあるんじゃないでしょうか。どれがどこの放送かわけがわからぬ、我々が行ったのは。それほどチャンネル数が多いということなんです。先ほどの会長の発言の中に、せっかく八チャンネルも買ったのだ、衛星ということでは、今は2bだと、あるいは3a上げても3b上げても二チャンネルは二チャンネルだと、あるいは三チャンネルは三チャンネルだということになるわけですが、その八チャンネル、あるいは今使っている衛星だつて出そうと思えば地上でチャンネルの多数化というのができるんじゃないか、そういう技術を持っているんじゃないかというふうに僕は聞いているわけです。

ですから、日本でもアメリカのように七十チャネルとか三十チャネルというふうな技術的にやろうと思えばできるということになってくると、ますます一体日本列島全体を対象にしての放送という問題、放送にもいろいろあるけれども、そんなような状態にまで我が国は変わるのだろうかというようなことがちよつと頭に浮かぶわけですよ。

ところが、ヨーロッパの方へ行きますと、チャンネル数は我が国よりも少ないんです。放送時間も限られています。ましてや二十四時間放送などというのはごくごく少ないんじゃないでしょうか。

か。そういう状況から言うと、アメリカとヨーロッパでは大分違う。じゃ我が国はどういう選択を、長期的に見て行き着く先ということなんです。が、するか、この辺は余り責任ある答弁というのではないと思う。しかし何かお考えがあつたら聞かせてくれませんか。

○参考人(島桂次君) 今のアメリカにおける現状は、もう先生御指摘のとおりですが、さらにつけ加えますと、最近放送衛星の計画もどんどんできてきつてあります。したがって、アメリカはさらに多メディア時代になっていきます。それからヨーロッパも、これは伝統的にテレビというものに対する見方が今までは日本やアメリカと違いました。スポーツでもあるいはエンターテインメントでも現場に行つて見るというような傾向が非常に

強かったので、西側のヨーロッパでもチャンネル数が少なかったわけでございますけれども、今やマードックとかマックススウェルとか世界的な放送事業家がヨーロッパへ乗り込んで、これはやがてアメリカと同じ様相になってくるんじゃないか、現在アメリカよりはおくれておりますけれども。

したがって日本もそういう時代になってくる。つまり簡単に言いますと、今までは我々が放送をつくりまして、こういうものを皆さん方に見てください、これがいい番組です、これがいいニュースですと一方的に見せたわけです。ところが、多メディア時代というのは、受け取る側、つまり聴視者の側が必要な情報をいつでも好きな時間に見られる。スポーツであろうがニュースであろうがエンターテインメントであろうが、エンターテインメントは映画を見なければ映画、劇場中継を見なければ劇場中継というわけで、限りなく専門波化していくという時代になってくる。日本の場合、これが十年後か二十年後か三十年後か、にわかにわかりませんけれども、大きな流れとしてはそういう方向に向かっていくんじゃないかという、これは私個人の見解でございます。

○及川一夫君　できる技術というものを野放しにして何でもやろうやということになったらそうで

しようね。私も認めます。しかし、今度は政治の問題、政策の問題、国民生活の問題としていずれにしても考えなきゃならぬことですから、それでいいということにはなかなかならぬだろうと私は思っているんです。しかし、これから先は先の先の話ですから。

いずれにしても、そういう問題というものが含まれて、またそういう議論があつてこの長期計画というものは、ただ単にちよっかいを出しただけのものであれば、準備段階というふうに大きく言えるものもあれば、もう実用化しているというものもあればということで長期計画が組まれているというふうに私は理解して、これから先も勉強して間違いないようにしていきたいものだというふうに思っております。

それだけに、会長にお願いしておきたいのは、技術的には可能だからといってどこどこでよね、それから出てくる陰の要素があるわけでしょ、マイナス要素。生活にこう影響する、産業にこう影響する。しかし生産性は上がる。陰の部分を手当てをしないうちにほんとやってしまうと

後でふき掃除が大変だということになりかねない問題ですから、随時この計画を執行していく中で問題を感ずれば問題を提供してもらう。いろんなNHKが発行している資料あるいはまた雑誌みたいなものがありますね、そういうものを通じてでもいいし、場合によれば通信委員会の機会にでも、こうなりますよ、こういう問題点がありますよというところで会長から示唆してもらってもいいんじゃないか、こういうふうにしておりますから、ぜひそういう角度で長期計画を執行していく上に当たってはお願いしたいということを要請しておきたいと思います。

限りではそう大きくないのかと思つてみたりするんですが、しかし、受信料だけで研究をする、そしてでき上がったそれこそ技術あるいは実用化に向けての一つのハードの面、そういうものとカソフトといわれるものが今度は民間活用ということになつていくわけです。そのときに一体どうなのかなど。受信料でやつて応用するのは俗に言う民間だというようなお話になるわけけれども、別にただとつていふとは思わないが、受信料じやなくてむしろ研究段階に民間だつて金を出してもいいじやないかと。当然、今現在もやつてはいるんだろうけれども、どの程度なのかということを含めて現状についてお知らせ願いたいと思います。

○参考人（島桂次君） 実際のところ、もちろんつい数年前までは我々は公共放送として放送法の命ずる技術開発、そういう形で我々が研究したものはほとんど公開に近い形でやつていたわけでございます。

ところが、ハイビジョン、こういうものの開発というようない時代になってきますと、かなり研究費もかかってきますし、単にほかの、それを利用

する方の一方的な利益にだけなってしまうということとは、これは避けなければいかぬということで、取り得る最小限度の特許料的なものは、これを取る方針に切りかえてきております。現に、日本国内でもアメリカにでも、ハイビジョンにつきましては我々はある種の特許権の申請を既に行っております。

そういうものを利用される方からはやはり利益還元をいただかなければいかぬと。それは聴視料の方へ還元して行くというシステムを我々は考えて今既にもう実行しておりますので、これから開発する技術については、これは商業ベースではななくて、やはり聴視者の金で開発したものは聴視者に返すという範囲の中で、これもまたある種の節度が必要でございまして、その節度の中でそういうことを今既に実施しているわけでございます。

○及川一夫君 この点、放送局長、同じお考えで

すか。

○政府委員(大瀧泰郎君) 最近NHKも技術の指導料であるとかいうような形、特許料であるとかいうような形で技術開発の成果を国民に還元する、世界にも還元すると申しますか、そういうふうな姿勢でやっておられますし、我々もそれは歓迎すべきではないかと思っております。

○及川一夫君 にわかに法律の話になって恐縮だけれども、法律上は問題ないんですか、放送法の関係。

○政府委員(大瀧泰郎君) それは、受信料で賄っておりますのが収入の九七%でございます。ですから、今会長さんがおっしゃいましたのも現時点では非常に微々たるものでございます。その副次収入というもののあり方といえますのは、大変これもまた重要なことでございます。しかしながら、根本は受信料を中心とした財源でもって賄っていくかなきゃならない、これは申すまでもないことでございます。先ほども会長さんの方からお話があったように、やはり受信料をもとにして研究開発をした成果でございまして、それらを還元するという意味では大変結構なことではないかと思っております。

○及川一夫君 考え方はわかりました。

そこで、山田委員の方からも出ましたが、民放連のNHKの商業化についていろいろ申し上げました。どうなんですか、郵政省という立場から見ると、NHKと民放というのがあるけれども、民放の皆さんはNHKの商業化ということについて非常に問題にされる、これをどうにひききするにやなしに公平に見て、NHKの今の行き方というものは郵政省としては肯定できる、だから民放の皆さんも少し落ちついてもらいたい、かくかくしかじかではないかという立場に立っておられるのか、それとも問題意識を持っておられるのか、そこを聞きたい。

○政府委員(大瀧泰郎君) この民放連の見解でございまずけれども、まず第一には、NHKと民放の並存体制、これは堅持していただきたいという

ことでございまずし、我々は、これは大変重要なことでございまずし、今後とも堅持していただきたいと思っております。

それから、事業の範囲と申しますか、メディアの見直しというように含まれた見解が述べられております。これは私もメディアの見直しというところで今後とも早急に検討を進めてまいりたいと思っております。この点では一致しているわけでございまず。

さらにまた、商業主義へ走るといふようなことでございまずが、これは節度のあるということが大変ではないかと思っております。NHKと民放が共存していく、いわゆる併存体制と申しますか、そういうものは大事なことである、そういうふうな我々は理解をしているわけでございまず。

○及川一夫君 私は、批判があるということとは非常にいいことだと思っております。その限りでNHKなどに常に批判の目があるということは一つの活力になりますからいいことだと思っております。しかし、誤解と誤解がぶつかり合って、それで何となくメディアの食い争いみたいな形になることは好ましくないと私は思っております。そういう点で私なりに物を考えなさいかぬと思っておりますが、NHKも大変な今事態だと思っておりますから、郵政省もその点を重視されて対応されるようにお願いしておきたいと思っております。

次に、長期計画に基づく収支予算という観点に立つんですが、五年間総括をしてみますと、三年間ははずれにしても黒というところで計算されております。そして四年目、五年目が赤字だけれども、ため込んだものをそこへ持っていくから五年後はプラスマイナスゼロだと、こうなっているわけ

です。これを我々検討するといつても、資料がいつばあるわけじゃないから、いいとか悪いとかいってもしようがないとは思いますが、ただ、私なりにちよつと素人くさい分析をしてみますと、収入の面で見ると、当然元年から見て平成二年は新料金でいくんですから八百三億ぐらいはわつと大

きく収入は入ってくる。二年目、三年目になるとそれが五分の一ぐらいに落ちて八百十三億ぐらいのふえ方になる。三年、四年、五年、六年と、こういきますと大体六十億、六十三億、六十億、これが増収の部分になってまいるわけです。契約数がどのぐらいになるかということ想定してのもので、それから、八百三億を見ておかしきやないかなんというふうなことは言いません。

これに対して支出の方を見てみますと、元年から二年には三百七十六億支出がふえる、こうなっています。そして二年から三年は三百二十億、次は二百五十三億、二百三十六億、二百六十九億、こうなっているわけです。それを今度ふえていく増収部分、それとの比較をやってみますと、収入よりも支出の方のふえが多くなっている。どういふことなのかなというふうに感ずるわけですよ。皆さんの方が計算されているんだから別に作

為はないんだらうと思うけれども、この辺、とりわけ最後の六年度、それに五年度、ここが赤になつていく、そして今までのため込んだやつを全部そこにつぎ込む、こういう計算になっていることについて一体どうなんだろうと。

もちろん、そうなんつておつても一年ごとに節約目標を立てたり、あるいは効率を上げるための目標を掲げてやるんでしようが、二百四十億予定しておつても、それが三百五十億ぐらい残るかもしれないという点も現実の問題としてはあり得ると思

うんですけれども、とんとんしているんですから、何か私から言うとして少しラフがあるんじゃないかというふうな感じがするんですがどうですか。○参考人(尾畑雅美君) 先生御案内のように、NHKの長期計画または三年計画というものはその期間内に収支を相償する、つまりとんとんの計画を立てます。私も、そういう事業支出それから事業収入の計画を立てました。

これにつきましては、理由はたくさんございまずが、一番大きなのは、もちろん物価それから放送のソフトの値上がりというものが、これが非常に大変なものでございまず。内外のソフトが三

○%から物によつては三倍とか五倍とか年々上がつてまいります。そういったものにつきましてはNHKはいろいろな仕組みを講じてこれは克服してまいります。それは一概に申せませんけれども、いろいろな仕組みをやっています。それから、今まで六年間視聴料を抑えてまいりましたので、設備の更新が非常におくれております。日本の各企業が設備投資をやっておりますけれども、七千七百万所の放送所の設備が老朽化、陳腐化しております。そのものについても更新しなければなりません。それから人件費も抑えてきておりま

すから他の主な企業に比べて差がだんだん広がってきております。そういったものもやりますと、支出につきましては平均六・七%、五カ年の伸びは平均六・七%伸びていきます。ところが収入の方は、これはテレビの受信世帯がほぼ行き着くところまで行き着いておりますから、これから相当もう我が社はこの受信者の伸びについては経営を挙げて努力してまいります。全力を挙げて努力してまいります。平均〇・七%の伸びといふことを見込まざるを得ないという現状でございまず。

その中で、先が御指摘のように、この計画はこういうふうにして立てさせてもらいますけれども、実情に応じて毎年見直しをしていきます。そして毎年詳細にその内容につきましては御報告いたしますし、経営努力についても詳細に御報告をいたします。それは郵政大臣と会長から御説明したとおりでございまず。そういったことをやってまいりますので、御理解をいただきたいと思

います。○及川一夫君 わかりました。では次に移ります。先ほども山田委員が問題にされたんですが、衛星の安定化の問題です。何遍も言うようで恐縮ですが、会長もそれは死に物狂いの気持ちでしよう。またそうならなきゃおかしいですね、どう見ても。現実には今2b一機が遊泳しているわけですから、他の機械はないという現状の中でなかなかこれは大丈夫だと言ひ切るのはい

月までは大丈夫だと、こう確信を述べられました。ですから、それ自体については触れません。

ただ、危ないという意味合いを含めて言えば、2Xを購入して打ち上げということをしたわけですが失敗しました。もちろんこれは会長の技術的な責任があるなどということは言うわけにいきませんが、会場の問題ですから、しかし、そう言いながらも、二十七億と高いながらということが前提になって、一体どうなんだろうと。これは無理があったのと違うかと。私は百四十五億の衛星を購入して行くという議論に参加していますから、そしてあの機械はちよつと安過ぎるんじゃないかと。昔から安物買いの銭失いという言葉がある、どうなんだろうということ、盛んに会長に食いつがった経過がありました。

それで、いや絶対大丈夫、こう言われたんですが、実は2Xには私は物すごいこだわりがあったんです、口では言えない。ある意味では神がかつたかなというふうなぐらいに思っておいた。いやNHKだけの機械じゃない、ほかの民放がもう一機くっつけて打ち上げるんだ、その民間関係の通信機械が作動しない、だから打ち上げられないんだ、我が方は大丈夫なんだと。こういう説明があったから、しようがないなと思っていたけれど、やつと二月二十三日打ち上げという御報告がございました。そのときに私は、冗談紛れなんですけれども、上がるんですかと聞いた。いや絶対大丈夫、こう言われたわけです。上がることは上がるけれども、ドローンと落ちるんじゃないですか、こういうふうには言ったらそのとおりになってしまった。だから冗談もこれは言えないな、そういう気持ちであの事態は受けとめたわけなんです。さて、会長さんはどうなさるのだろうというふうにして思っていました、これはうわさですから、記者会見で早速探してまた打ち上げというお話をされたというんだけれども、えらいむちゃなことを言うな、どこから金を持ってくるんだらうと。

なるほど百億ぐらいは残りましたね、保険を引けば、あるいは成功報酬というものを除けば百億ぐらいは確かに残っていますよ。しかし、これは百億で買えるわけがないですよ。しかも、やると言ってみても今どこにあるんですか、世界じゅう探して、つくらせると言っても一年そこそこできるんですか、一月月でばつとできるんですかということを言ったら、会長もそんなのはできないとおっしゃったでしょう。

だから原則的には2bにかけざるを得ないというのが現状ですね。このところは僕はもうやむを得ない選択だと思ふんです。我々も議論に参加している人ですから、道義的という言葉がついたとしても、やっぱり有料をやっているんですから責任を感じます。だから思ひは同じなんです。そこで、今後どうするかの問題なんですけれども、3bというのは前に持ってくることはできるんですかできないんですか、これを聞いておきたい。

○参考人(島桂次君) ただいまの先生の御発言の中で若干誤解されておる面があるのでちよつと釈明させていただきますけれども、何か安過ぎるから悪かったということは、これはそういうものではない、ごさいませんので、ロケットというのは国産に比べて大体三分の一の価格で上がるわけなんです。したがって、あのアリアンの値段というのは、これは世界的に常識になっている値段で、決して安く値切って云々ということではありません。

私は、やはり基本的には放送事業者として仮に、一〇〇%近く私はBS2bは大丈夫だと思つています。思つてはいますけれども、例えばこしの夏に上げる3aだつてこれは危険があるわけなんです。3aが上がる場合、先生がおっしゃる通りに3bを何とか繰り上げられないかということ、これはNECと、アメリカ側との共同でやるわけでごさいますけれども、これも随分NECの社長を私は追いかけて回しているんです、一日でも繰り上がらぬかと。ですけれども、こ

れはなかなかその当該責任者、日米両方とも3bを大幅に繰り上げるといふことは現在のところ不可能なような感じがいたします。そうしますと、やはり2Xにかわる補完的な何かがあれば、私どもは放送事業者として責任ある衛星放送の展開ができてないという考え方は2Xの失敗前と現在と変わっていない、そういう趣旨のことを2Xの失敗後私は記者会見で申し上げたわけです。

しからばそういうことが可能なかということ、今中村技師長と技術担当の大川理事にアメリカ、ヨーロッパに交代で行ってもらつて、今から一年後ぐらいに上げられるものがあるかどうか、それを至急今調査している最中でございます。もし仮にあった場合は、これまた郵政省初め政府当局と国会の皆さん方にお諮りして、こういうものがあつたけれどもいかがするかという御相談もやつてみたい、こういう気持ちで今いるということ、ごさいますので、何とぞ御理解のほどをお願いいたします。

○及川一夫君 一番しまいの方はともかくとして、本当に可能なんですか、ここが僕はわからないわけなんです。仮に一年後で3aのほかに、2X的なものがあつたとしても、要するに三月でしょう。2bは一月で寿命、こう一応原則的になつていくわけ、3aが上がるつてもなおかつ二ヶ月ぐらいは単独でやらなきゃいかぬという事態であることは間違いないんです。

本当にこの問題、2bが一〇〇%いいとおっしゃるんだが、じゃ言い切ったがだめだったというところになつたときには、どちらにしても衛星放送はストップするわけでしょう。ストップしたという事態を考えたときに一体どうする気なのか。これはNHKだけの問題じゃない。政府だつて一つの見解というのか、踏み切りというのか、そういうものを想定せざるを得ないでしょう。私はそうあつてはしくない、あなたもそうでしょう。しかし相手は機械ですから、何ばコンピュータが立派だといつてもやつぱり障害は起きてくるんです。NTTが何ばやつてみてもやつぱり障害を起

こしています。だから、機械であるだけに僕は一〇〇%なんというところは本当は言えないはずだと思ふが、しかし、まあいいですよ、会長がおっしゃられたんだから、その限りにおいて信頼をします。しかし、これがとまつたときのことを想像すると、ある意味ではパニックみたいな状況になりはせぬか。そのときのことを考えてどうするんだということは我々自体だつて何か考えておかなきゃならないのじゃないかという気がしてしよ。うがない。だから、その打ち上げのことを考えることもいいんだけれども、それこそそのときには衛星放送事業の根本まで問われかねない、そういう事態が必ず出てくるわけですから、それに対して我々がどういう見解を持つかということも非常に大事な問題だと思ふんです。今、いつ上がるかという、機械のいじりつじやないんです。衛星放送が、会長がおっしゃられるようにNHKの死命を制すというものになつていくことも事実だし、これがあるからNHKはやつぱり構造的な赤字なんだというふうには言われているんじゃないですか。

先ほど衛星は百四十五億、安くない、立派なものだ、こうおっしゃる。結構ですよ。だけれども、そう言われてしまうと、今度我々素人の場合には、何で国内で七百八十五億もかかるんだと。今まで七百億という数字以下で打ち上げた衛星なんてないじゃないか。それはもう時代におくれているから高いんだと言われてしまえばそれまでだけれども、それならもう国内ではやめてしまつて全部アメリカ製品、ヨーロッパ製品でやつたらどうだなどというふうな議論が必ず出てきます。だから、百四十五億が悪いんじゃないに、余り急ぎ過ぎると、それで、あつたからそれつじやないふうなぐあいではないのかどうか。アメリカでは安いのか、結構だけれども、しかし間々あつたんですよ。あれも経過があるんじゃないですか、会長。あれは別にNHKのためにつくつたんじゃないんです、あの衛星は、どこかに売らうとして、契約も成り立って、それがちよつとした理由で契約が破棄さ

れてたまたま残っておったものでしょう。機械が悪いとは言いませんよ。しかし、そういう経過をずっと整理してみますと、やはり我々は衛星という問題に対して真剣に取り組んでいかなきゃならぬことは事実だけれども、何か考えるところがないのかと、反省するところがないのかなというのを、実は私は感じていたわけです。責めるつもりはありませんけれども、慎重に対応すべきじゃないでしょうか。

○参考人(中村好郎君) 先ほどから2bの安定度の問題が話題になっておりますので、私の立場から若干技術的な問題で恐縮でございますけれども、ちょっと御説明しておきたいと思っております。

2bは来年の一月に寿命が切れるわけでありまして、これはあくまで予定でございますけれども、ほぼそのころだろうというように機構の方から連絡を受けております。それで、なぜ大丈夫かということでありますけれども、先生御存じのとおり、2bは打ち上げましてから約四年たっておりますけれども、その間いろいろな故障が起きてまいりました。しかし、今現時点ではこれらの故障もほぼ出尽くしたというように、毎日のデータから大体そういう感じで我々は今受け取っております。

それから、特にこの2bが弱かったのは、衛星の状態を知らせてくるテレメトリーと言っておりますが、テレメトリーの回路が非常に不安定でありましたけれども、もしこれが不幸にしてダウンしたときに一体どういう運用ができるのかということについても、今までの五年のデータの蓄積によって、あるいは地上電波の受信状況によってこれを、言葉は悪いんですけども何ももない状態で運転をするような方を今機構とNHKとの間でいろいろシミュレーションをやっておる、こういう状況でございます。そういう意味では、この2bの絶対安定に向けてまずできる範囲のことを、できる範囲の方策をいろいろ手だてを考えて、こう起きた場合にはこうしよう、こういうときにはこうしようというようことは一方では万全の

対策としていろいろ今考えておるところでございます。

そういうことをベースにして、あと、食と書いておられますけれども、現在食に入っておりますけれども、食期間中も極めて安定に働いておりますし、食は今度は秋の食、これをもって最後になるわけでありまして、そういう経過はありますが、そういうことでほぼ満足に寿命を全うしてくるだろうというように思っておりますのでございませう。

それから、先ほどから補完衛星を探しておられるという話が出ておりますけれども、これについては確かに新規に設計をしますと最低一年半から二年かかるわけでございます。したがって、まず現在いろいろな衛星メーカーで持っておりますものの中で日本の規格に改修可能なものがあるかどうかという観点でいろいろ調査を進めておるところでございます。

それから、あわせてロケットにつきましても一つ問題があるわけございまして、これもアメリカンロケットあるいはアメリカ等のロケットについていろいろ検討しておるということでございまして、結果がまた具体的なものとして出次第、先ほどから会長が申し上げておられますように御報告をしてみたいというように思っております。

○及川一夫君 2bの状況はわかりましたが、これは一応来年の一月寿命と、こういったのも一月何日が来たならばたとえわけじゃないんですけど、そういう意味では、うまくいけば半年とか、あるいは三カ月ぐらい延びて使えることもあり得るわけですが、今一〇〇%と言っているんだから、そういうふうには僕は理解してよろしいですか。

それともう一つは、3aは予定どおり八月に上げて十一月から運用と、この線は変わりないですか、作業が間違いないに進んでいきますか。

○参考人(中村好郎君) まず、2bの寿命の問題でございますけれども、これは先生が今おっしゃられたとおり、寿命が来たからすぐどこかへ行ってしまうということではありませんので、自然の

流れの中に沿ってこう浮いておるわけでございますから、若干その周辺における電波の強さ、例えば北海道でありますとか小笠原でありますとか、そのままだろうとおきますと少し電波が弱くなつていくという状況は当然出てくるわけでありまして、それを今強制的に姿勢制御しているわけでありまして、これが燃料がなくなりますから自然にだんだん周辺から悪くなっていく。これは、2aが既におととしに寿命が来ておりまして、寿命が切れた後のいろいろな電波の強さ等をはかっておられますが、そういうことからいいますと、日本のほとんどの範囲をカバーするのに約二カ月くらいは大丈夫だろうというデータが2aでは得られております。

それから、3aのスケジュールにつきましては、私の方が機構を通じてNASDAの情報として得ておるところでは、ただいまのところ八月打ち上げのスケジュールでいっておるというように聞いております。

○及川一夫君 そういう御説明があると2bに対して確信めいたものがじわじわと出てくるわけですね。会長からもそういう話があると疑いばかりか、けぬで要するに済んだわけですよ。どちらにしても、会長だって素人なんだから、素人同士の議論だからある意味じゃおもしろいといえども、いんどうけれども、非常に現状一生懸命やられていることは認めます。ないよりはあった方がいいわけでしょう。しかし、そちらの方でいろいろなものを探してくるのもいいけれども、技術者の英知を使って今の2bをどうやって長生きさせていくか、補完させていくかということと3aとの関係でも考えるというぐらいいいことがやっぱりなければいけないと思つたら、当然お考えになつていくということなので、一応この問題は理解できましたからやめますけれども、ぜひ不幸な事態にならないように一層ひとつ努力していただきたいというのを申し上げます。

本日の最後になろうかと思いますが、労使関係の問題についてお尋ねをしたいと思います。

私も一言一句きちつと読めばいいのかもしれないけれども、この長期計画の中には私の感じではどうも労使関係の問題とか働く労働者のことについて触れているところはないように実はお見受けしたんですが、会長、これはいかがですか。

○参考人(植田豊君) 先ほど御説明いたしておりましたように、NHKの経営努力、各方面にわたつて努力をいたす決意でございます。中でも要員にかかわる経営努力が相当重要な要素をなしておるわけでございますが、あるいは組織、業務体制を見直してなるべく効率的な業務体制をとつていく、この辺も極めて重要な経営努力の一環でございます。これらにつきまして労働組合の理解と協力なしにできないことは申すまでもございませう。従来とも昭和五十五年にスタートをいたしましたおおよそ二千人の要員の削減を実施してまいりましたが、すべて毎年労働組合と十分協議しながら今日に至つておるところでございます。今後とも労働組合と十分協議しながらこの経営努力を進めてまいりたい、かように考えております。

○及川一夫君 それはいいんですけども、長期計画の中で字にして何か書いてありますからということも聞いています。

○参考人(植田豊君) 職員の処遇に關しましてNHKとしては十分努力をしてみたい、経営計画の中で、さように考えております。

○及川一夫君 どうもあなたのお気持ちだけ出て書いてあるか書いてないかということについてお答えがないのでちょっと困るんだけれども、会長が提案した中には三行半ぐらい書いてあるんですよ。

それはそれでいいんですが、私がなぜそんなことを言うかという、やっぱり長期計画というもののについては、ある意味では労使が気持ちを合せてやりませんとなかなか成功しないんです。ましてや効率化の問題なんというのはいろいろな問題が出てくるわけですから、そういう意味ではどうしても話し合いというものを基調にして、それで事業を運営していくというふうにはいたしませんと

絶対に成功しない、こういう気持ちなんです。

それと同時に、経営者の皆さんが盛んに効率率の問題に触れられているんだけれども、それはそれで結構です。

ただNHKの現状というのが飛びはねて要員が多いのか、賃金も高いのか、労働時間はどうなっているんだろう、端的な例でやってみますと、少なくとも日本民間放送年鑑とか、あるいはまたた民放連の研究所発表の営業収入伸び率などの見込込みとか、そういったものを並べてみますと、そんなに不当なことをやっているわけではないんですね。むしろ数字だけ言うなら少な目なんです。それで収入の方は別になっていますね。だから私は、言うべきことはきちつと言つて対応しないと、労働者はみずからの生活の糧を求めて働いていることは間違いないし、もちろん技術屋は技術屋、営業屋は営業屋として仕事に誇りを持って一生懸命やろうとしていることは間違いないわけですから、家族を含めての話ですから、何かNHKの労働関係だけ一生懸命削減することだけ考えておるなどというのは大体おかしいんですよ。

そういう意味でも、例の女優さんとか俳優さんとかの出演料というのがありますね。あれなんか、も、三分の一だとか二分の一だというようなことを私見しました。だから改定しなきゃいかぬということ。それも賛成ですよ。NHKは公共放送だから何もかも控え目にしなきゃいかぬというものではないと思うんです。私はやはり国民に対する見返りとの関係で、その辺はいいか悪いかという判断をされるんだと思うんです。その辺はきちっとやはり自信を持ってやるべきではないのかというふうに思っているんです。これは会長が言えきれいな言葉が返ってくるはずだと思うけれども、どうですか、お考えを聞かせてください。

○参考人(島桂次君) 先生御指摘の問題については、この五カ年計画をめぐりまして労働組合とは密接な連絡も協議も何回か重ねてきております。その結果合意に達した計画でございまして、具体的には今植田専務の方から説明申し上げます。

○参考人(植田豊君) 一言補足をお許しただきたいと思います。

從來ですと、この種の計画をつくります際には、経営としてまとめまして結果について労働組合に相談をする、協議をするということ、そういう形をとってまいりましたが、今回は昨年の秋以来労働組合と今後のNHKのあり方について協議をしまいいつておるといふ事実がございます。

それからもう一つ、先生御指摘のように、NHKの仕事はまさに人材によって支えられている、機械をつくる会社ではございませんので。その意味で私どもは、今回の全体の計画の中で、創造性というものを大事にしよう、一方能率性を大事にしよう、両面相伴って初めて今後のNHKを支えるんだ、かような覚悟で取り組んでまいりたいと思います。

○及川一夫君　現場の人の姿勢としては僕はそれはそれでいいと思うんです。ただ、私が一番先に触れましたように、この長期計画の中で労使関係がとらえられないというのは情けないことだと思ふんです。この辺になってくると特に僕は経営委員長に言いたいんです。私は経営委員長で、そんな下々のことは関係ないなというような、そういう経営委員長では私は非常にと困ると思うんです。我々の目の前にあらわれるのは、何といつても長期計画が出てきているんだから、その中でどういう位置づけをしているんだらうと、労使関係の問題は、それが全然ないという、歯牙にもかけない、書いてあるのはみんな効率ばかりだと。そんな姿で働けと言っても、民放の人たちだって頭にくるんじゃないですか。僕はそういうものだと思ふんです。

ですから私は、経営委員に十二名の方がおられるそうですが、そういう方々もそういう感覚を持たなければ事業経営というのはやっぱり成功しないんだということを私はぜひわかってもらいたいと思うんです。恐らく個別の話やったら、そうだそうだと言うに違いない。だって間違っていないもの。現場は関係ないと、私らが勝手に決めればい

いんだ。そんな発想でできるはずがないんですから。そういう点、これは別に会長に責任があるとかそういう意味じゃないんです。経営委員会の皆さんがその点に気づいて、またそういう感覚を持ちながらこういう長期計画というものを立てたのか立てないのかということを私は声を大にして言いたいんですね。議論としてありましたか、ありませんでしたか。

○参考人(島桂次君) ただいま御指摘の点は極めて重要な問題でございまして、放送というのはやはり人間、これを確保しなければできないわけでございますし、先生御存じのように、NHKの給与がほかの民族、新聞社に比べて甚だ低いという現状もございまして。したがって、この五カ年計画の中では、少なくとも民族の平均的な給与を受けられるようにやはりしなければいかぬということで、それで具体的な計画をいろいろ今既を立てているところでございます。

ただ一つ、私が組合の皆さん方に申し上げているのは、やはり公共事業といえますか、これにありがちな効率の悪さというものをできるだけやっばり排除しなければいかぬと。十人でやる仕事を七人でできる工夫はないかと。

それからもう一つの点は、技術が非常に発達してきますと人間に置きかえられる部分というのはかなり出てきておりますし、現に今NHKのニュースセンター、これは世界に誇る設備を持っているわけでございますけれども、かなり今までの人間と数が違った形で運用できると。そういうことで、実質的にはある程度数を減らすということとは当然考えております。しかし、その減った分、数を減らすだけではなくて、その仕事をする人の給与を上げていくということもこれは同時になければ当然いけないわけでございます。したがって、具体的な数字は後でまた説明申し上げさせてもいいんですけれども、最終的にはこの五カ年の間に民間放送、新聞社その他との給与が余り差がないように持っていくということできちつと組合側とも話し合いができていくわけでございます。

○及川一夫君 それ以上のことはよろしいでしよう。ぜひ労使間で話し合っていただければいいと思うし、また経営委員会でも一つの話題にすべきだというふうに私は思います。

特に、会長が触れられました受信料という体質からくる効率とか、そういう觀念の薄さという問題、これは郵政大臣、僕はN T Tでも感じているんです。大体N T Tというのは三十万人ぐらいいったはずだと。そのときの仕事に対して見合つた数字が三十万だとすれば三十万要るはずだと、仕事はふえているのか減っているのかと言つたら、ふえている。それなら三十万が三十三万になつてもいいじゃないか、理屈を言うとなう。ところが、どういうわけか仕事かふえても要員は減らしていつているわけです。俗に言う効率です、それでやれて別にサービスはダウンしていない、サービスを上げているわけだ。これを考えますと、一体何でだろうということになるんです。大体N T Tの要員なんというのはN T Tが勝手にいって大蔵省と折衝してばんとできるものじゃないんです。仕組みとして、郵政省と協議をして、郵政省の承認のもとに大蔵府折衝をやりながら、最終決定をいただいで、郵政大臣のもとに閣議決定をしていただいで国会に提案する、こういうやり方でしょう。その権威ある要員が民間化されたらどんどん減つていつているわけです。行革ではこのことが私は言われているような気がしてしょうがない。民間になればそうなる、公社職員ならそうならない、ふえるばかりだと、ここなんです。だから私は、今までやつてきたことがいいとか悪いとか、そういうことを言うつもりはないんですけれども、会長がいみじくも言われた点、確かにこれは非常に大事な点ですから十分勞使間で話し合つて、この五カ年計画を成功させるためにやっぱりやるべきだというふうに思つているわけであります。

私は、途中であれすると面倒になりますから、きょうはこれでやめさせていただきます。

○委員長（青木新次君）　以上で本日の質疑は終了

いたしました。
次回は明三十日午前十時に開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十五分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十四回国会提出)
- 一、日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十七回国会提出)

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、特定通信・放送開発事業実施円滑化法案
- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、電気通信業又は放送業(有線放送業を含む。以下同じ)に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密

接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう)の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

2 この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業をいう。

3 この法律において「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方法を改善する事業であつて、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものをいう。

4 この法律において「地域通信・放送開発事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、電気通信の高度化が進展していないため社会経済の情報化に即応した諸活動の円滑な実施に支障を生じている地域において行われる電気通信の高度化に資する事業であつて、当該地域における通信・放送事業分野の現状等から見て、当該事業を行うことが当該地域における情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に寄与するものをいう。

5 この法律において「通信・放送共同開発事業」とは、新たな通信・放送事業分野の開拓のために行う次に掲げる事業(高度な電気通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための構造及び設備を有する施設の整備を行う事業であつて次の各号の事業と一体的に行われるものを含む)をいう。
一 高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業
二 高度な電気通信技術の企業化のために必要

な需要の開拓の事業

(実施指針)

第三条 郵政大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という)を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

2 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項
二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項
四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業に係る実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。

4 実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5 郵政大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
6 郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

7 郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(実施計画の認定)

第四条 通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者(これらの事業を実施する法人を設立しようとする者を含む)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 特定通信・放送開発事業の内容
二 特定通信・放送開発事業の実施に必要な設備その他特定通信・放送開発事業の実施方法
三 特定通信・放送開発事業の実施時期
四 特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 郵政大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。
3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という)に係る特定通信・放送開発事業を実施する者(以下「認定事業者」という)が当該認定計画に従つて特定通信・放送開発事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送衛星機構の業務の特例)

第六条 通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）は、通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

四 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、地域通信・放送開発事業の実施地域、内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第三号の利子補給金の支給の決定をしてはならない。（出資）

第七条 機構は、前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）に必要な資金又は第九條第一項に規定する信用基金に充てたるため必要があるときは、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

3 第一項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、出資業務に必要な資金又は第九條第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てべき金額を示すものとする。（業務の委託等）

第八条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、第六條第一項第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十條及び第四十四條の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、機構法第四十條第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と、機構法第四十四條中「第四十條第一項」とあるのは「特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八條第四項において準用する第四十條第一項」と読み替へるものとする。

（信用基金）

第九条 機構は、第六條第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する信用基金を設け、第七條第一項の認可を受けた場合において同条第三項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てたることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるとする。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

（区分経理）

第十条 機構は、第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理並びに出資業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。（機構法の適用）

第十一條 第六條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「通信・放送開発法」という。）第六條第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「金融関連業務」という。）に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣」と、機構法第十九條第四項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第二十九條第一項及び第三十五條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第二十九條第二項及び第三十八條中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」と、機構法第三十一條及び第三十二條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十四條第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び通信・放送開発法第六條第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）に係る勘定」と、機構法第三十四條第三項及び第四十二條第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第三十九條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五

条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十條第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」と、機構法第四十一條第二項中「衛星所有勘定に係る出資」とあるのは「衛星所有勘定に係る出資、通信・放送開発法第十條に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資」と、機構法第四十二條第一項中「一般勘定」とあるのは「通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。）に係る勘定並びに一般勘定」と、同条第二項中「一般勘定」とあるのは「債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定」と、機構法第四十三條第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合（金融関連業務に係る第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可又は第三十二條第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務に係る第二十九條第一項又は第三十一條の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五條第一号及び第四号中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣」と、同条第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び通信・放送開発法第六條第一項」とする。（社債発行限度の特例）

第十二條 認定事業者であつて会社であるものは、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債であつて、郵政省令で定めるところにより募集するものについては、機構が当該新株引受権付社債の元本に係る債務の額のうちその額に郵政省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限を超えて募集することがで

きる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

(負担金についての損金算入の特例)

第十三条 認定事業者（その者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。）が行う通信・放送共同開発事業（第二条第五項第一号に掲げるものを除く。）であつて認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合においては、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(資金の確保等)

第十四条 政府は、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に資するため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 郵政大臣（第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）は、同項に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第十五条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条 第十二条ただし書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(機構に対する日本開発銀行の出資)

第三条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八十八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「通信・放送開発法」という。）附則第三条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び通信・放送開発法附則第三条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに通信・放送開発法附則第三条第一項の規定による出資」とする。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三特定船舶製造業経営安定臨時措置法（昭和六十二年法律第二十五号）第十一条第一号（協会の行う債務保証業務）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第一号）第六條第一項第一号（通信・放送衛星機構の業務の特例）の業務に関する文書

通信・放送衛星機構

(大蔵省設置法の一部改正)

第五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「産業基盤整備基金」の下に「通信・放送衛星機構」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第六条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

第六十五 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第一号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の十八を第二十二号の十九とし、第二十二号の十七を第二十二号の十八とし、第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十六号」を「第六十七号」に改め、同条第八項中「第六十七号」を「第六十八号」に改める。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条から第九条までを次のように改める。

(業務の特例等)

第五条 機構は、当分の間、第二十八条第一項に規定する業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送（テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）であつて、放送衛星の無線局により行われるものをいう。以下同じ。）を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 前項の難視聴地域とは、日本放送協会が放送法第九条第五項の規定によりテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるやうにすることが困難と認められる地域をいう。

第六条 政府は、前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合において、第五条第三項前段の規定により機構に出資するときは、同項後段に規定する各資金又は次条第一項に規定する衛星放送受信対策基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充てるべきものとして出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、受信対策基金を運用してはならない。

一 国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得

二 郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

3 第四十三条第一項の規定は、郵政大臣が前項

第一号又は第二号の規定による指定をしようとする場合について準用する。

第八條 附則第五條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第三十三條の二の「経理（当該所有に係る部分に限る。）」とあるのは「経理（当該所有に係る部分に限る。）及び附則第五條第一項に規定する業務に係る経理」と、第五條第一項に規定する業務に係る「特別の勘定（以下「衛星所有勘定」とあるのものは「それぞれ特別の勘定（以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一條第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「受信対策勘定に係る出資及びそ

の他の一般の勘定」と、第四十二條第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び附則第五條第一項」とする。

第九條 附則第七條第二項の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

附則第十條を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 附則第七條第二項の規定に違反して受信
対策基金を運用した場合には、その違反行為を
した機構の役員は、十万円以下の過料に処する。
附則第十條を削る。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成2年度収支予算

予算総則
第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の平成2年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び「支払区分」に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

— 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含められ受

六 「訪問革命」とは、協会の革命取極考へのきねなど口感振替及び縣統振込以外の方法によるきねの契約をいう。

さいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別協定を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カメラ契約、衛星普通契約又は特別契約を多数契約した者が、一括して口座振替又は継続支払により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カメラ契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎に口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、この予算の執行に充てることができる。

決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金
の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、そ

の一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関する経費の支出に充てることができる。

附 則

第2条の規定にかかわらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	6,100円	11,880円
	口座続振替込	5,810円	11,310円
	訪問集金	3,990円	7,770円
普通契約	口座続振替込	3,700円	7,200円
	訪問集金	11,440円	22,290円
	口座続振替込	11,150円	21,720円
衛星カラー契約	訪問集金	9,330円	18,170円
	口座続振替込	9,040円	17,600円
	訪問集金	5,920円	11,540円
特別契約	口座続振替込	5,630円	10,970円
	訪問集金		
	口座続振替込		

(沖縄県)

契約種別	支払区分	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	5,280円	10,280円
	口座続振替込	4,980円	9,710円
	訪問集金	3,170円	6,170円
普通契約	口座続振替込	2,870円	5,600円
	訪問集金	10,630円	20,690円
	口座続振替込	10,330円	20,120円
衛星カラー契約	訪問集金		
	口座続振替込		
	訪問集金		

衛星普通契約	訪問集金	8,510円	16,570円
	口座続振替込	8,210円	16,000円

別表第1

平成2年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入	受取利息	484,595,070	
	受取利息	469,900,370	
	受取利息	1,513,606	
事業支出	支払利息	5,787,500	
	支払利息	6,560,594	
	支払利息	328,000	
事業収支差金	特別収入	505,000	
	特別収入	448,041,931	
	特別収入	155,289,880	
事業収支差金	国内契約信託	3,420,743	
	国内契約信託	43,601,871	
	国内契約信託	1,417,167	
事業収支差金	調査費	2,154,918	
	調査費	5,527,529	
	調査費	127,692,910	
事業収支差金	退職金	42,597,673	
	退職金	10,650,206	
	退職金	36,638,000	
事業収支差金	賞与	14,977,034	
	賞与	1,074,000	
	賞与	3,000,000	
事業収支差金	当座預金	36,553,139	
	当座預金		
	当座預金		

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出	当座預金
本年度以降の財政安定のための繰越金	15,087,000
	21,466,139

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
資本収入		86,167,000	
	事業収支差金受入れ	15,087,000	
	減価償却資金受入れ	36,638,000	
	資産受入れ	1,122,000	
	放送債券償還積立資産戻入れ	7,840,000	
	放送債券償還積立資産戻入れ	6,000,000	
	長期借入金	19,480,000	
資本支出		86,167,000	
	建設費	62,800,000	
	放出資産	440,000	
	放送債券償還積立資産繰入れ	5,108,000	
	放送債券償還金	7,840,000	
	長期借入金返還金	9,979,000	
資本収支差金		0	

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、4,840億9,007万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,469億6,793万1千円であり、経常収支差金は、371億2,213万9千円である。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入		523,000	
	受託業務等収入	523,000	
事業支出		438,000	
	受託業務等費	427,000	
	財	11,000	
事業収支差金		85,000	

事業収支差金8,500万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円	
	口座振替	1,320円	7,510円	14,630円	
普通契約	訪問集金	890円	5,100円	9,940円	
	口座振替	840円	4,810円	9,370円	
衛星カラー契約	訪問集金	2,300円	13,140円	25,610円	
	口座振替	2,250円	12,850円	25,040円	
衛星普通契約	訪問集金	1,820円	10,440円	20,350円	
	口座振替	1,770円	10,150円	19,780円	
特別契約	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円	
	口座振替	990円	5,630円	10,970円	

別表第3 受信料額 (沖縄県)

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円	
	口座振替	1,170円	6,690円	13,030円	
普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円	
	口座振替	690円	3,990円	7,770円	
衛星カラー契約	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円	
	口座振替	2,110円	12,030円	23,440円	
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円	
	口座振替	1,630円	9,330円	18,180円	

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛星カラー契約	契約総数10件以上の契約者のすべての契約件数を対象に、衛星カラー契約については、
衛星普通契約	50件未満の場合 1件あたり 月額200円
特 別 契 約	50件以上100件未満の場合 1件あたり 月額230円
	100件以上の場合 1件あたり 月額300円
	衛星普通契約及び特別契約については、1件あたり 月額 90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛星カラー契約	契約総数15件以上の団体のすべての契約件数を対象に、訪問集金月額に、1件あたり 月額 250円
衛星普通契約	
特 別 契 約	

平成2年度事業計画

1 計画概説

高度情報社会における本格的な多メディア時代を迎え、放送を取り巻く環境は、大きく変化している。平成2年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、地上放送の充実刷新を図るとともに、衛星放送の普及を一層促進し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。また、業務の推進にあたっては、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととする。

しかし、財政的には収入の増加及び経費の節減などの経営努力を図ってもなお、極めて厳しい状況にある。

このため、今後5か年の経営計画のもとに、平成2年度において、やむを得ず受信料額の改定を行い、視聴者の要望にこたえ、新しい放送の時代における公共放送としての使命を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝える国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善

に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。

(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを一層積極的に推進して、企業効率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に86億700万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に93億1,200万円、演奏所の整備に60億9,200万円、放送番組設備の整備に284億500万円、研究設備の整備等に103億8,400万円、総額682億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送設備の整備を進める。

これに要する経費は、86億700万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波伝信等による難視聴地域に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設する。

また、果敢放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、62億3,700万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

中波放送局及びFM放送局については、各1局を建設する。

また、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、30億7,500万円である。

(4) 演奏所整備計画

放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続するとともに、福岡放送会館の建設に着工し、大阪放送会館の整備を進める。

これらに要する経費は、60億9,200万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース番組の送出設備の機能改善整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、284億500万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。
これらに要する経費は、78億400万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、25億8,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、情報化、国際化などの社会状況に対応するため、1日18時間を基本とした弾力的な放送時間とし、広く一般を対象とした総合的な放送として、国民生活に必要な不可欠な情報や創造的文化的な番組の提供など、多様な分野の番組を編成するとともに、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。

教育放送は、1日18時間放送し、学校放送をはじめ幅広い文化・教育番組や障害者向け番組などの放送として、全面的な番組編成の刷新を行う。また、平成2年10月から、音声多重放送を開始する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に日本とアジアの情報及び経済情報を充実する。第2テレビジョンは、総合テレビジョンと教育テレビジョンの主な番組及び衛星独自番組により編成し、1日22時間20分(週間平均)放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活態様の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習に資する番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域放送については、地域社会の多面的発展に貢献するため、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。

また、諸外国の日本に対する正しい理解を促進するため、海外へ映像情報を提供する。

これらに要する経費は、番組制作に1,102億1,328万4千円、番組の編成企画その他に88億4,406万7千円で、総額1,190億5,735万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、362億3,252万9千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,265億1,106万6千円にに対し、287億7,881万4千円の増額となり、総額1,552億8,988万円である。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を拡充して、平成2年4月から1日44時間30分、平成3年1月から1日47時間とし、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成して、

放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。このため、前年度31億8,184万6千円にに対し、2億3,889万7千円の増額となり、総額34億2,074万3千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化をさらに推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度418億8,726万円にに対し、17億1,461万1千円の増額となり、総額436億187万1千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、前年度13億3,061万1千円にに対し、8,655万6千円の増額となり、総額14億1,716万7千円である。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、公共放送を支える受信料制度について視聴者の理解を得るため、積極的な広報活動を行うとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニューメディアについての広報を一層推進する。

このため、前年度18億5,868万8千円にに対し、2億9,623万円の増額となり、総額21億5,491万8千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、世論調査の新しい手法を開発するほか、国民生活時間調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度47億5,643万1千円にに対し、7億7,109万8千円の増額となり、総額55億2,752万9千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,276億9,291万円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険費の増加等により、前年度395億8,842万5千円にに対し、30億924万8千円の増額となり、総額425億9,767万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度102億1,907万円にに対し、4億3,113万6千円の増額となり、総額106億5,020万6千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は5億2,300万円、支出は4億3,800万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭契約件数		29,680,000	30,600,000	△	920,000
年度内新規契約件数		1,880,000	1,940,000	△	60,000
年度内解約件数		2,370,000	2,860,000	△	490,000
年度内増加契約件数		△ 490,000	△ 920,000		430,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭免除件数		686,000	689,000	△	3,000
年度内新規免除件数		38,000	32,000		6,000
年度内解約件数		38,000	35,000		3,000
年度内増加免除件数		0	△ 3,000		3,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭契約件数		1,248,000	1,356,000	△	110,000
年度内新規契約件数		220,000	230,000	△	10,000
年度内解約件数		330,000	340,000	△	10,000
年度内増加契約件数		△ 110,000	△ 110,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭免除件数		185,000	192,000	△	7,000
年度内新規免除件数		5,000	5,000		0
年度内解約件数		15,000	12,000		3,000
年度内増加免除件数		△ 10,000	△ 7,000	△	3,000

(3) 衛星カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭契約件数		1,367,000	0		1,367,000

年度内新規契約件数	939,000	1,367,000	△	428,000
年度内解約件数	20,000	0		20,000
年度内増加契約件数	919,000	1,367,000	△	448,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭免除件数		5,000	0		5,000
年度内新規免除件数		4,000	5,000	△	1,000
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加免除件数		4,000	5,000	△	1,000

(4) 衛星普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭契約件数		10,000	0		10,000
年度内新規契約件数		10,000	10,000		0
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加契約件数		10,000	10,000		0

(5) 特別契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成 元 年度	増	減
年度初頭契約件数		3,000	0		3,000
年度内新規契約件数		1,000	3,000	△	2,000
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加契約件数		1,000	3,000	△	2,000

(参考 1)
ア 有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		29,680,000	1,248,000	1,367,000	10,000	3,000	32,308,000
年度内新規契約件数		△ 490,000	△ 110,000	919,000	10,000	1,000	330,000
年度内増加契約件数		29,190,000	1,138,000	2,286,000	20,000	4,000	32,638,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合 計
年度初頭契約件数	230,000	14,000	10,000	254,000
年度内増加契約件数	△ 5,000	△ 1,000	10,000	4,000
年度末契約件数	225,000	13,000	20,000	258,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	6,813,000	22,743,000	124,000	29,680,000
年度内増加契約件数	△ 726,000	0	236,000	△ 490,000
年度末契約件数	6,087,000	22,743,000	360,000	29,190,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	170,000	59,000	1,000	230,000
年度内増加契約件数	△ 13,000	6,000	2,000	△ 5,000
年度末契約件数	157,000	65,000	3,000	225,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	575,000	667,000	6,000	1,248,000
年度内増加契約件数	△ 34,000	△ 80,000	4,000	△ 110,000
年度末契約件数	541,000	587,000	10,000	1,138,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	13,000	1,000	14,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△ 1,000
年度末契約件数	12,000	1,000	13,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000
年度内増加契約件数	△ 61,000	970,000	10,000	919,000
年度末契約件数	185,000	2,061,000	40,000	2,286,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数	1,000	9,000	10,000
年度末契約件数	3,000	17,000	20,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数	0	10,000	10,000
年度末契約件数	2,000	18,000	20,000

(5) 特別契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	2,000	1,000	3,000
年度内増加契約件数	1,000	0	1,000
年度末契約件数	3,000	1,000	4,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	14,406人
建設関係	248
合 計	14,654

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内280人の純減を見込んだものである。

平成2年度資金計画

1 資金計画の概要

平成2年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,549億1,625万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,549億6,945万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,699億37万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額4,666億5,988万2千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、194億8,000万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億5,300万円、放送債券償還積立資産の戻入れ78億4,000万円、国際放送関係等交付金収入15億1,360万6千円、有価証券の売却221億8,200万円、受取利息その他の入金307億1,176万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額5,549億1,625万2千円である。

3 出金の部

事業経費3,939億5,616万3千円、建設経費628億円、放送債券の償還78億4,000万円、長期借入金の返還99億7,900万円、出資4億4,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ51億800万円、有価証券の購入554億2,200万円、支払利息その他の出金194億2,429万3千円を合わせ出金額は、総額5,549億6,945万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	16,843,000	25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,843,000
2 入 金	144,711,295	109,530,039	160,537,439	140,137,479	554,916,252
受 信 料	139,997,964	91,465,336	150,264,482	84,932,100	466,659,882
放 送 債 券	0	0	0	5,976,000	5,976,000
長 期 借 入 金	0	0	0	19,480,000	19,480,000
固定資産売却収入	27,800	338,500	103,780	82,920	553,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	7,840,000	7,840,000
交付金収入	377,335	377,335	377,335	381,601	1,513,606
有価証券売却	100,000	13,330,000	100,000	8,652,000	22,182,000
受取利息その他の入金	4,208,196	4,018,868	9,691,842	12,792,858	30,711,764
3 出 金	135,692,157	109,700,865	160,782,665	148,793,769	554,969,456
事業経費	90,139,608	90,079,519	110,298,857	103,438,179	393,956,163
建設経費	14,808,687	15,351,476	15,210,902	17,428,935	62,800,000
放送債券償還	0	0	0	7,840,000	7,840,000

長期借入金返還	0	0	0	9,979,000	9,979,000
出 資	110,000	110,000	110,000	110,000	440,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,108,000	5,108,000
有価証券購入	24,540,000	100,000	30,261,000	521,000	55,422,000
支払利息その他の出金	6,093,862	4,059,870	4,901,906	4,368,655	19,424,293
4 期末資金有高	25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,789,796	16,789,796

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成2年3月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、受信料額の改定については、協会の財政基盤の安定を図り、公共放送として求められる社会的使命を果たすためには、この際、やむを得ないものと考えらる。

協会は、受信者に負担の増加を求めざるを得ない現下の厳しい状況を踏まえ、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、その財政が受信者が負担する受信料を基盤としていることを改めて深く認識し、事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、極力経費の削減に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に、衛星料金を含む受信料については、契約締結及び収納の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的、安定的実施に配慮するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に努めること。
- 4 なお、衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴解消のために必要な放送を確保すること。
- 5 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続きその充実、強化に努めること。

協会は、放送などの方法により、合理化、効率化の実施状況を含む経営の概況を受信者に対して随時明らかにすること。

三民二十日本委員会に於ける委員が付託をうけた事項
三民二十日本委員会に於ける委員が付託をうけた事項
(主権者たる国民の利益に基き三民二十二年四月)
「理屈・政策・財政・経済」の四つの分野に於ける
建議を求めらるる事

平成二年四月十二日印刷

平成二年四月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P